

# 特別支援学級担任の ハンドブック

(新訂版)



令和4年(2022年)3月  
北海道立特別支援教育センター



# まえがき

本資料は、平成20年3月に発行した「特別支援学級担任のためのハンドブック(改訂版)」の新訂版です。

「改訂版」の発行から10年以上が経過する間、我が国においては、「障害者の権利に関する条約」の批准に向けた就学先決定の仕組みの改正や、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行など、障がいのある児童生徒を取り巻く環境が大きく変化してきました。

北海道内に目を向けると、この約10年間で特別支援学級の在籍者数が大幅に増加するとともに、通級による指導を受ける児童生徒が倍増しました。また、本道の特別支援学級を担当する教員の現状は、特別支援教育の経験が3年未満の教員及び期限付き教員が約半数を占める状況にあることから、担当教員の専門性向上が喫緊の課題となっています。さらには、特別支援教育の進展を背景として、特別支援学級担当教員に対しては、通常の学級に在籍している障がい等のある児童生徒への支援等についての助言を求められる機会も増えてきています。

このような中、令和4年3月に、文部科学省の「特別支援教育を担う教師の養成の在り方に関する検討会議」において、全ての教師が採用後10年目までに特別支援学級や特別支援学校を経験するという方向性が示されました。私たち教師を取り巻く環境が大きく変わろうとしている中、特別支援学級を担当する教師の専門性は、今後、これまで以上に重要視されてくると言えるでしょう。

このようなことから、新訂版では、新しく特別支援学級の担任となった先生方やこれから特別支援学級を担当する先生方が、特別支援教育における教育課程の編成や学級経営、障がいのある児童生徒への指導や支援の在り方について基本的な理解を深められるよう充実を図るとともに、特別支援教育に関する近年の動向や学習指導要領の趣旨を踏まえた改訂を行いました。

なお、改訂に当たっては、現場の先生からよく出る質問等に対する説明をQ&A形式で示したり、関係資料やWebページに直接アクセスできるよう2次元バーコードやハイパーリンクを掲載したりするなど、日々の指導で活用できるよう工夫しています。

児童生徒一人一人の可能性を伸ばし、自立と社会参加を目指す教育活動の充実のために本ハンドブックを御活用いただけましたら幸いです。

令和4年(2022年)3月

北海道立特別支援教育センター所長 日向 正 明

## I 特別支援教育の基本

- 1 特別支援教育の理念と現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 連続性のある「多様な学びの場」・・・・・・・・・・・・・・ 3

## II 魅力ある学級経営のために

- 1 特別支援学級とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 学級担任になったらまず何をするか・・・・・・・・・・ 7
- 3 児童生徒の理解が重要です・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 4 少人数の学級経営を工夫しよう・・・・・・・・・・・・ 10
- 5 教室設営、備品はどのように・・・・・・・・・・・・ 11
- 6 適切な教科用図書を使用する・・・・・・・・・・・・ 13
- 7 出席簿、指導要録、通知表は・・・・・・・・・・・・ 15
- 8 各種援助制度について知ろう・・・・・・・・・・・・ 16

## III 個が生きる学習指導のために

- 1 教育課程の編成の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 2 各教科等を合わせた指導とは・・・・・・・・・・・・ 19
- 3 教科別の指導とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 4 道徳科、外国語活動、特別活動、自立活動の時間を設けて指導を行う場合・・ 23
- 5 自立活動の指導とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 6 総合的な学習の時間とは・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 7 道徳科の指導を進めるために・・・・・・・・・・・・ 29
- 8 個別の教育支援計画をつくろう・・・・・・・・・・・・ 31
- 9 個別の指導計画をつくろう・・・・・・・・・・・・・・ 32
- 10 年間指導計画をつくろう・・・・・・・・・・・・・・ 33
- 11 指導に生きる評価を・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

### 本ハンドブックの活用について

本ハンドブックは、掲載内容に関する資料等に素早くアクセスできるよう参考資料のQRコードやハイパーリンクを掲載しています。「より詳しく知りたい。」「資料を参考にしたい。」という方は、お手持ちのタブレット端末等でQRコードを読み込むか、端末の画面上でリンクをクリックしてください。



★リンクは青文字で下線を引いて示しています→ 参考:「共生社会の形

## IV 指導に当たって大切なこと

- 1 活動等を分かりやすくするために . . . . . 37
- 2 授業づくり . . . . . 39
- 3 学習指導案をつくろう . . . . . 41
- 4 教材・教具の工夫が大切 . . . . . 43
- 5 生徒指導を大切に . . . . . 45
- 6 行動の背景を理解して対応しよう . . . . . 47
- 7 合理的配慮の考え方 . . . . . 48
- 8 将来の自立につなげるキャリア教育 . . . . . 49
- 9 知的障がい特別支援学校高等部 . . . . . 51
- 10 健康安全指導をしっかりと . . . . . 53
- 11 医療的ケアが必要な児童生徒への対応 . . . . . 55

## V 各障がい種の指導のポイント

- 1 視覚障がい教育 . . . . . 57
- 2 聴覚障がい教育 . . . . . 59
- 3 知的障がい教育 . . . . . 61
- 4 肢体不自由教育 . . . . . 63
- 5 病弱・身体虚弱教育 . . . . . 65
- 6 言語障がい教育 . . . . . 67
- 7 自閉症・情緒障がい教育 . . . . . 69

## VI 理解と協力を得るために

- 1 校内支援体制づくりのために . . . . . 71
- 2 交流及び共同学習をしよう . . . . . 73
- 3 ティーム・ティーチングをしよう . . . . . 75
- 4 合同学習を進めるために . . . . . 77
- 5 保護者との連携が重要です . . . . . 78
- 6 関係機関と連携しよう . . . . . 79
- 7 通常の学級に在籍している特別な教育的支援が必要な児童生徒の理解と対応 . 80

## VII 資料編

- 参考となる資料を活用しよう . . . . . 84

MEMO

# I 特別支援教育の基本

## I-1

## 特別支援教育の理念と現状

## (1) 特別支援教育の理念

特別支援教育は、障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

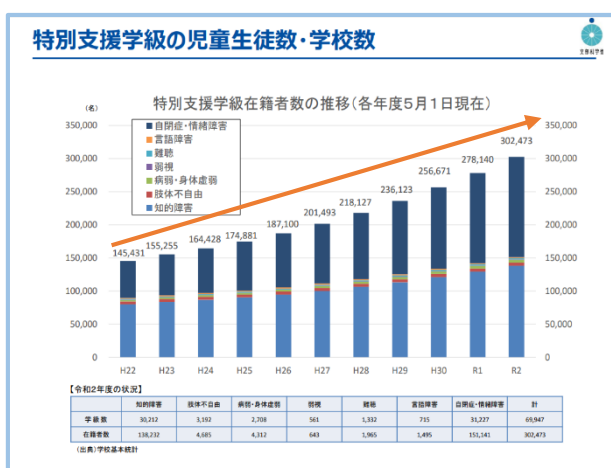
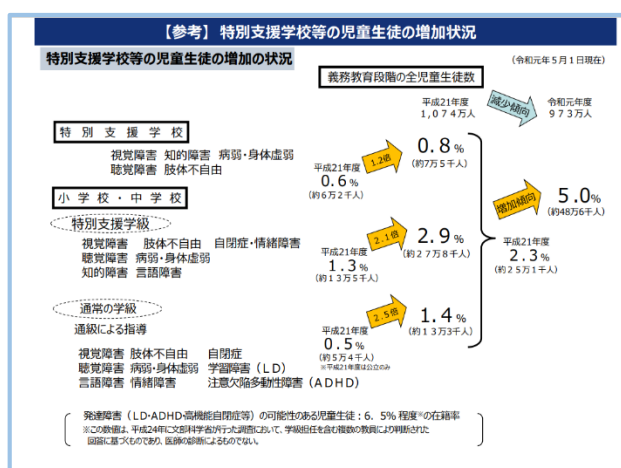
平成19年4月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置付けられ、全ての学校において、障がいのある児童生徒の支援をさらに充実していくこととなりました。

## (2) 我が国の特別支援教育の現状

特別支援学校や特別支援学級に在籍している児童生徒は増加傾向にあり、通級による指導を受けている児童生徒も平成5年度の制度開始以降増加してきています。

令和元年5月1日現在、義務教育段階において特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級の在籍者並びに通級による指導を受けている児童生徒の総数に占める割合は約5.0パーセントとなっています。また、小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の割合は、平成21年度の調査と比べて2.1倍となっています。

近年は、特別支援学校だけでなく幼稚園や小学校、中学校及び高等学校において発達障がいを含めた障がいのある幼児児童生徒が学んでおり、文部科学省が平成24年に実施した調査では、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症等、学習や生活の面で特別な教育的支援を必要とする児童生徒が、6.5パーセント程度の割合で通常の学級に在籍している可能性を示しています。



Point

「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」有識者会議参考資料(令和3年10月)

特別支援教育は、発達障がいの可能性のある児童生徒も含めて、全ての学校において実施されるものです。

「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告」文部科学省(令和3年1月)

### (3) 本道の特別支援教育の現状

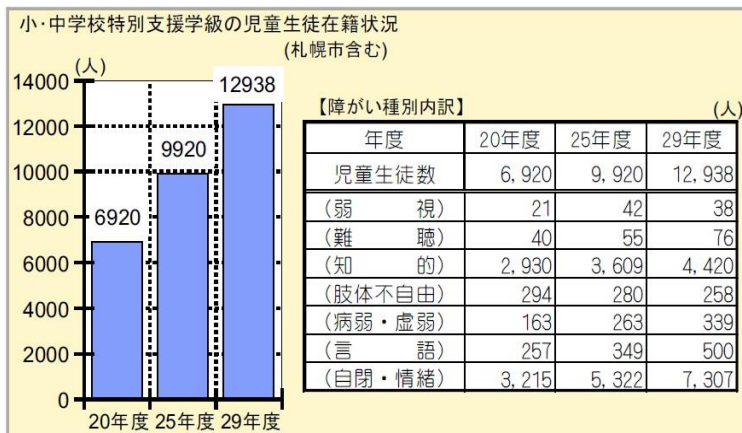
本道においても、国と同様に小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒が大幅に増加しているほか、小・中学校で通級による指導を受ける児童生徒も倍増するなど、特別支援教育に対するニーズが年々高まっています。

さらに近年では、小・中学校、高等学校の通常の学級において、発達障がいがあるなど、特別な教育的支援を必要とする児童生徒が在籍する割合が上昇していることや、重い障がいがあり、小・中学校等で医療的ケアを受けながら学ぶ児童生徒も増加傾向にあるなど、障がいの重度・重複化、多様化が進む状況が見られます。

[「特別支援教育に関する基本方針](#)

[〔平成30～34年度〕](#)

[北海道教育委員会\(平成30年3月\)](#)



## 教育基本法における特別支援教育

(教育の機会均等)

### 第四条

すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

## 学校教育法等の一部を改正する法律の概要

### 【学校教育法等の一部改正】

- ・現在、小・中学校において実施されている「通級による指導」を高等学校又は中等教育学校の後期課程においても実施できるようにし、特別の教育課程を編成できるように規定 [\(平成30年4月1日施行\)](#)
- ・障がいのある児童生徒等の学習上の困難の程度を低減させる必要があると認められるときは、教科用図書に代えてその内容を記録したデジタル教科書を使用することができることを規定 [\(平成31年4月1日施行\)](#)
- ・従来の就学先決定の仕組みを改め、障がいの状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることを規定 [\(平成25年9月1日施行\)](#)

## I-2

## 連続性のある「多様な学びの場」

## (1) インクルーシブ教育システムの構築

## ア インクルーシブ教育システムとは

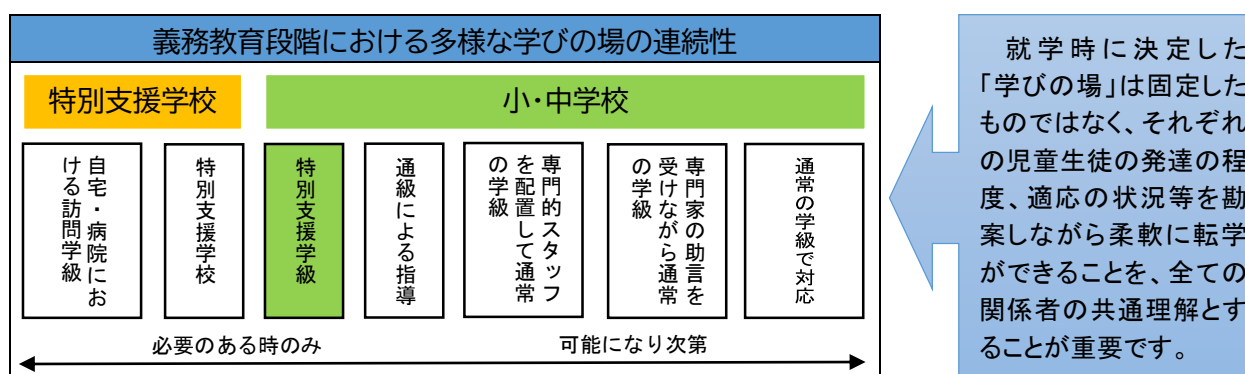
インクルーシブ教育システムとは、平成18年に「障害者の権利に関する条約」が国連で採択され、提唱された概念です。中央教育審議会の「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」では、次のように定義されています。

「インクルーシブ教育システム」とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」（署名時仮訳：教育制度一般）から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

## イ 連続性のある「多様な学びの場」とは

インクルーシブ教育システムにおいては、障がいのある児童生徒と、障がいのない児童生徒が同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対し、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供するために、多様で柔軟な仕組みを整備することが求められています。

児童生徒の自立と社会参加を一層進めるためには、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」を用意し、それぞれの学びの場で、一人一人の児童生徒の障がいの状態や発達の段階に応じた指導や支援を一層充実させる必要があります。



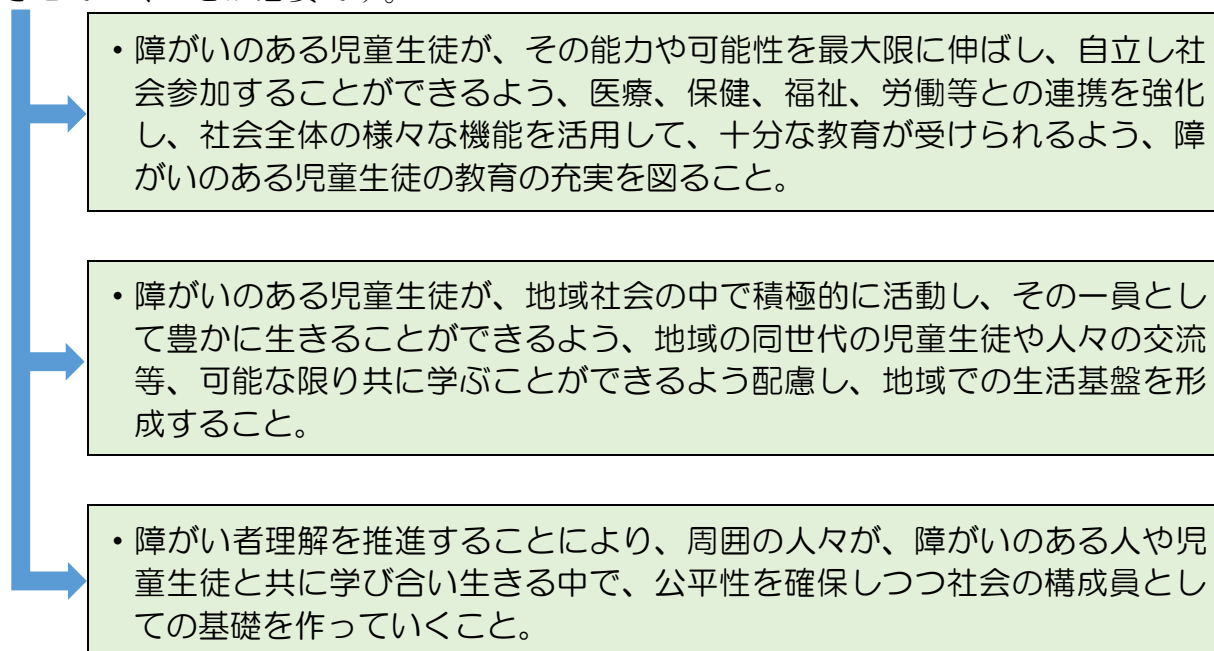
「特別支援教育に関する基本方針[平成30～34年度]」北海道教育委員会

令和3年6月に文部科学省から出された「障害のある子供の教育支援の手引」では、本人・保護者の意見を最大限尊重しつつも、児童生徒の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に転学等ができることが示されています。

このことは、特別支援学級の児童生徒が通常の学級へ転籍したり、特別支援学校に転学したりする場合に、学びの連続性を保障していくことの重要性を意味しています。

## ウ インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進とは

特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム構築のために必要不可欠なものです。そのため、以下の考え方に基づき、特別支援教育を発展させていくことが必要です。



### (2) 教職員体制や環境整備の充実

多様な学びの場として、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校それぞれの環境整備の充実を図っていくことが求められています。

特に、小・中学校等においては、インクルーシブ教育システム構築のために、以下の3点について、教育内容・方法を改善していく必要があります。

- ① 障がい者理解を進めるための交流及び共同学習の充実を図っていくこと。
- ② 通常の学級で学ぶ障がいのある児童生徒一人一人に応じた指導・評価の在り方について検討すること。
- ③ 全ての児童生徒に対して効果的な指導の在り方を検討していくこと。

インクルーシブ教育システム構築のためには、教職員の専門性の確保が重要です。

特に、小・中学校等の特別支援学級や通級による指導を担当する教員は、特別支援教育の重要な担い手となりますので、研修の受講等により、担当教員としての専門性の向上を図ることや、必要に応じて外部人材の活用も行い、学校全体としての専門性を確保していくことが必要です。



**Point**

それぞれの児童生徒が、学びの場において、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごす中で、生きる力を身に付けていけるかどうかを本質的な視点として、環境整備を進めることが重要です。

参考：「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」文部科学省

MEMO

## Ⅱ 魅力ある学級経営のために

Ⅱ-1

## 特別支援学級とは

### (1) 特別支援学級を設置することができる法的根拠

特別支援学級は、学校教育法第81条第2項に基づき、障がいがあるため、通常の学級における指導では十分な成果をあげることが困難な児童生徒を対象とし、小・中学校に設けられる少人数の学級です。

1 学級の児童又は生徒の数は8人で、障がい種ごとに設置されます。

[参考：公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律](#)

### 学校教育法第81条

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

2 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

- 一 知的障害者
- 二 肢体不自由者
- 三 身体虚弱者
- 四 弱視者
- 五 難聴者

六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

3 前項に規定する学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。

「六 その他障害のある者（略）」とは、「言語障がい者」、「自閉症・情緒障がい者」を指します。

[「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」文部科学省（平成25年10月4日）](#)



### (2) 特別支援学級の対象となる障がいの種類及び程度

| 種 類    | 程 度                                                               |
|--------|-------------------------------------------------------------------|
| 弱視者    | 拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの                            |
| 難聴者    | 補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの                                  |
| 知的障がい者 | 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの |
| 肢体不自由者 | 補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のもの                        |

|            |                                                                                                                                        |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 病弱・身体虚弱者   | ① 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの<br>② 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの                                                     |
| 言語障がい者     | 口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの |
| 自閉症・情緒障がい者 | ① 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも<br>② 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも                                        |

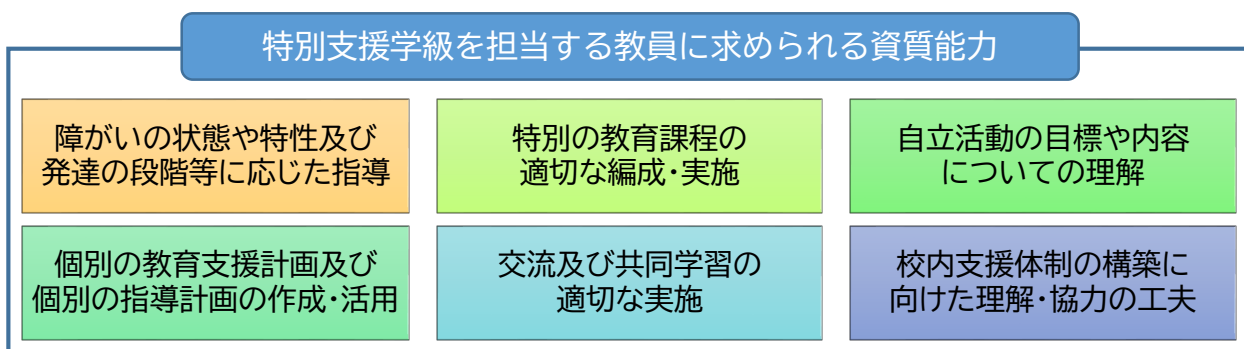
「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」文部科学省（平成25年10月4日）



各障がい種別における指導内容については、「Ⅴ 各障がい種の指導のポイント」を参考にしてください。

### (3) 特別支援学級を担当する教員に求められる資質能力

特別支援学級を担当する教員には、教員としての基本的な資質能力や小学校、中学校の教員として必要な専門性に加え、特別支援学級に在籍する児童生徒の障がい等の状態に応じた教育課程の編成・実施並びに指導や支援など、特別支援教育に関するより高度な専門性を身に付けることが求められています。



### (4) 特別支援教育に対する校内での理解・協力の工夫

特別支援学級を担当する教員は、特別支援学級に在籍している児童生徒はもとより、校内において特別な教育的支援を必要としている児童生徒への指導やその担任、保護者の相談を行うなど、校内での支援体制づくりの役割を担うことになります。

そのため、特別支援学級を担当する教師を含む全ての教師間において、個々の児童生徒に対する配慮等の必要性を共通理解するとともに、教師間の連携に努める必要があります。

学校全体で特別支援教育の支援体制づくりを進めるためには、特別支援教育実施の責任者である校長自身が、特別支援教育や障がいに関する理解を深め、リーダーシップを発揮していくことが重要です。



Ⅱ-2

# 学級担任になったらまず何をするか

## (1) はじめに

初めて特別支援学級を担当する先生にとっては、緊張とともに、指導計画の立案や指導内容の検討等、「まず何をしたらいいのだろう。」と悩むことが多いと思います。

4 月当初は学級の事務的な仕事も進めていかなければなりません。周りの人の協力を得ながら年間の見通しを立て、下の表を参考にするなどして、1 年間の主な学級事務等の計画を作成しましょう。また、年度末には、引継ぎ時に活用できる資料の整理が必要になります。1 年間の指導内容等について普段から指導の記録を残しておきましょう。

### 新しく入級する児童生徒への対応

- ・指導要録及び健康調査票、個別の教育支援計画など、事前に入手することができる情報の収集
- ・保護者への連絡（必要に応じて）

### 教室の環境整備

- ・掲示や表示…全ての児童生徒にとって分かりやすい環境
- ・教室内外の安全管理…児童生徒の安全に関連する実態把握

各学校で内容が異なりますので、一例として参考にしてください。



## (2) 1 年間の主な学級業務等（例）

| 月    | 主な学級事務                                                                                                                                                                                                                                    |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4 月  | <input type="checkbox"/> 諸表簿（指導要録、出席簿）の作成 <input type="checkbox"/> 教育課程の編成、週時程表の作成<br><input type="checkbox"/> 通学路、通学方法の確認 <input type="checkbox"/> 教室環境の整備<br><input type="checkbox"/> 交流及び共同学習の打合せ <input type="checkbox"/> 参観日、家庭訪問の計画 |
| 5 月  | <input type="checkbox"/> 学級経営案の作成 <input type="checkbox"/> 個別の指導計画の作成 <input type="checkbox"/> 就学奨励費等の手続き                                                                                                                                 |
| 6 月  | <input type="checkbox"/> 次年度使用教科書の届出 <input type="checkbox"/> 合同学習、職場実習の打合せ（中学校）<br><input type="checkbox"/> 宿泊学習 <input type="checkbox"/> 地域行事等の確認                                                                                       |
| 7 月  | <input type="checkbox"/> 保護者会の開催 <input type="checkbox"/> 通知表の記入 <input type="checkbox"/> 夏季休業中の課題の準備<br><input type="checkbox"/> プール指導 <input type="checkbox"/> 指導記録のまとめ                                                                 |
| 8 月  | <input type="checkbox"/> 指導計画の見直し <input type="checkbox"/> 進路指導 <input type="checkbox"/> 教室環境の整備                                                                                                                                          |
| 9 月  | <input type="checkbox"/> 学習発表会、文化祭の計画 <input type="checkbox"/> 職場実習の打合せ（中学校）<br><input type="checkbox"/> 前期の個別の指導計画の評価、見直し                                                                                                                |
| 10 月 | <input type="checkbox"/> 後期の個別の指導計画の作成                                                                                                                                                                                                    |
| 11 月 | <input type="checkbox"/> 就学時健康診断（小学校） <input type="checkbox"/> 修学旅行（見学旅行）<br><input type="checkbox"/> 進路決定のための保護者との面談（中学校）                                                                                                                |
| 12 月 | <input type="checkbox"/> 保護者会の開催 <input type="checkbox"/> 通知表の記入 <input type="checkbox"/> 冬季休業中の課題の準備 <input type="checkbox"/> 指導記録のまとめ                                                                                                   |
| 1 月  | <input type="checkbox"/> 始業式 <input type="checkbox"/> 引継ぎの準備                                                                                                                                                                              |
| 2 月  | <input type="checkbox"/> 卒業関連事務 <input type="checkbox"/> 体験入学（小学校）                                                                                                                                                                        |
| 3 月  | <input type="checkbox"/> 保護者会の開催 <input type="checkbox"/> 通知表の記入 <input type="checkbox"/> 学年末休業<br><input type="checkbox"/> 後期の個別の指導計画の評価 <input type="checkbox"/> 諸表簿（指導要録、出席簿）の記入<br><input type="checkbox"/> 次年度への引継事項の作成              |

### (3) 始業式までに行う準備

特別支援学級を担任することが分かってから、始業式までの間に何をしておけば良いでしょうか。児童生徒にとっても、保護者にとっても、安心して新学期を迎えることができるよう、以下の点について準備や確認をしておきましょう。

#### 準備すること

- ☐ 出席簿・名簿の作成
  - ・氏名の読み方の確認
  - ・兄弟姉妹の確認
- ☐ 教室の環境整備
  - ・靴箱、傘立て、ロッカー、机、椅子等の準備（場合によっては交流学級にも設置）
  - ・机や椅子、パーティション等の配置
  - ・児童生徒の動線に応じた備品の配置や視覚的な表示等の設置
  - ・刺激過多にならない程度の教室の装飾
- ☐ 教科書等の配付準備
- ☐ 学級事務用品の整備
- ☐ 学級だより（通信）の作成
  - ・学級担任の自己紹介、抱負、当初の予定等

#### 確認すること

- ☐ 児童生徒の実態把握
  - ・障がいの状態
  - ・健康面の状態
  - ・個別の教育支援計画、個別の指導計画、前学級担任からの引継ぎ、指導要録、医療機関等の所見、検査結果等のチェック
  - ・家庭環境
- ☐ 教室の安全点検
  - ・机、椅子の高さの調節や破損の有無
  - ・落下物、突起物、窓等
- ☐ 通学路や通学方法
  - ・登校班、保護者の付き添いの有無
  - ・スクールバス利用の有無や通学上の安全面の特記事項
  - ・児童生徒の動線に応じた危険箇所等
- ☐ 登校後の動き
  - ・児童生徒の迎え方
  - ・玄関から教室に移動するまでの配慮の有無
  - ・交流学級との関わり方（朝の会や帰りの会は、特別支援学級で行うのか交流学級で行うのか、荷物は特別支援学級に置くのか交流学級に置くのか等）

#### 保護者に確認すること（必要に応じて）

- ☐ 始業式・入学式の参加に当たって配慮が必要な点等
- ☐ 健康面、行動面で配慮が必要な点等

#### 校内の先生方に確認・協力を依頼すること

- ☐ 児童生徒の実態に関する全教職員の共通理解
  - ・障がい特性等
  - ・保護者の願い
  - ・職員会議等で、児童生徒の実態や学校行事への参加についての基本的な方向性の確認
  - ・週時程表の作成における協力・配慮のお願い

Ⅱ-3

## 児童生徒の理解が重要です

### (1) はじめに

特別支援学級に在籍する児童生徒の理解は、一人一人を多面的・総合的に理解していくことが重要です。日頃から児童生徒の気持ちを敏感に感じ取ろうという姿勢を大切にしましょう。

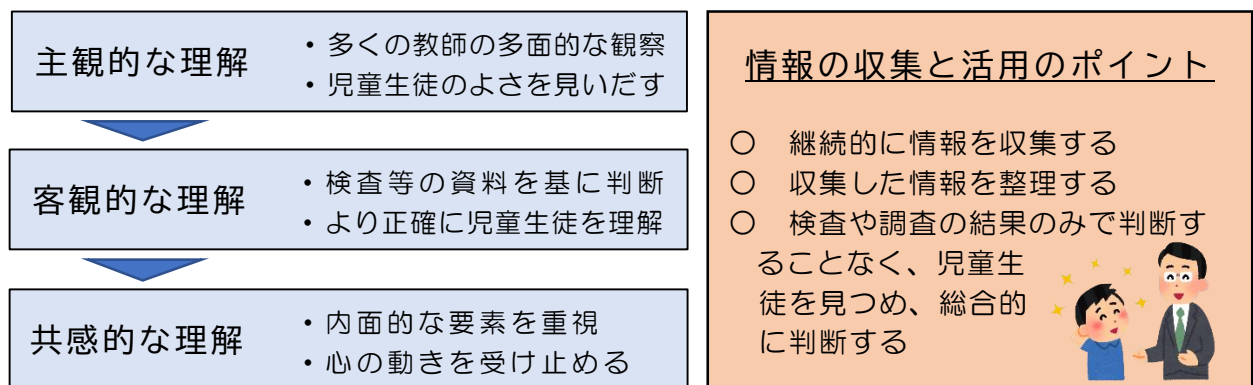
学校生活のどのような場面でどのような行動が見られるのか、「障がい」として理解するのではなく、日常の行動観察により、個々の児童生徒の「特性」として理解し、対応の工夫をすることが大切です。その際は、障がいやできないこと、問題となる行動ばかりに目を向けるのではなく、児童生徒ができるようになったこと、得意なことや好きなことに目を向けることが重要です。

「障害のある子供の教育支援の手引」文部科学省（令和3年）

「生徒指導提要」文部科学省（平成22年）

### (2) 児童生徒理解の進め方

児童生徒を深く理解するためには、主観的な理解から客観的な理解へ、さらに共感的な理解へと段階を進めていくことが大切です。

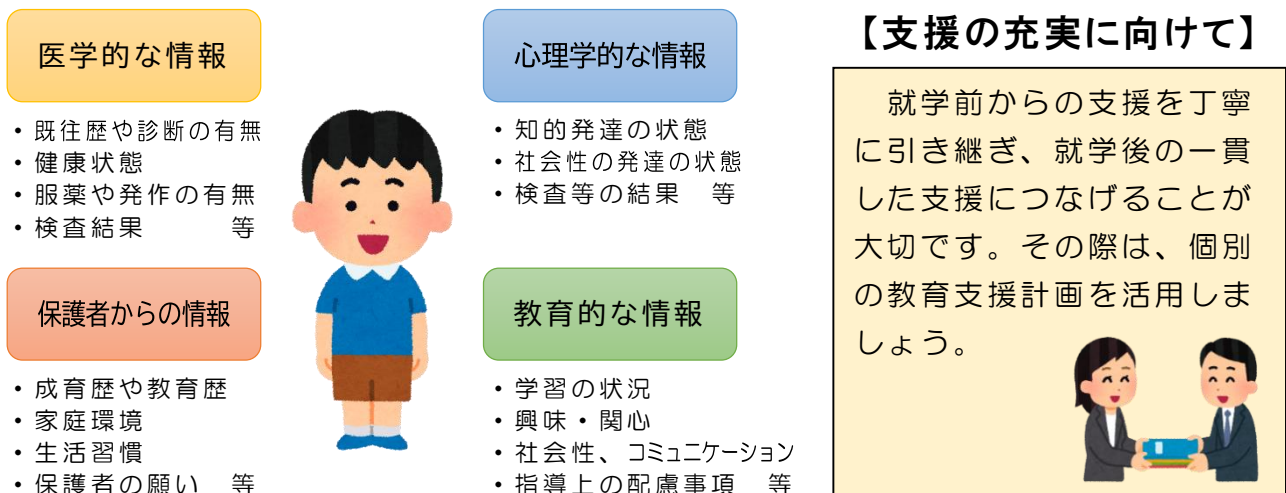


「学校教育の手引」北海道教育委員会（令和3年）

### (3) 指導や支援に向けた情報の収集

児童生徒の障がいの状態は一人一人異なっており、多様であることから、一人一人の教育的ニーズに応じた指導内容や指導方法の工夫が必要となります。

そのためには、指導や支援に必要な情報を多面的に収集し、指導計画の目標設定に向けて情報を整理することが大切です。



Ⅱ-4

## 少人数の学級経営を工夫しよう

### (1) 少人数学級の特徴を生かした学級経営

特別支援学級は、児童生徒数8人で1学級として認可されており、通常の学級に比べ少人数での学級編制となっています。しかし、本道の特別支援学級においては、地域や障がい種別により、1学級あたりの児童生徒数が1名もしくは学級編制上2～3名程度といった、少人数の学級となっている状況も見られています。また、異学年であったり、実態が大きく異なったりする児童生徒が在籍することがあります。

学級経営を考える際には、在籍する児童生徒一人一人の障がいの状態や特性及び発達の段階に応じた指導・支援をより充実させるとともに、通常の学級との交流及び共同学習を適切に実施するなど、在籍する児童生徒が少人数であるという特徴を生かした指導の在り方について検討する必要があります。

#### 特別支援学級の学級種別

- ・弱視特別支援学級
- ・難聴特別支援学級
- ・知的障がい特別支援学級
- ・肢体不自由特別支援学級
- ・病弱・身体虚弱特別支援学級
- ・言語障がい特別支援学級
- ・自閉症・情緒障がい特別支援学級

※1学級の児童生徒数＝8人

少人数の  
長所を生  
かす

児童生徒一人一人の  
障がいの状態や特性及  
び発達の段階に応じた  
指導・支援の充実

### (2) 少人数学級での指導の工夫

少人数の学級であることを生かした指導を充実させるため、特に次の3点について取り組み、指導の充実につなげるようにします。

#### ○ 児童生徒の障がいの状態や特性、発達の段階等に応じた指導・支援の充実

障がいの状態や特性、発達の段階等についての理解を深め、児童生徒の実態把握に基づいて学習内容や課題を設定するとともに、児童生徒が学びやすい学習環境を整備するなど、児童生徒への指導や支援の改善・充実に努めます。

参照する頁

- ・Ⅲ-1～7
- ・Ⅳ-1～8
- ・Ⅴ-1～7

#### ○ 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用

在籍する児童生徒一人一人について、個別の教育支援計画を作成し、家庭や関係機関等と連携を図ります。また、個別の指導計画を作成することにより、各教科等において実態に応じた適切な指導が行われるように努めます。

参照する頁

- ・Ⅲ-8、9
- ・Ⅵ-5、6

#### ○ 交流及び共同学習の適切な実施

相互の教育的ニーズを把握し、校内の協力体制を構築しながら通常の学級に在籍する児童生徒と日常の様々な場面で活動をともにする活動を設定することにより、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むとともに、各教科等のねらいを達成できるよう努めます。

参照する頁

- ・Ⅵ-1～2

Ⅱ-5

# 教室設営、備品はどのように

## (1) 教室設営のポイント

教室は児童生徒の学校生活の中心となる場であることから、児童生徒の実態に応じて、健康で安全に過ごせるような配慮と工夫が必要です。

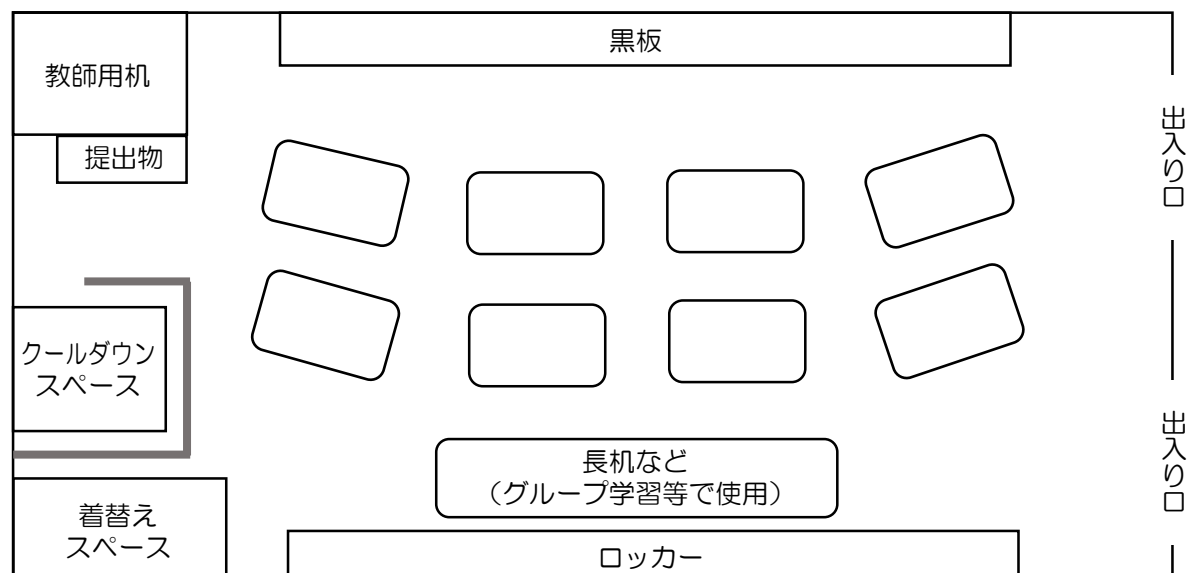
教室には、1日の学習の流れや、活動の手掛かりとなる掲示の工夫も必要です。児童生徒が主体的に活動できる教室環境を整えていきましょう。

また、教室内には、学習に必要な教材・教具をはじめ、多くの物品が用意されることになりますが、常に整理整頓を心掛け、安全に留意した教室環境の整備が必要です。

## (2) 備品

特別支援学級の備品は、対象となる児童生徒の障がいの種類や程度及び教育内容や方法によって異なります。効果的な教育が行えるよう、必要な備品を整備しましょう。

### <教室内の配置例>



### <教室環境の整備内容>

| 環境  | 観点               | 配慮の具体例                                                                          |
|-----|------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 場所  | 集中しやすい配置、休憩場所の設置 | 黒板の中央に向かって机を少し斜めに傾け、児童生徒の視界が黒板に向くようにします。<br>また、クールダウンができる場所をパーティション等で仕切って準備します。 |
| 備品  | 物を置く場所の工夫        | 「何を」、「どこに」、「どのように」置くのか、具体物や写真等で示します。<br>また、プリント等を入れるケースなどを準備します。                |
| 掲示物 | 刺激量の調整           | 黒板の周りには、できるだけ不要な物を掲示したり、置いたりしないようにします。掲示物等は、教室の側面や後方に整理して掲示するようにします。            |

### (3) 障がい種別の配慮事項

| ・視覚障がいのある児童生徒に対して           |                          |                                                                       |
|-----------------------------|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 1                           | <input type="checkbox"/> | 歩行等の妨げになる物を床面や頭上に置かないようにしている                                          |
| 2                           | <input type="checkbox"/> | 机の角や突起物には、カバーをするなど安全面に留意している                                          |
| 3                           | <input type="checkbox"/> | 適切な採光を確保している                                                          |
| 4                           | <input type="checkbox"/> | ロッカーや必要な道具には、聴覚や触覚を活用できるように工夫している                                     |
| 5                           | <input type="checkbox"/> | 対象物自体を拡大するなど、網膜に映る映像を拡大する工夫をしている                                      |
| ・聴覚障がいのある児童生徒に対して           |                          |                                                                       |
| 1                           | <input type="checkbox"/> | 生活や学習活動に際して騒音を和らげる工夫をしている                                             |
| 2                           | <input type="checkbox"/> | コミュニケーションを補助する機器や備品を必要に応じて配置している                                      |
| 3                           | <input type="checkbox"/> | 聞こえの状態に応じた座席配置を工夫している                                                 |
| 4                           | <input type="checkbox"/> | 聴覚の活用に配慮している（例：補聴援助機器の活用）                                             |
| 5                           | <input type="checkbox"/> | 言語指導の配慮をしている（例：自他の発音を録音再生するための機器など）                                   |
| ・肢体不自由のある児童生徒に対して           |                          |                                                                       |
| 1                           | <input type="checkbox"/> | 車椅子、歩行等の妨げになる物を置かないようにしている                                            |
| 2                           | <input type="checkbox"/> | できる限り段差がないようにしている                                                     |
| 3                           | <input type="checkbox"/> | 手洗い場所やロッカーの高さなど、児童生徒が使いやすいように工夫している                                   |
| 4                           | <input type="checkbox"/> | 経験の不足を補うための体験的な活動に必要な補助具等を準備している                                      |
| ・病弱・身体虚弱のある児童生徒に対して         |                          |                                                                       |
| 1                           | <input type="checkbox"/> | 病気等の状態や心理状態を考慮した環境を工夫している                                             |
| 2                           | <input type="checkbox"/> | 学習活動、休憩等を効果的に行えるように、畳やソフトマットなどで作られたスペースを用意している                        |
| 3                           | <input type="checkbox"/> | 長時間の外出が困難であることから、人との関わりや体験的な活動を補うために必要な情報機器の設置等、学校の中において活動ができる工夫をしている |
| ・知的障がい、自閉症・情緒障がいのある児童生徒に対して |                          |                                                                       |
| 1                           | <input type="checkbox"/> | 集中しやすい環境を整えている                                                        |
| 2                           | <input type="checkbox"/> | 道具の片付け場所や置き場所を分かりやすく示している（例：名前ラベルや写真を貼る等）                             |
| 3                           | <input type="checkbox"/> | 事前に学習の計画や活動内容を知らせることができ、見通しがもてるような情報提示の工夫をしている                        |
| 4                           | <input type="checkbox"/> | 予定の変更があるときは、児童生徒が分かるように変更を提示し、混乱しないようにしている                            |

児童生徒がどのような困難さを感じているのかを考慮し、障がいの状態に応じた環境整備の在り方を上記のチェックリストを参考に考えていきましょう。



Ⅱ - 6

## 適切な教科用図書を使用する

特別の教育課程を編成している特別支援学級において、児童生徒の実態から、当該学年用の文部科学省検定済教科書を使用することが適当でない場合は、他の適切な教科用図書を使用することができます。



### (1) 教科用図書の選択

特別の教育課程を編成している特別支援学級では、以下の順序で教科用図書を選択していきます。

- ① 各教科の文部科学省検定済教科書の中から当該学年のものを選択
- ② 各教科の文部科学省検定済教科書の中から下学年用のものを選択
- ③ 文部科学省著作教科書（国語、算数・数学、音楽）の中から選択
- ④ 上記の中に適当なものがない場合、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書（一般図書）の中から選択

- 1教科につき1教科書の選択です。
- 教科用図書の選択に当たっては、下記の資料を参考に、設置者である市町村教育委員会の考えに基づき検討してください。
- 文部科学省著作教科書及び学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の見本は、各地域の指定された学校や（特定の期間）、北海道立特別支援教育センターで閲覧できます。
  - ・ [「令和〇年度（△△年度）から使用する小学校（中学校）用教科用図書の採択参考資料」](#)
  - ・ [「令和〇年度（△△年度）使用小・中学部を置く特別支援学校及び小・中学校特別支援学級教科用図書（一般図書）採択参考資料」](#)



### (2) 一般図書の選択に当たって

学校教育法附則第9条に規定する教科用図書（一般図書）を使用する場合、教科の主たる教材として、教育目標を達成するために適切な図書を選択しなければなりません。また、以下のことについて十分に検討を行った上で選択することが大切です。

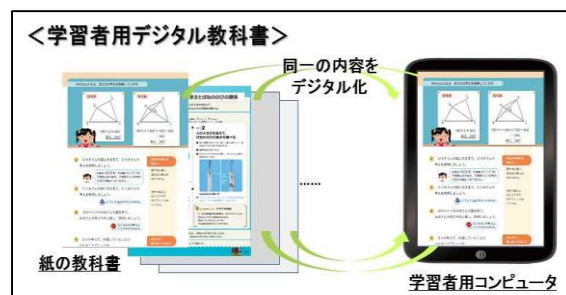
- ・ 文字、表現、挿絵及び取り扱う題材等が、児童生徒の障がいの種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容のものであること。
- ・ 教科の目標に沿う内容をもつ図書であること。
- ・ 上学年で使用する教科書との関連性を考慮するとともに、採択する図書の間の系統性にも配慮すること。
- ・ 教科用として使用する上で適切な体裁の図書であること。
- ・ 価格について、あまり高額なものに偏らないこと。
- ・ 分冊となっている一般図書を採択する場合、年度当初にまとめて購入すること。

### (3) 学習者用デジタル教科書

#### ア 学習者用デジタル教科書の概要

学校教育法等の一部を改正する法律（平成30年法律第39号）等の法令により、必要に応じて学習者用デジタル教科書を使用することができるようになりました。

学習者用デジタル教科書は、教科書発行者が作成するものです。各教育委員会等では、これまでどおり、紙の教科書について採択を行い、学習者用デジタル教科書については、各学校や各教育委員会等で児童生徒の実態等に応じ、使用するかどうか、どのように使用するかを判断します。

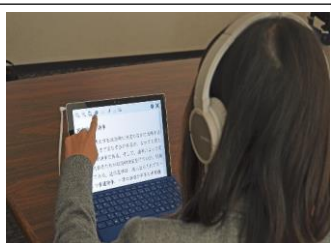


#### イ 特別支援教育における学習者用デジタル教科書の活用

特別支援教育において、学習者用デジタル教科書は、視覚情報や音声情報を複合的に分かりやすく提示したり、必要な情報を簡単に取り出したりすることが可能となり、指導におけるツールとして非常に効果的です。

##### （特別支援教育における活用例）

視覚障がいのある児童生徒における、拡大機能や音声読み上げ機能の活用



発達障がいのある児童生徒における背景色、テキストの色、行間・文字間隔等の変更機能の活用



- **拡大表示**～文字や写真、図などの細かな部分を拡大して確認できます。
  - **書き込み**～ペン機能で画面上に書き込んだり、マーカーで強調したりできます。
  - **音声読み上げや動画の再生**～外国語の発音を聞いたり、動画を再生しながら繰り返し学んだりすることができます。
  - **背景色・文字色の変更・反転**～一人一人の見やすさに応じることができます。
- ※その他にも、大型モニターに表示したり、ネットワーク環境を利用した書き込み等の共有をしたりすることができます。

実践事例については、以下の資料に紹介されていますので、ご参照ください。

[「学習者用デジタル教科書実践事例集」（文部科学省 令和元年3月）](#)



#### ウ 学習者用デジタル教科書の使用に当たり留意すべき点



学習者用デジタル教科書の単なる視聴に終始しないことや、実験・実習等の体験的な学習活動がおろそかにならないことなどに留意する必要があります。詳しくはガイドラインに示されていますので、ご参照ください。



[「学習者用デジタル教科書の効果的な活用の在り方等に関するガイドライン」（文部科学省 平成30年12月）](#)

Ⅱ-7

# 出席簿、指導要録、通知表は

## (1) 出席簿

出席簿は、学校において児童生徒の出席状況を記入するための表簿です。

特別支援学級における出席簿の様式や記入方法は、通常の学級と同様であり、一般的には、学級ごとに作成されています。

## (2) 指導要録

指導要録の様式は各学校の設置者が定めていますが、一般的な様式は様式1と2に分かれており、様式1【学籍に関する記録】は、通常の学級も特別支援学級も同じ様式となります。

具体的な様式については、設置者である教育委員会にお問合せください。

### ア 指導に関する記録

様式2【指導に関する記録】については、特別支援学級に在籍する児童生徒については、必要がある場合、特別支援学校小・中学部の指導要録に準じて作成することができます。

また、個別の指導計画に指導要録の指導の記録に関する記録と共通する記載事項がある場合は、個別の指導計画の写しを指導要録の様式に添付することで、指導要録の記入に替えることもできます。また、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」について、要点を箇条書きとするなど、その記載事項を必要最小限にとどめることなどの改善点が新たに示されました。詳しくは、以下のWebページをご参照ください。

[「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（平成31年3月29日）](#)



特別支援学校の指導要録の様式2には、「自立活動の記録」、「入学時の障がいの状態」について、記入する欄があります。

| 項目       | 学年 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 項目        | 学年 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
|----------|----|---|---|---|---|---|---|-----------|----|---|---|---|---|---|---|
| 基本的な生活習慣 |    |   |   |   |   |   |   | 思いやり・協力   |    |   |   |   |   |   |   |
| 健康・体力の向上 |    |   |   |   |   |   |   | 生命尊重・自然愛護 |    |   |   |   |   |   |   |
| 自主・自律    |    |   |   |   |   |   |   | 勤労・奉仕     |    |   |   |   |   |   |   |
| 責任感      |    |   |   |   |   |   |   | 公正・公平     |    |   |   |   |   |   |   |
| 創意工夫     |    |   |   |   |   |   |   | 公衆心・公徳心   |    |   |   |   |   |   |   |

自立活動の記録

| 項目     | 学年 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
|--------|----|---|---|---|---|---|---|
| 身体機能   |    |   |   |   |   |   |   |
| 知的機能   |    |   |   |   |   |   |   |
| 情意機能   |    |   |   |   |   |   |   |
| 社会生活技能 |    |   |   |   |   |   |   |

入学時の障がいの状態

| 項目     | 学年 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
|--------|----|---|---|---|---|---|---|
| 身体機能   |    |   |   |   |   |   |   |
| 知的機能   |    |   |   |   |   |   |   |
| 情意機能   |    |   |   |   |   |   |   |
| 社会生活技能 |    |   |   |   |   |   |   |

## イ 自立活動の記録

自立活動の記録については、個別の指導計画を踏まえ、以下の事項を記入します。

- ① 指導目標、指導内容、指導の成果の概要に関すること
- ② 障がいの状態等に変化が見られた場合、その状況に関すること
- ③ 障がいの状態を把握するため、又は自立活動の成果を評価するために検査を行った場合の検査結果に関すること

## (3) 通知表

通知表は、学習や生活の様子を家庭に伝え、児童生徒の成長につなげようとするものであり、特別支援学級の通知表は、学校で使われている通常の学級の通知表を使う場合と特別支援学級で独自に作成したものを使う場合があります。

特別支援学級の通知表は、いわゆる評定のみではなく、具体的な児童生徒の成長の様子を分かりやすい記述によって表していくことが大切です。



Ⅱ-8

## 各種援助制度について知ろう

児童生徒の障がい種別や障がいの状態によって、本人や家族を援助するために教育、福祉、医療、労働などにおいて各種援助制度があります。特別支援学級に関連するものについては、知っておくと便利です。

### 特別支援教育就学奨励費

特別支援学級で学ぶ際に、保護者が負担する教育関係費について、家庭の経済状況等に応じ、学校給食費や交通費、修学旅行費、学用品購入費等の就学のため必要な経費を国及び地方公共団体が補助する仕組みです。



各学校の事務担当者が窓口となり、各市町村の教育委員会から支給されます。

参考：「[特別支援教育就学奨励費について](#)」（北海道教育庁特別支援教育課ホームページ）

### 特別児童扶養手当

20歳未満で精神又は身体に障がいを有する子供を家庭で監護、養育している父母等に支給されます。対象となる障がいの状態は、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」等に定められており、所得制限があります。



市区町村に申請すると、翌月分から支給されます。

出典、引用：「[特別児童扶養手当について](#)」（厚生労働省ホームページ）

### 療育手帳

知的障がいがあると判定された方に交付されます。各自治体（北海道と札幌市）において、判定基準等の運用方法を定めています。



市町村の療育手帳を担当する窓口申請します。

参考：「[障害者手帳について](#)」（厚生労働省ホームページ）

### 身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づき、身体の機能に一定以上の障がいがあると認められた方に交付されます。



市町村の担当窓口で相談し申請に必要な書類を揃え、北海道知事、札幌市長が指定する医師の診断を受けます。

参考：「[障害者手帳について](#)」（厚生労働省ホームページ）

障がい者手帳は、「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」の3種の手帳を総称した一般的な呼称です。交付主体や障がい分類などの詳細については、厚生労働省ホームページで詳しく説明されています。

参考：「[障害者手帳について](#)」（厚生労働省ホームページ）

障害福祉サービスについては、「全国社会福祉協議会」が発行する「障害者総合支援法のサービス利用説明パンフレット」に詳細が記されています。

参考：「[障害者総合支援法のサービス利用説明パンフレット](#)」（社会福祉法人全国社会福祉協議会ホームページ）



MEMO

## Ⅲ 個が生きる学習指導のために

Ⅲ-1

## 教育課程の編成の考え方

### (1) 教育課程とは

教育課程とは、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した各学校の教育計画です。

### (2) 特別の教育課程とは

特別支援学級は小・中学校の学級の一つであり、学校教育法に定める小・中学校の目的や目標を達成する必要があります。

しかし、対象となる児童生徒の障がいの種類や程度等によっては、障がいのない児童生徒に対する教育課程をそのまま適用することが必ずしも適当でない場合があることから、「特別の教育課程によることができる」ことが学校教育法施行規則に規定されています。

また、学習指導要領には、特別支援学級において実施する特別の教育課程の編成に係る基本的な考え方が示されています。

#### 小学校（中学校）学習指導要領 第1章総則 第4の2

##### (1) 障害のある児童（生徒）などへの指導 イ

(ア) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。

(イ) 児童（生徒）の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童（生徒）に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。



#### ◆各教科の内容

- ・下学年や特別支援学校（知的障がい）の各教科の目標及び内容に替えることができます。

#### ◆時数の取扱い

- ・年間の総授業時数は、小・中学校の各学年の時数に準じますが、授業の1単位時間などについては弾力的な取扱いができます。

#### ◆各教科等を合わせた指導

- ・知的障がいのある児童生徒の実態に合わせて、「各教科等を合わせた指導」を行うことができます。

#### ◆自立活動

- ・「自立活動」を行います。児童生徒の実態に応じて、自立活動の時間を設定したり、教育活動全体を通して実施したりすることができます。

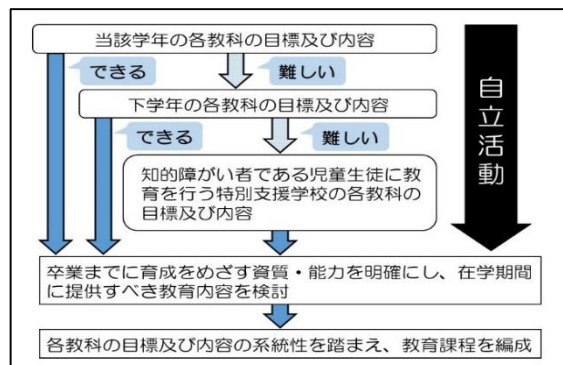
#### ◆教科用図書

- ・当該学年の教科書に代えて、他の適切な教科用図書を使用することができます。

### (3) 児童生徒の実態に応じた教育課程の編成

特別支援学級では、知的障がい、肢体不自由、身体虚弱、弱視、難聴等のある児童生徒が学んでいます。「それぞれの児童生徒が、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けているか」という視点から教育課程を編成する必要があります。

また、特別の教育課程を編成する場合においても、各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動の内容に関する事項は、いずれの学校においても取り扱うことが前提となっています。



### (4) 特別の教育課程の例

| 知的障がいのない児童生徒の場合                                                    |  |  |  |  |  |
|--------------------------------------------------------------------|--|--|--|--|--|
| ① 各教科の目標及び内容                                                       |  |  |  |  |  |
| ・当該学年の目標及び内容を適用するが、児童生徒の実態に応じて下学年の各教科の目標及び内容に替えることができる。            |  |  |  |  |  |
| ② 自立活動の指導                                                          |  |  |  |  |  |
| ・「自立活動」を取り入れる。                                                     |  |  |  |  |  |
| ※自閉症・情緒障がい特別支援学級などで、知的障がいのない児童生徒に「生活単元学習」等の各教科等を合わせた指導を行うことはできません。 |  |  |  |  |  |

|   | 月       | 火         | 水    | 木  | 金    |
|---|---------|-----------|------|----|------|
| 1 | 算数      | 国語        | 算数   | 国語 | 理科   |
| 2 | 理科      | 社会        | 国語   | 社会 | 算数   |
| 3 | 家庭      | 図画工作      | 社会   | 体育 | 国語   |
| 4 | 家庭 / 体育 | 図画工作 / 音楽 | 外国語  |    | 音楽   |
| 5 | 国語      | 総合的な学習の時間 | 特別活動 | 理科 | 自立活動 |
| 6 | 道徳      |           |      | 算数 | 外国語  |

(例) 自閉症・情緒障がい特別支援学級第6学年（網掛けが特別の教育課程）

知的障がいのない児童生徒には、当該学年の各教科の目標及び内容を取り扱うこととなりますが、個々の児童生徒によって学習活動を行う場合に生じる困難さが異なることに留意する必要があります。

| 知的障がいのある児童生徒の場合                          |  |  |  |  |  |
|------------------------------------------|--|--|--|--|--|
| ① 各教科の目標及び内容                             |  |  |  |  |  |
| ・下学年や特別支援学校（知的障がい）の各教科の目標及び内容に替えることができる。 |  |  |  |  |  |
| ② 各教科等を合わせた指導                            |  |  |  |  |  |
| ・必要に応じて、各教科等の一部又は全部を合わせて指導を行うことができる。     |  |  |  |  |  |
| ③ 自立活動の指導                                |  |  |  |  |  |
| ・「自立活動」を取り入れる。                           |  |  |  |  |  |

|   | 月              | 火         | 水      | 木      | 金    |
|---|----------------|-----------|--------|--------|------|
| 1 | 日常生活の指導 / 自立活動 |           |        |        |      |
| 2 | 国語             | 算数        | 国語     | 算数     | 国語   |
| 3 | 生活単元学習         | 生活単元学習    | 生活単元学習 | 生活単元学習 | 外国語  |
| 4 |                |           |        |        | 音楽   |
| 5 | 総合的な学習の時間      | 図画工作      | 外国語    | 体育     | 自立活動 |
| 6 |                | 図画工作 / 体育 |        |        | 特別活動 |

(例) 知的障がい特別支援学級第6学年（網掛けが特別の教育課程）

知的障がいのある児童生徒は、学習上の特性等から、実際の生活場面に即しながら、繰り返して学習することが効果的と言われており、従前から「日常生活の指導」、「遊びの指導」、「生活単元学習」、「作業学習」が実践されています。



学習指導要領では、各教科等における学習上の困難さに応じた指導の工夫が示されています。知的障がいのない児童生徒においては、安易に下学年の教科の目標及び内容を選択することがないよう、児童生徒の障がいの状態に応じた様々な「手立て」を工夫しながら、当該学年の教科の目標及び内容を取り扱うことについて、十分に検討する必要があります。

Ⅲ-2

## 各教科等を合わせた指導とは

### (1) 各教科等を合わせた指導とは

各教科等を合わせて指導を行う場合とは、各教科、道徳科、特別活動、自立活動及び小学部においては外国語活動の一部又は全部を合わせて指導を行うことをいいます。

知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、児童生徒の学校での生活を基盤として、学習や生活の流れに即して学んでいくことが効果的であることから、従前から、日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習などとして実践されてきており、それらは「各教科等を合わせた指導」と呼ばれています。

まとまりのある一つの活動を体験させ、興味・関心、満足度や成就感を大切にしながら、結果として、それぞれの教科等の内容を学習するのが「各教科等を合わせた指導」です。

なお、「各教科等を合わせた指導」の中で、「総合的な学習の時間」を合わせて指導することはできません。詳しくは右のQRコードから資料をご参照ください。



### (2) 各指導の形態について（例）

#### 日常生活の指導

日常生活の指導は、児童生徒の日常生活が充実し、高まるように日常生活の諸活動について、知的障がいの状態、生活年齢、学習状況や経験等を踏まえながら計画的に指導するものです。

#### 遊びの指導

遊びの指導は、主に小学部段階において、遊びを学習活動の中心に据えて取り組み、身体活動を活発にし、仲間とのかかわりを促し、意欲的な活動を育み、心身の発達を促していくものです。

#### 生活単元学習

生活単元学習は、児童生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的・体系的に経験することによって、自立や社会参加のために必要な事柄を実践的・総合的に学習するものです。



生活単元学習では、広範囲に各教科等の目標や内容が扱われます。指導に当たって、児童生徒の学習活動は、実際の生活上の目標や課題に沿って指導目標や指導内容を組織することが大切です。

#### 作業学習

作業学習は、作業活動を学習活動の中心にしながら、児童生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習するものです。

### (3) 各教科等を合わせた指導についてのポイント

各教科等を合わせた指導を行う際に、大事なポイントを下記にまとめました。

#### ○ 各教科等を合わせた指導の根拠



各教科等を合わせた指導を行うことができる根拠は何ですか？

学校教育法施行規則第130条第2項に、法的な根拠が示されています。特別支援学級においては、この規定を参考にすることになります。



特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。

【学校教育法施行規則第130条第2項】

#### ○ 各教科等を合わせた指導の必要性



なぜ各教科等を合わせた指導を行うのですか？

知的障がいのある児童生徒の学習上の特性として、以下のようなことが挙げられ、児童生徒の学校での生活を基盤として、学習や生活の流れに即して学んでいくことが有効であると考えられているためです。



##### 【知的障がいのある児童生徒の学習上の特性】

- 学習によって得た知識や技能が断片的になりやすい。
- 学習によって得た知識や技能を実際の生活の場面の中で生かすことが難しい。
- 成功経験が少ないことなどにより、主体的に活動に取り組む意欲が十分に育っていないことが多い。

#### ○ 指導計画を立てるポイント



指導計画を立てる上で大切なことは何ですか？

各教科等を合わせて指導を行う場合においても、各教科等の目標の達成を目指すことから、育成を目指す資質・能力を明確にして指導計画を立てることが重要となります。



#### ○ 授業時数について



授業時数はどのくらい設定すればよいですか？

指導に要する授業時数をあらかじめ算定し、関連する教科等を教科等別に指導する場合の授業時数の合計と概ね一致するように計画する必要があります。



#### ○ 学習評価について



学習評価をする上で留意点がありますか？

教科別の指導を行う場合や各教科等を合わせて指導を行う場合においても、各教科の目標に準拠した評価の観点による学習評価を行うことが必要です。



## 活動例①

## 生活単元学習「1年生を迎える会をしよう」

小学校の知的障がい特別支援学級における生活単元学習の活動例です。単元「1年生を迎える会をしよう」（全8時間）の5時間目の本時案における学習展開の一部です。

### 《学習指導案》 題材名「ダンスの練習をしよう」（5／8時間目）

| 学習過程 | 学習内容                                                                                                                                                         | 指導方法                                                                                                      | 各教科等の内容                                                                    |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 導入   | <b>1 学習内容の確認</b><br>○ 「1年生を迎える会」で、1年生と楽しくダンスを踊るためのポイントを学ぶことを知る。                                                                                              | ・ 本時の課題を理解できるように、イラストや写真等を使ったり、文字にしたりして説明する。                                                              | ・ 自立活動：学習内容に見通しをもつ。                                                        |
| 展開   | <b>2 ダンスの練習</b><br>○ 1年生がダンスを楽しめるためのポイントを考える。<br>・ 踊り方の見本を見せる。<br>・ 6年生と1年生をペアにする。<br>・ はじめはゆっくり踊る。 など<br>○ ポイントを押さえて踊る。<br>・ 1年生と楽しくダンスを踊るためのポイントを意識しながら踊る。 | ・ 歓迎会であることから、楽しませることを伝える。<br>・ ポイントが思い浮かばない場合は、自分が踊って難しかったところを考えるなど、ヒントを与える。<br>・ 教員は1年生役をし、わからない動きで対応する。 | ・ 自立活動：相手の動きに合わせて考えたり話し合ったりする。<br>・ 体育：曲に合わせてリズムよく踊る。<br>・ 自立活動：相手の動きに合わせて |
| 終末   | <b>3 振り返り</b><br>○ 学んだことを振り返る。<br>・ 自分が一番気を付けることを発表する。                                                                                                       | ・ 口頭で発表できない場合は、教員が1年生役をして踊って見せる。                                                                          | ・ 国語：聞き手に分かるように発表する。                                                       |

○ 学習への意欲的な参加を促す。

○ 児童によって支援の方法を最適化する。

○ 各教科等の内容を位置付ける。

## 活動例②

## 作業学習「販売会に向けて製品を作ろう」

中学校の知的障がい特別支援学級における作業学習（紙工班）の活動例です。単元「販売会に向けて製品を作ろう」（12～44時間目／全50時間）の本時案における学習展開の一部です。

### 《学習指導案》 題材名「目標に向けて取り組もう」

| 学習過程 | 学習内容                                                                                     | 指導方法                                           | 各教科等の内容                                                             |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 導入   | <b>1 学習内容の確認</b><br>○ 本時の達成目標を発表する。<br>・ 完成品の目標個数と、作業で気を付けることを発表する。                      | ・ できるだけ自ら達成目標を決定するよう関わる。自己決定が難しい場合は教員が調整する。    | ・ 自立活動：学習内容に見通しを持つ。<br>・ 国語：自分の考えを発表する。                             |
| 展開   | <b>2 作業</b><br>○ 担当の作業に取り組む。<br>・ 設定された回数や時間、量などに応じて製品を作る。<br>○ 掃除<br>・ 汚れやごみに合わせた掃除をする。 | ・ 時間いっぱい意欲的に取り組めるよう、適宜言葉掛けをする。<br>・ 安全面に気を付ける。 | ・ 職業・家庭：作業に関する知識・技能を身に付ける。<br>・ 数学：完成品の数を数える。<br>・ 特別活動：清掃道具を正しく扱う。 |
| 終末   | <b>3 振り返り</b><br>○ 報告をする。<br>・ 目標個数の達成状況と、作業で気を付けることが守れたか報告する。                           | ・ 本日の達成状況に加え、累計を計算できるよう、各自の方法で支援する。            | ・ 国語：内容を整理してから伝える。                                                  |

○ 生徒の働く意欲を培う。

○ 位置付けた各教科等の内容に応じて評価する。

## Ⅲ-3

## 教科別の指導とは

## (1) 教科別の指導とは

知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科を参考にして教育課程を編成する際に、教科ごとの時間を設けて行うことを「教科別の指導」と呼びます。指導を行う教科やその授業時数の定め方は、対象となる児童生徒の実態によって異なります。一人一人の児童生徒の実態に合わせて教科別の指導を展開しましょう。

## (2) 知的障がい者である児童生徒を教育する特別支援学校の各教科

特別支援学校（知的障がい）の各教科は、小学校等の各教科の目標や内容の連続性や関連性が図られており、知的障がいのある児童生徒の学習上の特性を踏まえ、段階ごとの目標や内容が示されています。

|     |                              |
|-----|------------------------------|
| 小学部 | 生活、国語、算数、音楽、図画工作、体育          |
| 中学部 | 国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業・家庭 |

特別支援学校の学習指導要領では、外国語活動及び外国語科は必要に応じて設けることができることとなっていますが、小・中学校の知的障がい特別支援学級は、小・中学校に設置されている学級の一つであることから、外国語活動及び外国語科を設ける必要があります。



## (3) 教科別に指導を行う場合のポイント

## ○ 指導を計画するに当たっては？

- ・一人一人の児童生徒の実態把握を行うとともに、興味や関心、生活年齢、学習状況や経験等を十分に考慮し、取り扱う内容を個別的に選択・組織することが必要です。

## ○ 指導に当たっては？

- ・どのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしながら、指導を創意工夫しましょう。
- ・生活に即した活動を十分に取り入れつつ、児童生徒が学んでいることの目的や意義が理解できるよう段階的に指導することが大切です。

## ○ 一斉指導で進める場合は？

- ・児童生徒の個人差が大きい場合もあるので、それぞれの教科の特質や指導内容に応じて更に小集団を編制し個別的な手立てを講じるなどして、個に応じた指導を徹底することが大切です。



小学校の「生活科」と知的障がい特別支援学校の「生活科」は、同じ内容と考えて良いですか？

小学校の「生活科」は、自分と社会の関わり方、自分と自然の関わり方などを重視していますが、知的障がい特別支援学校の「生活科」は、基本的生活習慣や生活に関する内容を、日々の日課に即して实际的に指導するため、基本的には異なります。



Ⅲ-4

# 道徳科、外国語活動、特別活動、自立活動の時間を 設けて指導を行う場合

## (1) 学習指導要領の改訂

従前は「領域別に指導を行う場合」と示されていましたが、特別の教科 道徳（道徳科）が位置付いたことや小学部において、児童や学校の実態に考慮して外国語活動を設けることができるようになったことから、「道徳科、外国語活動、特別活動、自立活動の時間を設けて指導を行う場合」という示し方になりました。

知的障がいのある児童生徒に対してこれらの指導を行う際には、以下のことに留意しましょう。

## (2) 特別の教科 道徳

知的障がい者である児童生徒の道徳科の指導に当たっては、個々の児童生徒の興味や関心、生活に結び付いた具体的な題材を設定し、実際的な活動を取り入れたり、視聴覚機器を活用したりするなどの工夫を行い、児童生徒の生活や学習の文脈を十分に踏まえた上で、道徳的实践力を身に付けるよう指導することが大切です。

詳しくは

「特別の教科 道徳」は29ページをご覧ください。

## (3) 外国語活動

知的障がい者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科では、国語科の3段階の目標及び内容との関連を図ることが大切であると示されています。



外国語活動の指導に当たって、どのような工夫が大切ですか？

指導に当たっては、個々の児童の興味や関心、生活に結び付いた具体的な題材を設定し、児童の発達の段階を考慮して内容を工夫することが大切です。



### ○ 知的障がい者である児童の学習活動の例

- ・外国語で相手とコミュニケーションを図る素地として、好きな歌やダンスなどを通して外国語の音声を聞いたり、外国語でコミュニケーションを行っている様子を見たりするなど、外国語や外国の文化について体験的に理解していくようにすることが大切です。

児童が好きな歌やダンス、既に知っている遊びや簡単なゲーム等を通じて、外国語の音声に十分に触れられるようにします。



身近で簡単な事柄について音声を聞いたり、やり取りを見聞きたりしながら、自分の要求や思いなどの気持ちを伝え合う体験を図ります。

#### (4) 特別活動

知的障がいのある児童生徒の特別活動の指導に当たっては、個々の児童生徒の実態、特に学習上の特性を十分に考慮しながら指導内容を工夫することが大切です。そのため、各教科、道徳科、外国語活動、自立活動や総合的な学習の時間との関連を図るようにしましょう。

また、知的障がいの状態や生活年齢、学習状況、経験等に応じた指導の重点を明確にし、生活に結び付いた内容を、実際の場面で具体的に指導することが大切です。

##### ○ 知的障がい者である児童生徒の指導の例

- ・学級活動において、児童生徒間の望ましい人間関係が形成できるように、友達への関わり方について、具体的な場面を取り上げて指導する。
- ・集団の一員として学級や学校におけるよりよい生活づくりに参画できるように、学校生活に必要な係を分担し、児童生徒が実際の活動に責任を持って取り組めるようにする。
- ・進路選択などの指導に当たっては、産業現場等の実習と関連させ、実際の仕事を体験することにより、将来のことについて具体的にイメージをもったり、考えたりするきっかけとなるようにする。



特別支援学級は、集団の規模が小さいため、交流及び共同学習の機会を活用することも考えられますが、交流及び共同学習を実施する場合には、「ただ参加しているだけ」にならないよう、ねらいや実施の方法等について、通常の学級担任と十分に検討することが必要です。

詳しくは

[交流及び共同学習は73ページをご覧ください。](#)

#### (5) 自立活動

知的障がいのある児童生徒は、全般的な知的発達の程度や適応状態に比較して、言語、運動、動作、情緒等の特定の分野に、顕著な発達の遅れや特に配慮を必要とする状態が随伴して見られ、このような状態等に応じて、各教科の指導などの他に、自立活動の指導が必要です。

##### ○ 知的障がいに随伴して見られる状態の例

- ・言 語 面→発音の不明瞭さや言葉と言葉を滑らかにつないで話すことが難しい。
- ・運動動作面→走り方のぎこちなさや安定した姿勢を維持できない。  
→衣服のボタン掛けやはさみ等の道具の使用が難しい。
- ・情 緒 面→失敗経験が積み重なり、自信が持てず絶えず不安が多い。

知的障がいのある児童生徒の自立活動は、各教科等を合わせた指導の中で行われることが多いですが、自立活動の時間を設けて指導を行う場合は、児童生徒の知的障がいの状態を十分に考慮し、個人や小集団で指導を行うなど、指導目標や指導内容に沿って効果的な指導を進めることが大切です。

知的障がいのある児童生徒の自立活動の考え方は、他の障がいを有する場合の考え方と同じであり、個別の指導計画に基づき、学習上の特性等を踏まえながら指導を進める必要があります。

詳しくは

[自立活動は25ページをご覧ください。](#)

## Ⅲ-5

## 自立活動の指導とは

## (1) 自立活動の指導の意義

小・中学校等の通常の学級における教育は、児童生徒の発達の段階等に即して配列された教育の内容を生活年齢に即して順に教育することにより人間として調和のとれた育成を図ることが期待されています。

しかし、障がいのある児童生徒は、各教科等において育まれる資質・能力の育成につまずきなどが生じやすいため、個々の障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するための自立活動の指導が設定されています。自立活動の指導は各教科等において育まれる資質・能力を支える役割を担っています。



自立活動の指導ってどんな指導ですか？

自立活動の指導は、障がいのある児童生徒が、勉強したり、生活したりする中で、「障がいによって困ること」を改善したり、克服したりするための指導です。



詳しくは

特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚園・小学部・中学部）P21



どんなことをしたらよいのですか？

自立活動の指導は、6区分27項目から、児童生徒の実態に応じて必要な項目を選定し、指導内容を考えます。



詳しくは

特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚園・小学部・中学部）P50

## (2) 自立活動の内容

自立活動の内容は、「人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素」と、「障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素」で構成されており、それらの代表的な要素である27項目を「健康の保持」、「心理的な安定」、「人間関係の形成」、「環境の把握」、「身体の動き」及び「コミュニケーション」の六つの区分に分類・整理したものです。自立活動の内容は、各教科等のようにそのすべてを取り扱うものではなく、個々の児童生徒の実態に応じて必要な項目を選定して取り扱うものです。具体的な指導内容を考える際には、児童生徒の実態を踏まえて、自立活動の様々な項目を関連付ける必要があることに十分留意することが大切です。

| 教科の内容の示し方               | 自立活動の内容の示し方              |
|-------------------------|--------------------------|
| ①標準的な発達を踏まえている。         | ①標準的な発達に対応する考え方はない。      |
| ②具体的な指導内容そのものを示そうとしている。 | ②具体的な指導内容の構成要素を示している。    |
| ③すべての指導を行うことが前提である。     | ③内容は必要に応じて指導するメニュー方式である。 |

### (3) 自立活動の指導のポイント

- ① 個々の児童生徒が自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする取組を促す教育活動です。
- ② 授業時間を特設して行う自立活動の「時間における指導」を中心とし、各教科等の指導においても、「時間における指導」と密接な関連を図って行います。
- ③ 個々の児童生徒の的確な実態把握に基づき、指導すべき課題を明確にすることによって、個別に指導目標や具体的な指導内容を定めた個別の指導計画を作成します。
- ④ 個別の指導計画に基づく自立活動の指導は、個別指導の形態で行われることが多いですが、指導目標を達成する上で効果的である場合には、児童生徒の集団を構成して指導することも考えられます。



いつ指導するのですか。

自立活動の指導は、自立活動の「時間における指導」のほかにも、教科等の学習活動など学校の教育活動全体を通じて行うことが大切です。



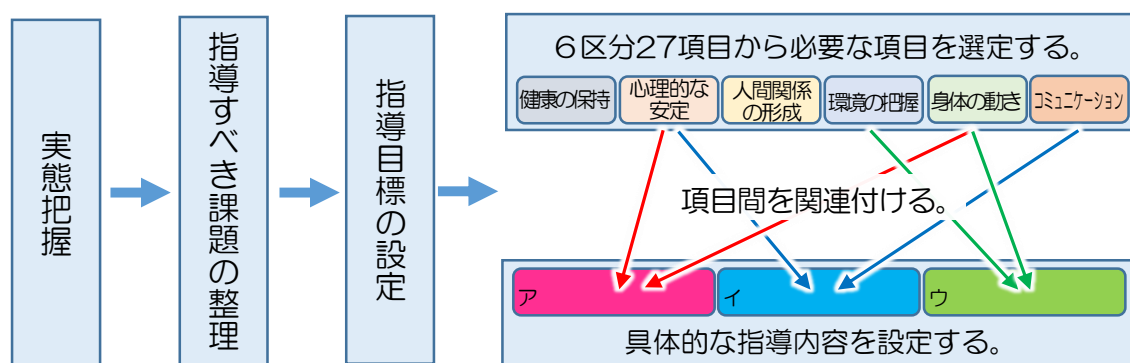
詳しくは

特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚園・小学部・中学部）P44



具体的な指導内容はどのように決めるのですか？

実態把握から、課題を明確にして、指導目標を立てます。そして、6区分27項目から項目を関連付けて具体的な指導内容を設定します。



詳しくは

特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚園・小学部・中学部）P28



平成29年度の学習指導要領の改訂では、特別支援学級においても、自立活動を取り入れることが規定されました。

特別支援学校教育要領・学習指導要領解説自立活動編では、実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れの例として「流れ図」が示されていますので、参照してください。



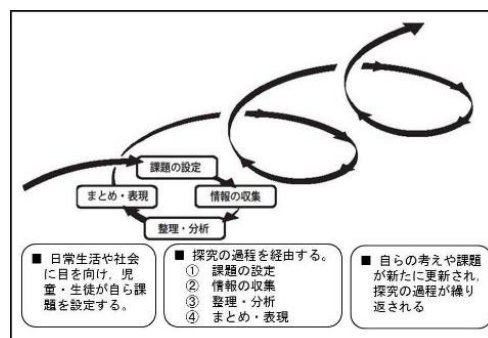
Ⅲ－6

## 総合的な学習の時間とは

### (1) 総合的な学習の時間とは

総合的な学習の時間は、物事の本質を探って見極めようとする一連の知的営みである「探究的な学習の過程」を本質と捉え、中心に据えた学習です。

総合的な学習の時間は、これからの学校教育の在り方の一つとして、各学校の創意工夫を生かした特色ある教育活動と横断的・総合的な指導の推進のために創設されました。



### (2) 総合的な学習の時間の目標及び内容

探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- ① 探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究的な学習のよさを理解するようにする。
- ② 実社会や実生活の中から問いを見だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようにする。
- ③ 探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を養う。

#### 各学校において定める目標

各学校においては、学習指導要領における総合的な学習の時間の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の目標を定めます。

この目標は、各学校が総合的な学習の時間での取組を通して、どのような児童生徒を育てたいのか、また、どのような資質・能力を育てようとするのか等を明確にしたものです。

#### 各学校において定める内容

総合的な学習の時間では、各教科等のように、どの学年で何を指導するのかという内容を学習指導要領に明示していません。

これは、各学校が、総合的な学習の時間の目標の趣旨を踏まえて、地域や学校、児童生徒の実態に応じて、創意工夫を生かした内容を定めることが期待されているからです。

今回の改訂において、総合的な学習の時間については、内容の設定に際し、「目標を実現するにふさわしい探究課題」、「探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力」の二つを定める必要があるとされました。

### (3) 特別支援学級における総合的な学習の時間の取扱い

特別支援学級は小・中学校に設置された学級であり、総合的な学習の時間が各学校の教育課程に位置付いていることから、学校全体として取り組んでいく必要があります。

したがって、特別支援学校の学習指導要領\*を参考に教育課程を編成している場合も、小学校第3学年以上では「総合的な学習の時間」を設ける必要があります。

\*知的障がい者を教育する特別支援学校では、総合的な学習の時間は中学部から創設されており、知的障がい特別支援学校の教育課程を準用する場合は、このことについて留意する必要があります。

#### (4) 総合的な学習の時間と生活単元学習の相違点

|     | 総合的な学習の時間                                                                                                                              | 生活単元学習                                                                                                                                              |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 課 題 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題</li> <li>・興味・関心に基づく課題</li> <li>・地域や学校の特色に応じた課題</li> </ul>        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活に即した内容、行事、季節、偶発的事柄に関する単元</li> <li>・児童生徒の生活上の課題に関する単元</li> <li>・興味・関心に基づく課題</li> </ul>                     |
| 趣 旨 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各教科等で身に付けた知識や技能を相互に関連付け、総合的に働くようにすることを目指す。(知の総合化)</li> </ul>                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各教科等の内容を教えるための指導の一形態。生活の自然なまとまりに基づいて統合し、総合的に指導することにより、知識・技能・習慣・態度を身に付ける。様々な活動の結果として各教科等の内容を習得する。</li> </ul> |
| 評 価 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・数値的な評価はしない。</li> <li>・学習の過程、報告書や作品、発表や討論などに見られる学習の状況や成果、学習に対する意欲や態度、進歩の状況などから評価を行う。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・知識・技能の習得など、各教科等の目標に沿った評価</li> <li>・主体性、集団参加の状況等の評価</li> </ul>                                               |

#### (5) 計画例

小学校の自閉症・情緒障がい特別支援学級における総合的な学習の時間の単元指導計画例です。

|        |                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                          |                                             |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 探究課題   | 身近な自然環境とそこに起きている環境問題                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                          | ○ 探究的な学習となるよう、単元の指導計画に4つの学習過程を位置付け、単元を構成する。 |
| 単元名    | 「ごみについて考えよう」                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                          |                                             |
| 学習過程   | 学習内容                                                                                                                                                                                                               | 指導方法                                                                                                                                                     |                                             |
| 課題の設定  | 1 ごみとは何か <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみについてのイメージを膨らませる。</li> <li>・どのようなごみがあるのか予想する。</li> <li>・家庭で出されるごみについて調べる。</li> </ul> <予想される課題> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの分別 ・ごみの量 など</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の家の周り、地域、地球などについて考えさせ、問題意識をもたせる。</li> <li>・毎日、たくさんのごみを出して生きている自分の生活に気付かせ、ごみを少なくする方法を考えようとする意識をもたせる。</li> </ul> |                                             |
|        | 自分たちの地域が抱える「ごみの量」を知り、ごみを減らすためにどのようにするとよいか                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                          |                                             |
| 情報の収集  | 2 グループで調査 <ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネットや新聞等で調べる。</li> <li>・市役所や環境センターなど関係機関に問い合わせる。</li> </ul>                                                                                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・課題を解決するための方法について、適切な計画を立てさせる。</li> </ul>                                                                         |                                             |
| 整理・分析  | 3 課題の追求           <思考ツールの活用>           収集した情報を整理・分析する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・マトリックス表、ウェビングマップ、KJ法で分析</li> </ul>                                                                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワークショップでは、友達同士の意見交換やアドバイスを大切にさせる。</li> </ul>                                                                     | ○ 自分の考えを述べる際に、各教科等で学習したまとめ方などを活用する。         |
| まとめ・表現 | 4 ごみを減らすためには <ul style="list-style-type: none"> <li>・自分たちにできることを考える。</li> </ul> <予想される行動や発信> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ拾いをする。 ・給食を残さず食べる。</li> <li>・ごみ減量呼び掛けのポスターを作る。 など</li> </ul>                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみを減らすための実践を続けていけるよう、助言する。</li> </ul>                                                                            | ○ 発表するだけで活動が終わることがないように、振り返りや自己評価等の充実を図る。   |

Ⅲ-7

# 道徳科の指導を進めるために

## (1) 障がいのある児童生徒への道徳科の指導

### ア 障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服する

特別支援学級に在籍する児童生徒の中には、障がいがあるということで、自己の生き方について悩んだり、自信を失ったりして、消極的な態度になりがちな児童生徒も見られます。「特別の教科 道徳」を含め、日常の様々な機会を通して、児童生徒が自己の障がいについての認識を深め、自ら進んで学習上又は生活上の困難を克服し、強く生きようとする意欲を高めることにより、明るい生活態度や健全な人生観の育成を図ることが大切です。



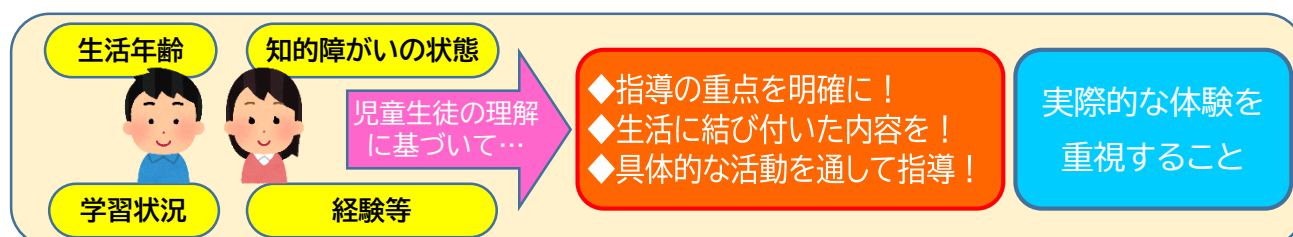
### イ 経験の拡充を図る

個々の障がいの状態によって様々な経験の不足が課題となることがあることから、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動の指導との関連を密にしながら、経験の拡充を図ることによって、豊かな道徳的心情を育て、広い視野に立って道徳性が養われるように指導することが必要です。



### ウ 知的障がい者である児童生徒の指導について

個々の児童生徒の知的障がいの状態、生活年齢、学習状況や経験等に応じた指導の重点を明確にし、具体的な内容を設定することが重要です。知的障がいのある児童生徒の学習上の特性として、生活に結び付いた内容を具体的な活動を通して指導することが効果的であることから、児童生徒が経験したことを題材として取り扱ったり、ロールプレイを取り入れたりするなど、実際的な体験を重視することが必要です。



## (2) 指導上の配慮について

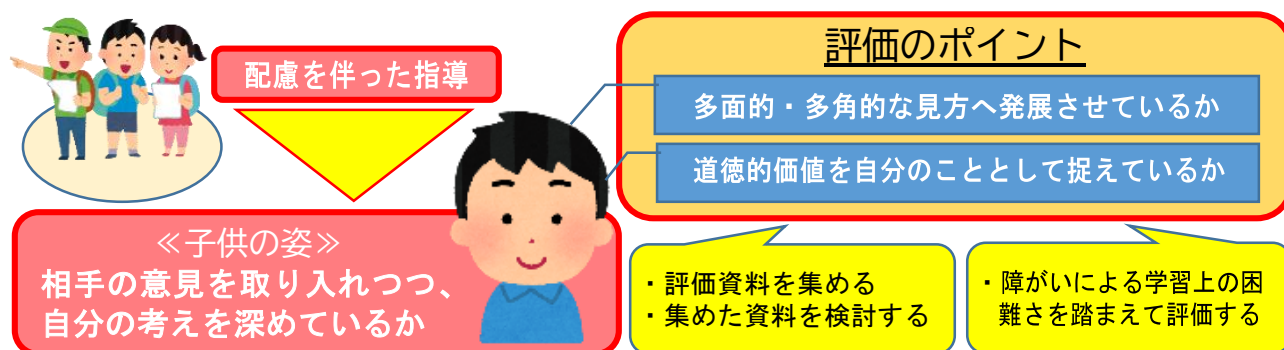
「道徳的諸価値の理解を基に、自己を見つめたり、物事を多面的・多角的に捉え、自己の生き方についての考えを深めたりする学習を通じて道徳性を養う」という道徳科の特質は、障がいのある児童生徒においても同様です。指導に当たっては、児童生徒の障がいの状態に応じて工夫する必要があります。

|        | 例1                                                                                                                                                                  | 例2                                                                                                                                                                      | 例3                                                                                                                                                                    |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 困難さの状況 | <ul style="list-style-type: none"> <li>教科書の教材で、文章や表現などを理解することが難しい。</li> </ul>                                                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>範読を聞きながら文を読む方法では、理解することが難しい。</li> </ul>                                                                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>相手の気持ちを想像したり、理解したりすることが難しい。</li> </ul>                                                                                         |
| 指導の工夫  | <ul style="list-style-type: none"> <li>別な言葉で言い換えたり、児童生徒が分かる表現を追記したりする。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>画像を見せながら語ったり、紙芝居やペープサートを活用したりして示す。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>他者の心情を理解するために、役割を交代して動作化や劇化を行う。</li> </ul>  |

独立行政法人教職員支援機構「特別な支援を要する児童・生徒に対する道徳教育（理論編）」

## (3) 評価上の配慮について

- ◆ 評価を行うに当たっては、困難さの状況ごとの配慮を踏まえるようにします。
- ◆ 配慮を伴った指導を行った結果、相手の意見を取り入れつつ自分の考えを深めているかなど、児童生徒が多面的・多角的な見方へ発展させていたり、道徳的価値を自分のこととして捉えていたりしているかを丁寧に見取るようにします。
- ◆ 評価資料を集めたり、集めた資料を検討したりするに当たっては、相手の気持ちを想像することが苦手であることや、望ましいと分かっているにもかかわらずできないことがあるなど、一人一人の障がいによる学習上の困難さの状況をしっかり踏まえた上で行い、評価するようにします。



### 《参考資料》

#### ① 「特別の教科 道徳」の指導方法・評価等について（報告）

※発達障がい等のある児童生徒に対する道徳科の指導（例）を掲載

#### ② 北海道教育委員会 道徳教育Webページ

※各種道徳関連資料、研修教材等を掲載



①



②

Ⅲ-8

# 個別の教育支援計画をつくろう

## (1) 個別の教育支援計画の意義

障がいのある児童生徒については、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童生徒への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することが大切です。

平成29年告示の学習指導要領では、特別支援学級に在籍する児童生徒全員について個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用が義務化されました。

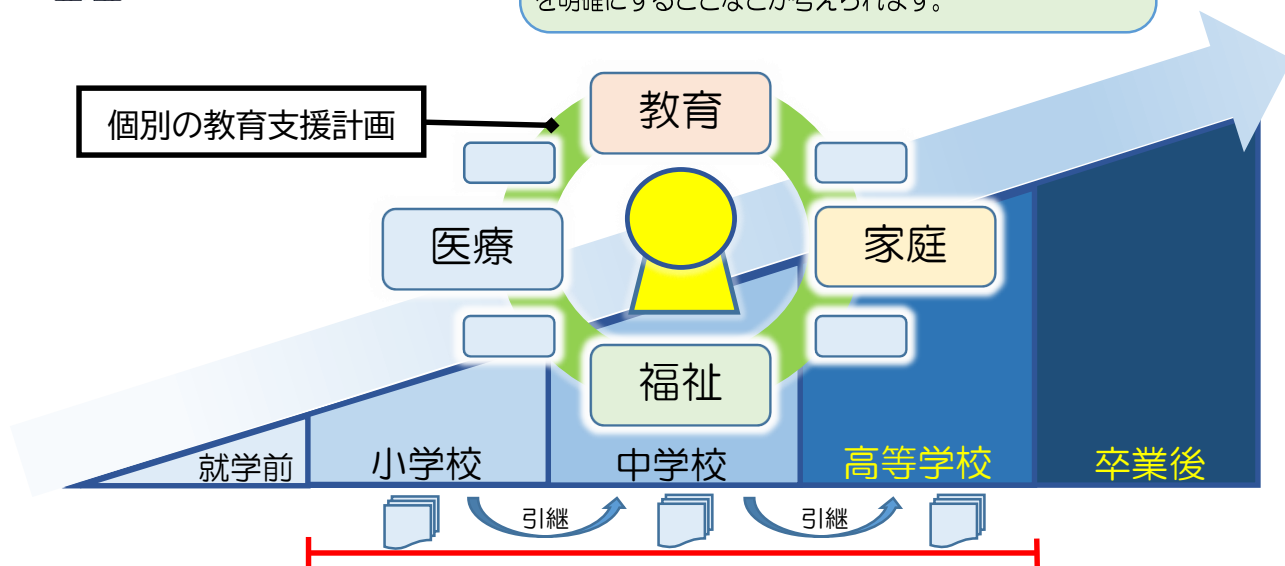
詳しくは

小学校学習指導要領（平成29年告示）解説【総則編】P112



個別の教育支援計画は、どのように活用するのですか？

学校だけでなく、家庭、医療機関や福祉機関において、それぞれが提供する支援の内容を具体的に記述し、支援の内容を整理したり、関連付けたりするなど関係機関の役割を明確にすることが考えられます。



就学前や卒業後の連携はどのようになっていますか？

例えば、就学前に作成される個別の支援計画を引き継ぎ、適切な支援の目的や教育的支援の内容を設定したり、進路先に在学中の支援の目的や教育的支援の内容を伝えたりするなど、就学前から在学時、そして卒業後まで、切れ目ない支援に生かすことが大切です。



## (2) 個別の教育支援計画の保存及び管理

個別の教育支援計画は、指導要録の指導に関する記録の保存期間を参考に、5年間保存することが文書管理上望ましいと考えられます。保存及び管理に当たっては、個人情報情報が漏えいしたり粉失したりすることがないように、適切に保存・管理することが大切です。

「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」文部科学省（平成30年8月27日）

Point

令和3年6月に文部科学省から「[個別の教育支援計画の参考様式](#)」が示されました。各地域や学校で用いられている個別の教育支援計画の様式やそれを活用した引継ぎの更なる充実に向けてご活用ください。



## Ⅲ-9

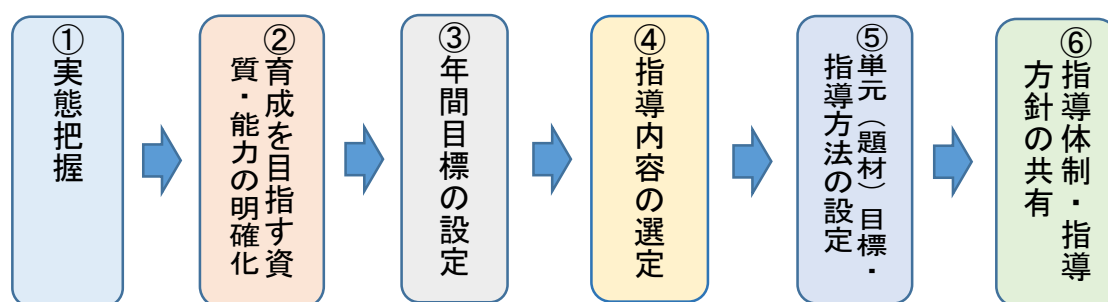
## 個別の指導計画をつくろう

## (1) 個別の指導計画の意義

個別の指導計画は、個々の児童生徒の実態に応じて適切な指導を行うために学校で作成されるものです。教育課程を具体化し、障がいのある児童生徒など一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するものです。

## (2) 個別の指導計画作成の手順

各教科において作成する個別の指導計画は、児童生徒一人一人の各教科の習得状況や既習事項を確認するための実態把握が必要です。また、児童生徒が卒業するまでに各教科等の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのか、各教科の指導内容の発展性を踏まえ、指導目標を明確にすることが大切です。更に、指導内容を習得し指導目標を達成するために児童生徒一人一人に対する指導上の配慮事項を付記するなど、児童生徒の実態や各教科等の特質等を踏まえて、様式を工夫して作成することが大切です。



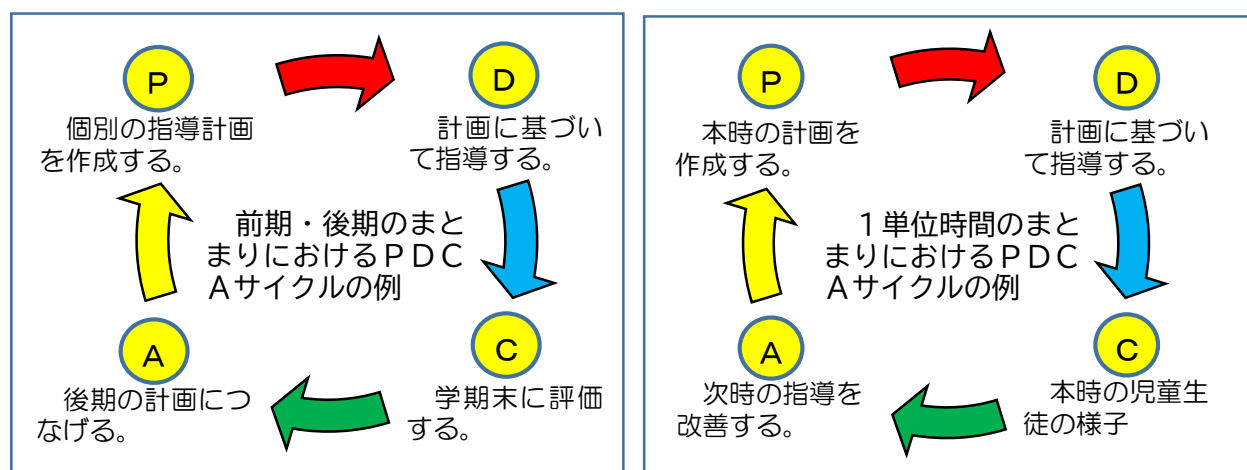
(図) 各教科等における個別の指導計画作成の手順（例）

## (3) PDCAサイクル



PDCAサイクル  
はどのように活用  
するのですか？

児童生徒にとって適切な計画かどうかは、実際の指導を通して明らかになります。PDCAサイクルは、前期・後期の単位で見直すだけでなく、1単位時間の授業においてもPDCAサイクルの視点で授業改善を図ることが大切です。



## Ⅲ-10

## 年間指導計画をつくろう

## (1) 年間指導計画の作成に当たって

年間指導計画とは、その年度の各教科等における学習活動の見通しをもつために、1年間の流れに沿って単元等を配列し、学習活動の概要を示したものです。作成に当たっては、学校の教育目標や教育課程の編成方針に基づき、各教科等や各学年相互の関連を図り、系統的、発展的な指導ができるようにすることが大切です。

## 作成の手順例

- ① 指導の目標を決め、学習内容を選択、配列する。
- ② 前年度の単元の評価等を踏まえ、学習内容の理解や定着に要する総時間数や配列された学習内容ごとの指導時数を決める。
- ③ 主な学習活動や学習形態を考える。
- ④ 各指導の段階における教材・教具や資料を考える。
- ⑤ 評価の観点と評価基準及び評価方法を考える。

※指導後は、児童生徒の定着の状況や指導上の留意事項をメモし、次年度の年間指導計画の作成に活用する。

## 【年間指導計画の作成例】（各教科等ごとに作成）

| 〇〇中学校 知的障がい特別支援学級（第2学年）「国語科」年間指導計画 |                  |                                  |                                   |                                                                                                                                |
|------------------------------------|------------------|----------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 月                                  | 単元名              | 内容                               | 単元目標                              | 評価                                                                                                                             |
| 4                                  | 自己紹介をしよう         | ・自己紹介カードに、自分のよさや知ってもらいたいことなどを書く。 | ・伝えたい事柄を選び、書く内容を大まかにまとめることができる。   |  <p>児童生徒の実態に応じて、学習指導要領を基に、指導内容を選定します。</p> |
| 5                                  | 俳句に親しもう          | ・有名な俳句を詠んだり、書いたりする。              | ・生活の経験から簡単な俳句を作ることができる。           |                                                                                                                                |
| 6                                  | 五七五で表現しよう        | ・体育大会の感想を五七五で表現する。               | ・季節の言葉を入れて俳句を作ることができる。            |                                                                                                                                |
| 7                                  | 新聞を読もう           | ・選んだ記事の概要を原稿用紙にまとめる。             | ・時間に沿って事柄の順序や内容の大体をとらえることができる。    |                                                                                                                                |
| 8                                  | 聞くポイントを押さえてメモしよう | ・現場実習を想定した場面でメモの取り方を学ぶ。          | ・聞いたことを簡単に書留め、分からないときは聞き返すことができる。 |                                                                                                                                |
| 9                                  | 敬語の使い方           | ・相手や場面に応じて丁寧な言葉を使う。              | ・普通の言葉と丁寧な言葉の違いを意識して話することができる。    |                                                                                                                                |



Point

児童生徒が見通しをもって取り組んだり、学んだことを生活の中で生かしたりできるよう、それぞれの時期に学校生活のテーマを設け、毎日の生活にめあてをもって取り組めるようにすることが大切です。

## (2) 教科等横断的な視点による計画の作成

平成29年に改訂された学習指導要領では、学習の基盤となる資質・能力や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を育成するために、教科等横断的な学習の充実が示されました。下図のような各指導の形態ごとの計画が示された単元配置表等を作成し、各教科で育成する資質・能力のつながりを見渡しなが、教科等横断的な視点で指導計画を作成しましょう。

〇〇中学校 知的障がい特別支援学級（第2学年）単元配置表（例）

|           | 4月                                  | 5月                    | 6月                     | 7月                    | 8月                    | 9月                    |
|-----------|-------------------------------------|-----------------------|------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 行事等       | 始業式<br>入学式                          |                       | 体育大会                   | 高校体験学習                | 夏休み                   | 現場実習                  |
| 生活単元学習    | 個人目標と学級目標を立てよう                      | 春を見付けよう               | 自然災害について知ろう            | 町の地理を調べよう             | 夏休みの思い出をまとめよう         | 収穫祭                   |
| 作業学習      | 雑巾作り                                | 紙すき<br>野菜の栽培          | 紙すき<br>野菜の栽培           | 紙製品づくり                | 紙製品づくり                | 野菜の収穫                 |
| 総合的な学習の時間 | 地域の伝統的な文化について調べよう                   | 地域の伝統的な文化について調べよう     | 生活と生きがいについて考えよう        | 働くことの意義について考えよう       | 現場実習を計画する             | 現場実習を振り返る             |
| 国語        | 自己紹介をしよう                            | 俳句に親しもう               | 五七五で表現しよう<br>（体育大会の感想） | 新聞を読もう                | 聞くポイントを押さえてメモしよう      | 敬語の使い方                |
| 社会        | 「各教科等を合わせた指導」の生活単元学習及び作業学習において指導する。 |                       |                        |                       |                       |                       |
| 数学        | 時刻について知ろう                           | 長さや重さを比べよう            | 速さの求め方を知ろう             | 長方形と正方形の違いを知ろう        | バス乗り継ぎの料金を計算しよう       | 消費税や値引き額を計算しよう        |
| 理科        | 「各教科等を合わせた指導」の生活単元学習及び作業学習において指導する。 |                       |                        |                       |                       |                       |
| 音楽        | 校歌を覚えよう                             | クラシック音楽を鑑賞しよう         | 打楽器を演奏しよう              | 夏の歌を歌おう               | 自然の音を楽しもう             | 秋の歌を歌おう               |
| 美術        | 春の風景を描こう                            | 外国の絵を鑑賞しよう            | 紙粘土で作ろう                | 版画を作ろう                | 飾り箱を作ろう               | 野菜の絵を描こう              |
| 保健体育      | 体づくり運動<br>ストレッチ運動                   | 体づくり運動<br>陸上競技        | 体づくり運動<br>陸上競技         | 体づくり運動<br>ボール運動       | 体づくり運動<br>ボール運動       | 体づくり運動<br>バドミントン      |
| 職業・家庭     | 「各教科等を合わせた指導」の生活単元学習及び作業学習において指導する。 |                       |                        |                       |                       |                       |
| 外国語       | 英語であいさつをしよう                         | 教室の中のものを英語で伝えよう       | 身体について英語で伝えよう          | 英語で歌を歌おう              | スポーツについて英語で伝えよう       | 昨日のことを英語で伝えよう         |
| 自立活動      | 自分の取扱説明書を作ろう                        | 認知トレーニング<br>コミュニケーション | 認知トレーニング<br>コミュニケーション  | 認知トレーニング<br>コミュニケーション | 認知トレーニング<br>コミュニケーション | 認知トレーニング<br>コミュニケーション |

### 【指導内容の構成と配列のポイント】

- ① 各教科等で学んだ資質・能力を活用した教育活動との関連をもたせます。
- ② 知的障がいのある児童生徒に教科別の指導で国語・算数などを行う場合は、児童生徒の生活に結び付いた題材を選び、生活が広がったり、深まったりするように工夫します。

## (3) 年間指導計画における妥当性の検討

資質・能力を育成するためには、実施した教育課程を評価し、改善を図ることが大切です。次の観点で各教科等の年間指導計画の妥当性を検討し、組織的・計画的に教育活動の質の向上を図りましょう。

- ① 扱う単元及び題材が児童生徒の実態から妥当な内容になっているか。
- ② 学んだことを発展的に活用できる単元及び題材配列となっているか。
- ③ 適切な教材を使用した授業展開となっているか。
- ④ 各教科等での関連を図った指導計画となっているか。
- ⑤ 継続的な評価を行い、PDCAサイクルでの授業改善のシステムが定着しているか。

Ⅲ-11

# 指導に生きる評価を

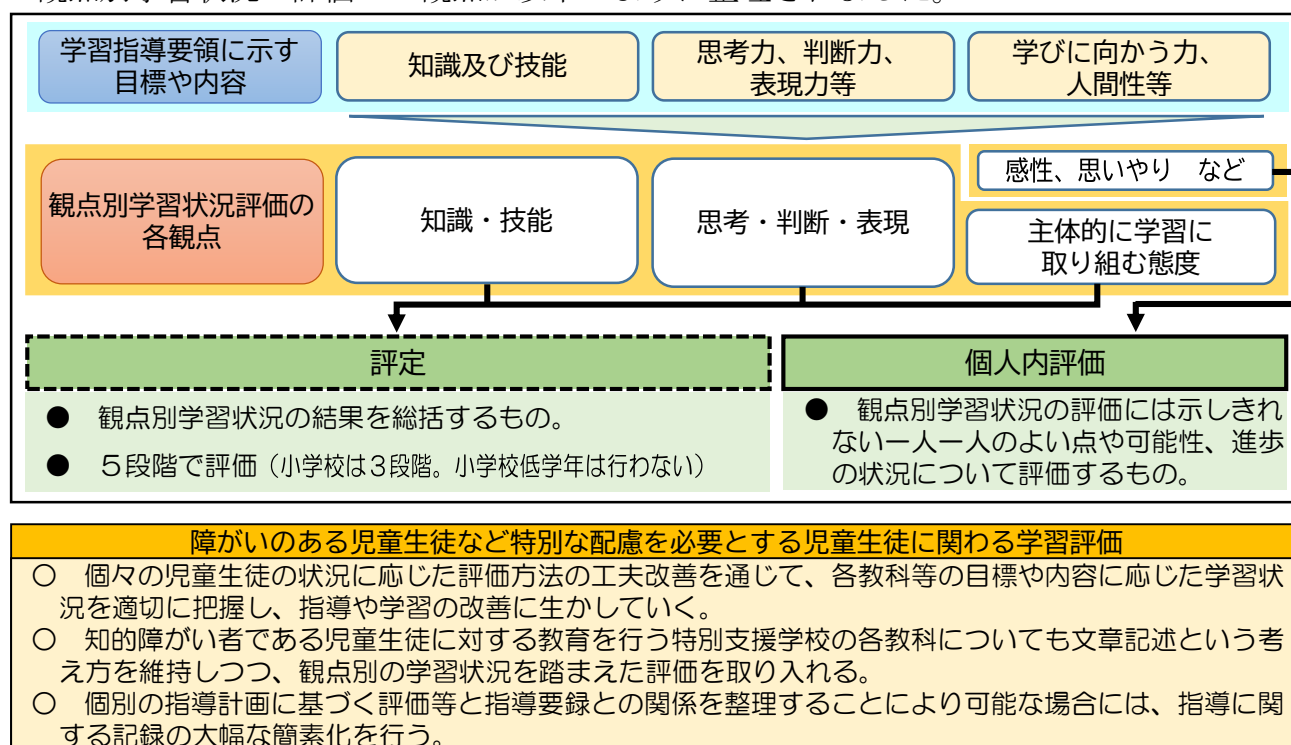


学習評価により、「児童生徒にこういった力が身に付いたか」という学習の成果を的確に捉え、教師が指導の改善を図るとともに、児童生徒が自らの学習を振り返って次の学習に向かうことができるようにすることが大切です。

「学習評価の在り方ハンドブック」国立教育政策研究所

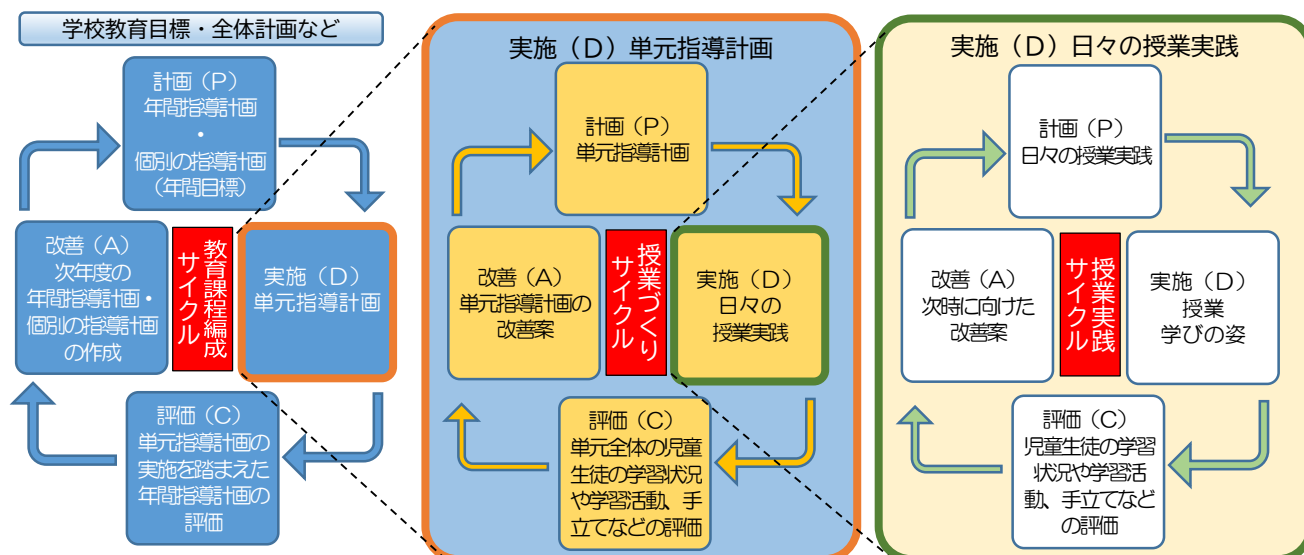
## (1) 評価の観点

育成を目指す資質・能力の3つの柱に対し、目標に準拠した評価を推進するため、観点別学習状況の評価の3観点が以下のように整理されました。



## (2) 教育課程の改善・充実に向けて

特別支援学級で行った授業や単元での学習評価を積み上げ、授業改善とともに、教育課程の改善にもつなげるカリキュラム・マネジメントを図ります。



### (3) 学習評価の円滑な実施に向けて

- 評価規準や評価方法を事前に教師間で検討し、学習評価の妥当性や信頼性を高めましょう。
- 時間のまとまりごとに評価場面を精選して児童生徒の学習状況を把握し、指導の改善に生かしましょう。
- 学習評価の方針を事前に児童生徒と共有し、児童生徒自身に学習の見通しをもたせましょう。

### (4) 指導と評価の一体化

児童生徒が主体的に学習するために、学習状況を把握しその情報を児童生徒にフィードバックするなど、評価を学習支援の手段とすることが大切です。

例えば、ルーブリック表を活用して評価規準を示すことにより、授業の目標が明確になり、児童生徒が次の段階へと学びを深めることが期待できます。指導と評価の一体化を図るには、児童生徒一人一人のよさや可能性に共感し、積極的に生かすよう指導するとともに、よりよい自己実現に向かうように評価していくことが大切です。

#### 《例》 ルーブリック評価による単元の評価規準（保健体育「フットベースボール」を例に）

|       | 知識及び技能                                 | 思考力・判断力・表現力等                           | 学びに向かう力、人間性等                      |
|-------|----------------------------------------|----------------------------------------|-----------------------------------|
| 単元の目標 | きまりや簡単なルールを守り、基本的な技能を身に付け、簡易化したゲームを行う。 | 自分のチームの目標を見つけ、その達成のために友達と考えたことを他者に伝える。 | 友達と助け合ったり、場の用具や安全に留意したりして進んで取り組む。 |

#### 教師間の評価の視点を統一する

| 観点            | 単元の評価規準                                                  | 目標の一部を達成する状態                                                                                                                         | 概ね満足できる状態                                                                                                                              | 十分に満足できる状態                                                                                                                                     |
|---------------|----------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 知識・技能         | きまりや簡単なルールを守り、基本的な技能を身に付け、簡易化したゲームを行っている。                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ルールを知り、一つでも守ることができている。</li> <li>・自分でボールを置いて前に蹴ったり、目の前に飛んできたボールをキャッチしたりすることができている。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゲームのルールを守ることができている。</li> <li>・人のいないところにボールを蹴ったり、飛んできたボールをその場から動いてキャッチしたりすることができている。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゲームのルールを守り、友達にも伝えることができている。</li> <li>・ゲームの流れを考えてボールの蹴り方を変えたり、友達がキャッチしやすいボールを投げたりすることができている。</li> </ul> |
| 思考・判断・表現      | 球技についての自分やチームの目標を見つけ、その解決のために友達と考えたり、工夫したりすることを他者に伝えている。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の目標を考えることができている。</li> </ul>                                                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の目標を考えたり、教師と一緒にチームの目標を考えたりすることができている。</li> </ul>                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・チームの目標を友達と相談して決めることができている。</li> </ul>                                                                  |
| 主体的に学習に取り組む態度 | きまりや簡単なルールを守り友達と助け合ったり、安全に留意したりして、自己力を発揮しながら取り組もうとしている。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・教師の言葉掛けを聞いて、けがをしないで活動することができている。</li> </ul>                                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自分がけがをしないで参加することができている。</li> </ul>                                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・参加する全員がけがをしないような言葉掛けや行動をしたりすることができている。</li> </ul>                                                      |

#### 児童生徒用のルーブリック

学習評価の方針を事前に児童生徒と共有し、学習の見通しをもたせませう。



#### 《「フットベースボール」のエースをめざそう!》



| ルーキー ★                                                                                     | レギュラー ★★                                                                                             | エース ★★★                                                                                                  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ボールを前にける。</li> <li>○ 立って空中のボールをキャッチする。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人のいないところにボールをける。</li> <li>○ 飛んできたボールを移動してキャッチする。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ランナーを進めるために考えてボールをける。</li> <li>○ 友達がキャッチしやすいボールを投げる。</li> </ul> |

MEMO

## IV 指導に当たって大切なこと

## IV-1

## 活動等を分かりやすくするために

## (1) 学習や生活への見通しをもてるように

児童生徒が「持てる力を発揮」するためには、児童生徒が見通しをもちやすく、安心して学習できるような環境作りが大切です。児童生徒が自分のなすべきことを意識したり、課題が達成できたという成就感を味わったりすることで、より主体的な活動が促されます。

## ○ 見通しをもった取組を促すために

- ・ 1 週間の学習予定をある程度一定にして、分かりやすく伝える。
- ・ 1 日の授業時間の区切りを分かりやすくする。
- ・ 学習で何をするのかが「見て分かる」ような手掛かりを工夫する。
- ・ 児童生徒が心理的に不安定になりやすい場合、学習の予定を急に変えたりしないようにする。

## (2) 児童生徒の能力を最大限に発揮できる状況を作り出すために

児童生徒自身が成功経験を積むことができるよう、どのような特性（得意、不得意）があり、どのような手段で補えば、苦手さや困難さを克服できるかを考えることは非常に重要です。



## 学びへのアクセスとは

- ・ 学習活動への参加をスムーズにし、障がいによる障壁をなくし、児童生徒の能力を最大限に発揮できる状況を創り出すこと。

※これらはいずれも「合理的配慮」に通じるものです。

こちらのリーフレット一覧を  
参照してください。



「もしかして、それ…二次的な障害を生んでいるかも…？」  
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（令和3年3月）

## (3) 活動等を分かりやすくするための構造化

構造化は、概念化や情報を整理・統合することに困難さがある児童生徒（自閉症など）が課題をどのように遂行すべきかを理解したり、活動の手順を示すことにより見通しをもって活動に取り組んだりするために有効です。

## 【構造化とは】

今何をする時間か、次にどうなるのかなど、活動の仕組みを児童生徒に分かりやすく示す方法

平成27年度 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）指導者研修資料

#### (4) 構造化の例

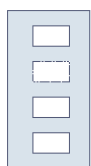
##### ① 物理的な構造化

教室内の机や棚などの配置の工夫をします。

- ・物理的、視覚的に分かりやすい境界
- ・活動と場所の1対1対応



##### ② 時間の構造化



【次の行動のみを提示】



【絵カードと文字】



【文字】



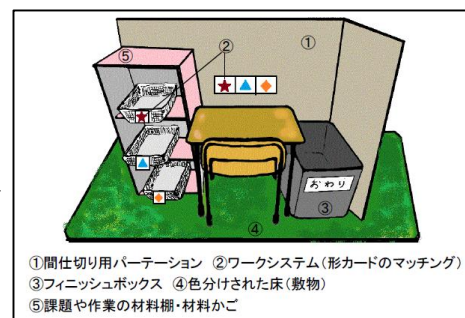
【文字のリスト】

児童生徒一人一人に合ったものを作ることが大切です。

##### ③ 活動の構造化

活動の流れを視覚的に理解しやすくします。  
(ワークシステム)

- ・「何を」
- ・「いつまで」
- ・「どのくらい」
- ・「どのようなやり方で」
- ・「終わったら次に何をするか」



【ワークシステムの一例】

##### ④ 一連の流れの構造化



【朝の準備確認表】

一連の流れを同じ手順で習慣化することで、普段の生活を安定して送れるようにします。

##### ⑤ 課題の構造化



【マッチング】



【組み立て】



【事務仕事】

学習で取り組む1つ1つの課題について、どのような手順で、どのように行い、どうなると終わるのかを分かりやすくします。

## IV-2

## 授業づくり

## (1) 授業改善の必要性

各教科等の指導に当たっては、①知識及び技能が習得されるようにすること、②思考力、判断力、表現力等を育成すること、③学びに向かう力、人間性等を涵養することが偏りなく実現されるように、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童生徒の「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行うことが大切です。



なぜ授業改善が必要なのですか？

学習指導要領で大切にされている「育成を目指す資質・能力」を、授業を通して児童生徒に育むためです。



## (2) 授業改善のポイント

教科等の特質を踏まえ、具体的な学習内容や児童生徒の状況等に応じて、「主体的・対話的で深い学び」の視点の具体的な内容を手掛かりに、質の高い学びを実現し、児童生徒が学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けるようにすることが求められています。

## 「主体的・対話的で深い学び」とは

- ① 学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているかという視点。
- ② 子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているかという視点。
- ③ 習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているかという視点。



どのように授業改善をすれば良いのですか？

「主体的・対話的で深い学び」を視点として、児童生徒が「何ができるようになるか」を大切にして授業づくりをします。



## Point

「主体的・対話的で深い学び」を実現している児童生徒の姿を具体的に想像し、それらの姿に結びつく手立てを検討しながら授業改善することが大切です。

## (例) 知的障がい特別支援学級 国語科

### 1 単元について

(1) 学年：中学校第3学年 単元名：「お礼の手紙を書こう」

#### (2) 単元目標（抜粋）

- 敬体と常体の違いに注意しながら、丁寧な言葉で書くことができる。【知識及び技能】
- 漢字や仮名の大きさ、配列に注意して書くことができる。【知識及び技能】
- 相手を意識して、見聞きしたことや経験したことの中から書く内容を選び、伝えたいことを明確にすることができる。【思考力、判断力、表現力等】
- 相手に伝えたい内容やお礼の気持ちをより良く伝えようとするすることができる。【学びに向かう力、人間性等】

### 2 単元の評価規準

| 知識・技能                                   | 思考・判断・表現                                           | 主体的に学習に取り組む態度                                                       |
|-----------------------------------------|----------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| ① 敬体と常体の違いが分かり、相手や目的に応じて、文末表現に気を付けて文を書き | ① 「書くこと」において、自分が見聞きしたことや経験したことの中から相手に伝えたいことを選んでいく。 | ① 知らせたい内容や自分の気持ちなどが伝わるように、文章を工夫している。<br>② 手紙やはがきといった通信文を書くことのよさに気付く |

#### 【単元構成のポイント】

- ・単元や題材等、内容や時間のまとまりを見通して、資質・能力を育成する場面を設定する。

#### 【主体的な学びの視点（例）】

- ・見通しをもって学習に向かうために、児童生徒が実際に経験したことを題材として設定する。

### 3 単元計画

|   | 主な学習活動                                                      | 指導上の留意点                                                                                               | 評価規準・評価方法                                      |
|---|-------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 1 | ○ 単元の学習課題を確認する。<br>○ 社会見学の様子を振り返り、感謝の気持ちを「お礼の手紙」にまとめることを知る。 | ※ 写真などを見ながら、見学の時の様子を想起できるようにする。<br>※ 見学メモや学習をまとめた掲示物、写真、見学先のリーフレットなど、手紙に書く内容を考えるための資料や、便せん、封筒などを準備する。 | 【主】<br>・単元全体の見通しをもっている。                        |
| 2 | ○ 教科書の本文を確認し、お礼の手紙の文章構成について確認する。                            | ※ 2種類のモデル文を提示し、基本的な形式を捉えられるようにする。                                                                     | 【知・技】<br>・季節の挨拶や本文、結びの挨拶など、手紙に書く順番や決まりを理解している。 |
| 3 | ○ 感謝の気持ちや分かったこと、気付いたことなど、書く内容について考える。                       | ※ 2種類のモデル文の表現の特徴に注目させ、気付いたことや感じたこと、その理由を発表するよう促す。                                                     | 【思】<br>・相手に伝わるように書く内容の中心を明確にすることができる。          |
| 5 | ○ 作成中のお礼の手紙を交流する。                                           | ※ 作成中のお礼の手紙について工夫した点を交流する中で、他者の表現に触れ、自分の伝えたいことが明確になっているかを確認するように促す。                                   | 【主】                                            |
| 7 | ○ 本単元で学んだことを振り返る。                                           | ※ 文字の大きさに気を付けて<br>※ 思いや考えを伝えるための表現の工夫について、他の教科や日常生活でどのように活用できるかを問う。                                   | ・学んだことを生かす場面について考えている。                         |

#### 【深い学びの視点（例）】

- ・学習を振り返り、成果を活用する場や、新たな問いを発見する場を設ける。

#### 【対話的な学びの視点（例）】

- ・自分の考えを修正したり深化させたりするために、多様な考えに触れる場を設ける。

「主体的・対話的で深い学び」は、授業の方法や技術の改善のみを意図するものではなく、児童生徒に育成を目指す資質・能力を育むための授業改善の視点です。

「主体的・対話的で深い学び」は、必ずしも1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではありません。単元や題材など、内容やまとまりをどのように構成するかという授業のデザインを考えることが重要です。



## IV-3

## 学習指導案をつくろう

## (1) 学習指導案とは

学習指導案とは、年間指導計画及び単元（題材）指導計画に基づく、児童生徒の実態に応じた指導を展開するための一単位時間ごとの具体的な計画です。

## (2) 学習指導案をつくる意義

① 資質・能力を明確にすることができる。

- ・その授業で児童生徒にどのような資質・能力を育成するのかを明確にし、目標を達成するための指導を具体化することができます。

② 何を評価するのか明確にすることができる。

- ・児童生徒が本時の目標を達成できたかを、確実に評価することができる評価規準や評価方法になっているかどうか確認することができます。

③ より効果的な指導を行うことができる。

- ・児童生徒の実態や目標、手立てなどを複数の教師間で共有し、それぞれの役割分担を明確にすることで、児童生徒の多様な実態に応じた指導の充実を図ることができます。

## (3) 特別支援学級における学習指導案の作成の流れとポイント（例）

各教科等の指導に当たっては、個々の児童生徒によって、見えにくさ、聞こえにくさ、道具の操作の困難さ、移動上の制約、健康面や安全面での制約、発音のしにくさ、心理的な不安定、人間関係形成の困難さ、読み書きや計算等の困難さ、注意の集中を持続することが苦手であるなど、学習活動を行う場合に生じる困難さが異なることに留意し、「個別の指導計画」と関連付けて記述します。

## ① 児童生徒に付けたい力を考える。



児童生徒の実態を把握し、その単元を通じてどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にします。

## ② 単元の目標を設定する。



児童生徒の実態を基に単元を精選し、単元の目標を設定します。

## ③ 評価の観点を確認にする。



単元目標と対応させ、各観点に関して、何に注目して学習評価するのかを明確にします。

学習評価の妥当性や信頼性が確保されるよう、評価規準や評価の方法を工夫し、教師間で共有します。

## ④ 単元計画を立てる。



ねらいに迫るための学習活動を考え、個別指導やグループ別指導を取り入れたり、教師間の協力による指導体制を確保したりします。

## ⑤ 本時の展開を考える。

児童生徒の学習を支援する手立てを具体的に記述します。

個別の指導計画

#### (4) 學習指導案 (例)

学習指導案の様式は、通常の学級とおおむね同様ですが、特別支援学級に特化した部分を例として記述しています。

國語科學習指導案

日 時：令和○年○月○日（○）○校時  
場 所：○年○組 ○○名  
指導者：○○○○（MT）、□□□□（ST1）

- 1 単元名 読んで考えたことを話し合おう（使用する教材「○○○

- ## 2 単元について

- 3 単元の目標**

- #### 4 単元の評価規準

| 知識・技能                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 思考・判断・表現                                                                                        | 主体的に学習に取り組む態度                                                                                                                                                                                                                                             |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/><br><input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/><br><input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/><br><input type="radio"/> | 「読むこと」<br>エ 登場人物の気持ちの変化や性格、情景について、場面の移り変わりと結び付けて具体的に想像している。<br>オ 文章を読んで理解したことに基づいて、感想や考えをもっている。 | <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/><br>「個別の指導計画」等を踏まえ、本単元に関する学習活動 |

一人一人の児童の「個別の指導計画」等の目標に関連した児童観、単元観、指導観を記述します。

「個別の指導計画」等を踏まえ、本単元に  
関連した目標や手立て  
を記述します。

- ## 6 児童の個別の実態及び本時の個別の目標及び手立て

| 児童名 | 児童の実態                                                                                                                                                   | 本時の個別目標                                                                            | 手立て                                                                                                               |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| M   | <ul style="list-style-type: none"> <li>言葉自体の意味が分からなかったり、指示が多くなったりすると「オウム返し」が見られる。</li> </ul>                                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>登場人物の気持ちの変化を選択肢の中から選択することができる。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>注目すべき場面や登場人物の感情を選択肢として絵などで提示する。</li> <li>言葉掛けをし、安心して学習できるようにする。</li> </ul> |
| S   | <ul style="list-style-type: none"> <li>初めての場所や活動において、自分の気持ちを言葉などでうまく伝えることが難しい。</li> <li>具体物と絵カードをマッチングしたり、身近な物の名前を聞いて指示された絵カードを選んだりすることができる。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>印象に残った場面を選び、登場人物の気持ちを表現することができる。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>物語の流れを視覚的に提示するとともに、本児が分かる言葉で端的に説明する。</li> </ul>                            |
| Y   | <ul style="list-style-type: none"> <li>絵や写真などを使って、自分の意思を伝えることができる。</li> </ul>                                                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>印象に残った登場人物を選択することができる。</li> </ul>           | <ul style="list-style-type: none"> <li>ペープサート等で提示し、選択しやすくする。</li> </ul>                                           |

- 7 本時

- ### (1) 本時の展開

|                                    |                                   |                                                   |                                  |
|------------------------------------|-----------------------------------|---------------------------------------------------|----------------------------------|
| 過程                                 | <p>○ 主な学習活動<br/>・ 予想される児童の発言等</p> | <p>◇ 教師の主な働きかけ<br/>* 留意点<br/>▲ 児童への手立て</p>        | 評価基準・評価方法等                       |
| 導入                                 | <p>○ 本時の学習内容や進め方を知り、見通しをもつ。</p>   | <p>◇ 印象的な場面を選び、その場面での登場人物の気持ちを考える学習であることを伝える。</p> | <p>具体的な評価の内容や方法が分かるように記述します。</p> |
| <p>「印象的な場面を選んで、登場人物の気持ちを交流しよう」</p> |                                   |                                                   |                                  |

具体的な評価の内容や方法が分かるように記述します。

|                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>展開</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 印象的な場面を発表する。</li> <li>○ 選んだ理由を発表する。</li> <li>○ 選択した場面の登場人物の気持ちを考え、プリントに記入する。</li> <li>○ 選択した場面と登場人物の気持ちを交流する。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 印象的な場面について発問する。</li> <li>▲ 物語の流れを場面ごとの絵を用いて振り返る。</li> <li>▲ 場面が選択できない児童に対して、選択肢として場面ごとの絵を提示する。</li> <li>◇ 選択した場面の登場人物の気持ちを考えさせる。</li> <li>▲ 登場人物の気持ちを表す感情の選択肢をいくつか提示する。</li> <li>▲ 発話が難しい児童が表現できるような発問を行い、選択肢から、自分の気持ちを表現できるようにする。</li> <li>◇ 友達意見を聞くように促す。</li> </ul> | <p>「思・判・表」<br/>観察・ワークシート</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登場人物の気持ちの変化や性格、情景について、場面の移り変わりと結び付けて具体的に考えることができる。</li> <li>・印象的な登場人物を選択肢の中から選ぶことができる。</li> </ul> <p>「個別の指導計画」等に関連付けて、学習の手立てについて記述します。</p> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

「個別の指導計画」等に関連付けて、学習の手立てについて記述します。

|    |                        |                                               |
|----|------------------------|-----------------------------------------------|
| 終末 | ○ 登場人物の気持ちを考えたことを振り返る。 | ◇ 各児童が考えた登場人物の気持ちと、場面の結び付きについてペープサートを使って確認する。 |
|----|------------------------|-----------------------------------------------|

令和3年度特別支援教育 教育課程編成の手引き別冊「単元の指導計画・一単位時間の指導計画」に事例が掲載されていますので、参照してください。



## Ⅳ－４

# 教材・教具の工夫が大切

### (1) 教材・教具とは

「教材」とは、教育内容を児童生徒に習得させるために提示・活用する素材です。「教具」とは、教育の方法又は手段として使われる具体的な道具や物です。

実際には教材と教具とは区別されにくいことが多く、「教材・教具」と併記して用いられています。



### (2) 基本的な考え方

教材・教具は、教育効果を高め、学習内容の理解を促す上でとても重要です。

児童生徒が授業のねらいを達成し、学習内容を確実に身に付けることができるようにするためには、障がいの状態や特性に応じ、最も有効な教材・教具を選択したり、適切に活用したりする必要があります。そのため、ICT機器を含む教材・教具について教材研究を深め、児童生徒の実態に応じた教材の工夫を図りましょう。



一口に、「視覚的な教材」と言っても、イラストが分かりやすい児童生徒もいれば、写真が分かりやすい児童生徒もいます。  
教材・教具を作成する際には、児童生徒一人一人の発達の段階や授業の目標に応じて工夫する必要があります。

### (3) 教材・教具のポイント

- ① 指導のねらいに沿っているか。
- ② 児童生徒の発達や障がいの状態に対応したものか。
- ③ 児童生徒の興味・関心を高め、学習意欲を高めるものか。
- ④ 操作が容易で、単純で具体的なものか。
- ⑤ 繰り返して使え、利用度の高いものか。
- ⑥ 安全性が高いものか。
- ⑦ 保管・整理がしやすいものか。



以上の7つのポイントを基に、児童生徒が何をできるようになるために教材・教具を用いているのか評価して、教材・教具の工夫・改善を進めていくことが大切です。

### (4) 教材・教具データベースの紹介

障がい特性やねらいに応じた教材・教具の例が紹介されています。

- ① 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所発達障害教育推進センター  
「教材・教具データベース」

- ② 発達障がい児のためのサポートツール・データベース  
「教材・教具DB」



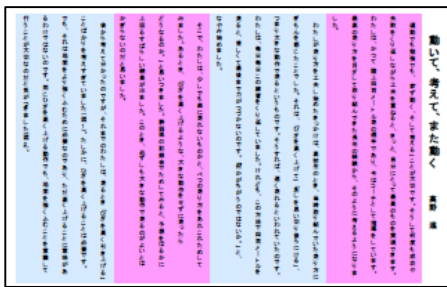
①



②

## (5) 事例紹介

### ① 教科等



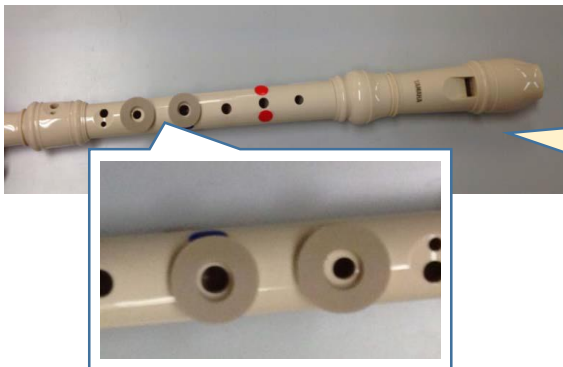
段落ごとに色分けしたプリントです。文全体の構成を捉え、段落を意識したり、重要な語句に着目しやすくなったりします。

文章を書くことが苦手な人のために、質問に答えれば簡単な文章をつくれるアプリです。文章を書くきっかけをつくり、文章の構造を理解することにつながります。

簡単に読書感想文

|                    |               |
|--------------------|---------------|
| 本のタイトル             | ①             |
| 著者                 | ①             |
| 物語の現状設定            | ①             |
| この本を読むまではどう思ってたか   | ①             |
| 実際に読んでみて考えが変わったところ | ①             |
| 特に心動かされたところ        | ①             |
| 誰が                 | ① [心が動かされたわけ] |

「簡単に読書感想文～穴埋めでパッとできる～」 kenichi kato

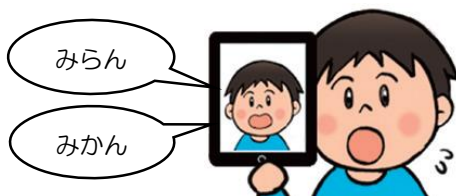


リコーダーの穴の位置が分かりやすく、弱い力でも穴を塞ぐことができるため、演奏しやすくなります。

繰り返し学習が必要な内容などについては学習カードを作成します。ラミネート加工を施すことで、繰り返し使用することができます。

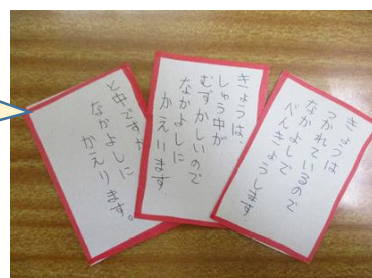


### ② 自立活動



タブレット端末のビデオ機能を用いて、自分の発音について気付くようにしたり、音声的なフィードバックを得ながら発音の練習をしたりすることができますようにします。

自分の伝えたいことを書いて伝えるためのカードです。自分の気持ちを相手に伝えることができた体験をすることで、次のコミュニケーションにつながります。



Ⅳ－５

## 生徒指導を大切に

### (1) 生徒指導について

生徒指導とは、「一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動」です。障がいのある児童生徒の生徒指導には、以下のような課題が見られることがあります。

#### 障がいによる生徒指導上の課題

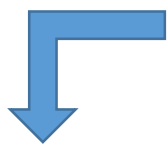
- ・頑張りたいという気持ちはあるが、何をどのように頑張れば良いかが分からない。
- ・障がい特性が問題行動の原因ではないが、適切な支援がないと問題行動のきっかけになりやすい。
- ・一人だけ特別扱いしたり、周りが我慢したりする状況は理解が得られにくい。
- ・周囲の状況に応じて適切に行動することが難しい。そのため、場面や状況にそぐわない行動をとることもある。
- ・幼少期から様々な困難と失敗を経験しているため、学習活動に対して意欲や自信を失い、自分にはできないと考えがちになる。 など

### (2) 生徒指導を進めるに当たって

問題行動への対処といった生徒指導に終始することなく、人格の発達を促すことが大切です。そのために、生徒指導について基本的な正しい理解をもち、学校のすべての教師間で共通理解を図る必要があります。

### (3) 二次的な障がいの早期発見と予防的対応

つまずきや失敗がくり返され、学校生活に対する苦手意識や挫折感が高まると、心のバランスを失い、精神的に不安定になり、様々な身体症状や精神症状が出てしまう等、二次的障がいとして不適応状態がさらに悪化してしまう場合があります。



二次的障がいは、特性に応じた支援の工夫や自尊感情を高める指導などの適切な支援があれば比較的短時間で改善していきます。早期発見と予防的対応が肝心です。

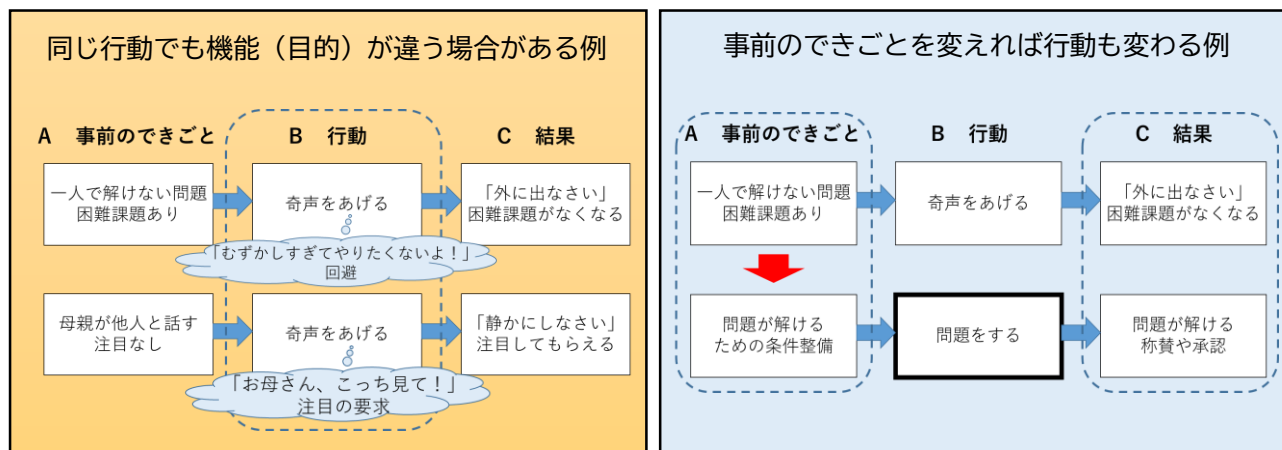


授業を始め、学校における様々な学習活動において、以下のポイントが大切です。

- ① 児童生徒が「分かった」、「できた」という達成感や成就感を感じる経験を積むこと
- ② 学級集団の中で自分の役割が与えられ、その役割をきちんと果たしていると感じられること
- ③ 取り組んでいることや役割を果たしていることを、周りの人たちにきちんと認められていること

#### (4) 問題行動への対応

注意や叱責により改善していくことは難しいという前提に立って、対応することが大切です。起きている行動（B行動）だけに注目せず、きっかけになること（A事前のできごと）や行動後の結果（C結果）など、前後関係を通して適切でない行動を生起させている要因を分析し、対応を考えることが肝心です。

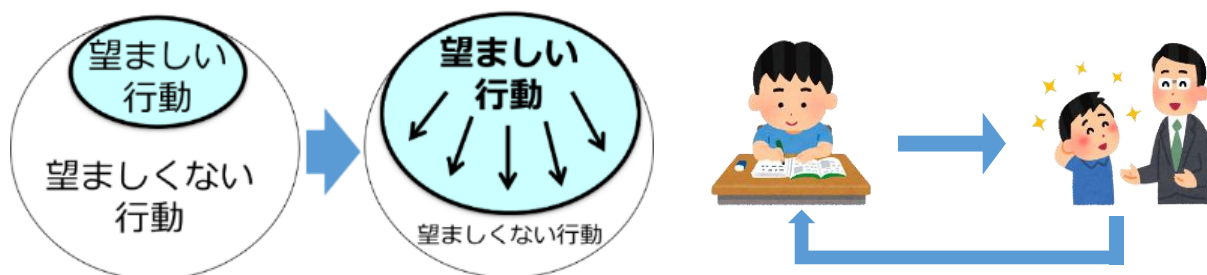


児童生徒の特性に応じた指導の基本的な姿勢は、間違いやできないことに気付かせるだけでなく、正しいこと、できるための方法を具体的に、そして丁寧に教えていくということです。

#### (5) ポジティブ行動支援

ポジティブ行動支援とは、望ましい行動を学習することで相対的に望ましくない行動が少なくなるという考え方です。

例えば、望ましい行動をした際、褒めることにより望ましい行動が増えたり、望ましい行動の時間が長くなったりし、繰り返すことで定着するという好循環が生まれます。



問題行動に対する過度な注意や罰を与える対応は、学校の生徒指導場面で比較的起こりやすいものです。このような対応の効果は一時的であり、以下の副次的な望ましくない作用をもたらす可能性があります。

- ・「見つからないようにやる」ということを学ぶ
- ・罰に慣れてしまう（罰のエスカレートにつながる）
- ・抑うつや場面回避、対人回避を招く
- ・自分より弱い立場の人間に罰を使うことを学ぶ



このようなことから、問題行動だけに注目をするのではなく、適切な行動に注目することが大切です。

## IV-6

## 行動の背景を理解して対応しよう

## (1) 行動の背景に目を向ける必要性

児童生徒は、同じ環境下でも見せる表情や行動は一人一人異なります。それは、児童生徒一人一人の障がいの特性や性格、家庭環境などが異なるためです。

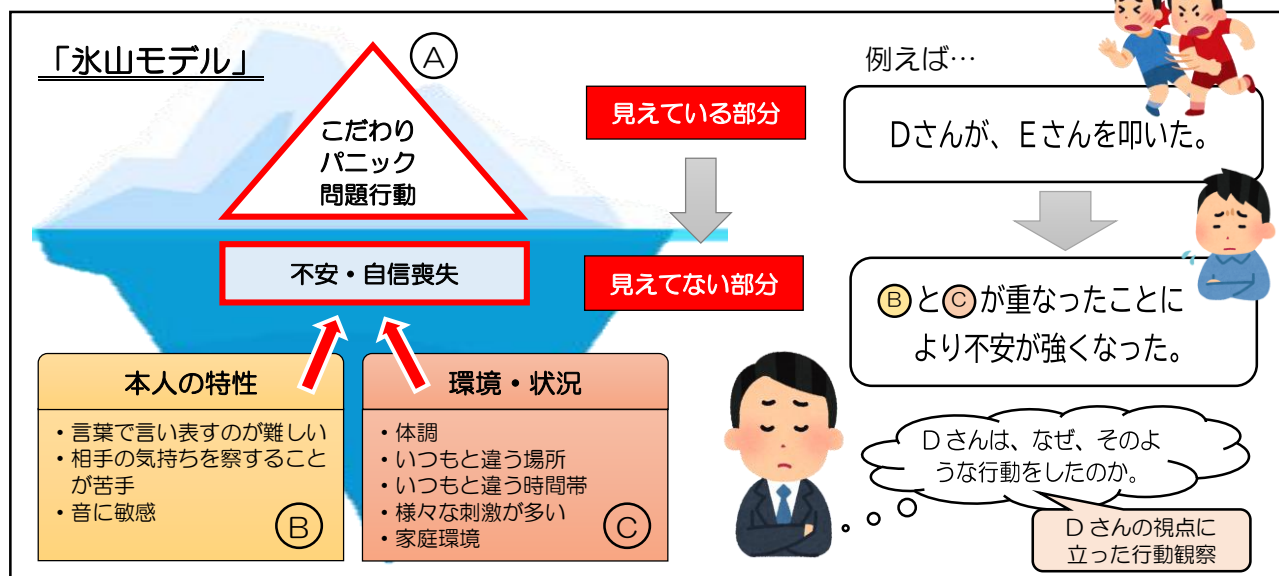
学級担任が児童生徒の実態を踏まえて関わるためには、児童生徒の行動に着目して指導するだけでなく、行動の背景や要因を把握することが大切です。

児童生徒の行動には、どのような要因が隠れているのか、なぜ、そのような行動や言動が生じたのか、児童生徒の気持ちや感じ方に目を向けようとする姿勢が大切です。

## (2) 児童生徒理解に必要な考え方

「冰山モデル」は、児童生徒の行動を氷山の一角に例え、水面下の要因にも着目し、行動の背景を推測しようとする考え方です。

児童生徒の水面下の要因に目を向け、児童生徒の内面に対する共感的理解等をもって児童生徒理解を深めることが大切です。



## 【児童生徒理解のポイント】

児童生徒の  
視点に立った  
行動観察をする

児童生徒の  
心理面を考える

児童生徒の  
話を傾聴する

児童生徒の保護者  
と連携を図る

実態を把握し、支援につなげる

## 【具体的な支援の例】

- ・児童生徒の実態に合った目標を設定し、充実感や成就感を生み出す。
- ・見通しをもたせ主体的に活動できるようにする。
- ・学校内に児童生徒が安心できる居場所を作る。
- ・児童生徒が分かる言葉で簡潔に伝える。
- ・児童生徒の良い面を生かす。
- ・教材・教具を工夫し、分かりやすく伝える。
- ・児童生徒に対して教師がチームで支援する。

## IV-7

## 合理的配慮の考え方

## (1) 合理的配慮とは

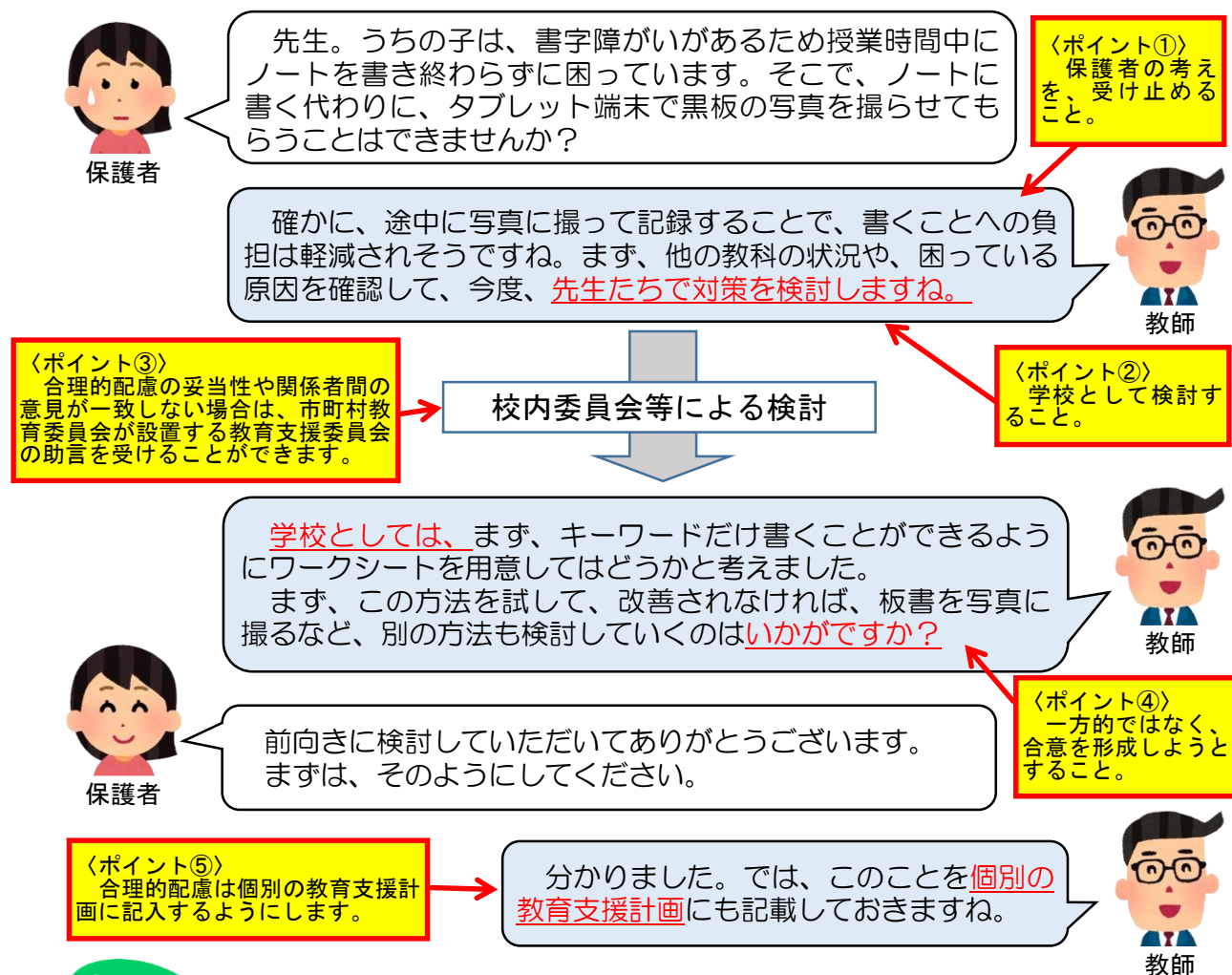
合理的配慮とは、障がいがあることによって生じる困りごとの解消や軽減に向けて、社会全体で必要な対応をしていこうという考え方であり、障がいのある子供が、他の子供と平等に教育を受けたり、社会生活に平等に参加したりできるように、一人一人の特徴や場面に応じて生じる困難を取り除くための調整や変更のことです。合理的配慮は個別に必要とされるものであり、「学校の設置者及び、学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されています。

※合理的配慮の否定は、障がいを理由とする差別に含まれることに留意が必要です。

※合理的配慮の提供は、公共機関においては努力義務から法的義務へと改められています。

## (2) 合理的配慮の提供に至るまでのポイント

書くことが苦手な子供の保護者から合理的配慮の希望があった際の対応の例を基に、ポイントを整理します。



Point

データベースから合理的配慮に係る事例の検索ができます！

インクルDBは、「合理的配慮」に関する実践事例の検索や、インクルーシブ教育システム構築の相談及び関連する様々な情報収集をすることができます。



## IV-8

## 将来の自立につなげるキャリア教育

## (1) キャリア教育と特別支援教育

特別支援教育に求められる「児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組の支援」は、キャリア教育の視点に通じるものです。児童生徒が、自分らしい生き方を見つけ、自分らしい生き方ができるように支援することがキャリア教育の本質であり、「共生社会の実現」に向けて、障がいのある児童生徒のキャリア教育の推進は不可欠です。

障がいのある児童生徒が、社会の一員として自分の果たす役割などについて考え、その時々状況に応じて、自分の役割を果たせるようにしていくことが大切です。

## (2) キャリア教育の充実

児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な資質・能力を身に付けていくことができるよう、見通しをもったり、振り返ったりする機会を設けるなど、個別最適な学びを充実させながら、自身の変容や成長を自己評価する学習活動などを充実していくことが大切です。

## (3) 各段階におけるキャリア教育のポイント

小・中学校は、キャリア発達の土台づくりとなる重要な時期です。指導に当たっては、次のことに留意しましょう。

## ① 小学校段階

- ・「できる」体験を積み重ね、自信をもてるようにすること。
- ・主体的にめいいっぱい活動しきる機会を設定すること。
- ・好きなことや興味を示したこと（もの）を出発点とし、大切にすること。また、そのきっかけづくりを大切にすること。
- ・好きなこと（もの）だけではなく、様々な体験・経験を広げる機会やチャレンジする機会を設定すること。
- ・支援する側が児童の取り組む諸活動について、職業的自立の土台として捉え直すこと。



## ② 中学校段階

- ・多様な体験ができるようにし、体験をとおして将来へのよいイメージをもてるようにすること。また、その際は生徒の「やりたいこと」のみではなく、他者や環境との関係で折り合いをつけることや、本人にとっての諸活動に対しての「意味付け」をすること。
- ・本人なりの振り返りや目標設定への丁寧な個別対応をすること。
- ・各教科等を合わせた指導である作業学習では、生活単元学習や総合的な学習の時間と関連付けながら「働くことの喜びを味わう」ことや、将来のことをイメージできるような「あこがれる」出会いを設定すること。



#### (4) キャリア発達を促す振り返りの必要性

社会の中で役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程であるキャリア発達においては、「豊かな体験」が必要となります。特別支援教育においては、従前から「豊かな体験」を大切にしてきましたが、単に体験的な活動のみを重視するのではなく、その「振り返り」によって、確かな「経験」につなげることが大切です。

振り返りによって、児童生徒が体験したことの意味や価値に気付き、過去に起こったことを捉え直したり、将来を展望するための視野を広げたりすることにつながります。

振り返りが、今の学びと将来をつなぐ「なりたい姿・ありたい姿」につながっていきます。



#### (5) キャリア・パスポートについて

キャリア発達を促すために「振り返り」は重要です。キャリア教育に関わる諸活動について、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりしながら、自分の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオとして、令和2年度から全ての小学校・中学校・高等学校等でキャリア・パスポートの活用が始まっています。

##### ア キャリア・パスポートの作成に当たって

児童生徒が、自らの学習状況や日常生活等の振り返りをしながら、自身の変容や成長を自己評価できるようにします。



児童生徒によっては、キャリア・パスポートの項目の内容を理解することや、記入する内容を考え出すことが難しい場合があります。  
このような場合には、教員が対話的に関わるのが大切であり、理解しやすい形で示した選択肢を児童生徒が選ぶようにするなどの支援が考えられます。

##### イ 個別の教育支援計画とキャリア・パスポート

個別の教育支援計画は、児童生徒に対する支援を保護者等と共有する計画としての役割に重点が置かれています。

一方、キャリア・パスポートは、児童生徒本人の意思や思いについて重点を置くとともに、児童生徒が振り返りの際の教材として活用することにつなげることが重要になります。

文部科学省のWebページでは、キャリア・パスポートの例示資料と指導上の留意事項が掲載されていますので、参考にしてください。

[キャリア・パスポートの例示資料集等](#)（文部科学省 Web ページ）



## IV-9

## 知的障がい特別支援学校高等部

## (1) 知的障がい特別支援学校の高等部について

知的障がい特別支援学校の高等部では、生徒やその保護者が障がいの程度により学科を選択するのではなく、将来の進路希望等に応じて、教育課程の特色や学ぶ内容で学校を選択することができる受入体制を整備するなどして、一人一人の教育的ニーズに応じた専門性の高い教育を行っています。

## (2) 学科と学習内容について

|                                            |      |                                                                                                          |
|--------------------------------------------|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 普通科のみを設置している学校<br>例：〇〇養護学校高等部<br>〇〇支援学校高等部 | 普通科  | 保護者や地域の人々等の支援を基に可能な限り社会に参加するために必要な知識や技能、態度などの能力を養うことを目指して、身辺処理能力など、基本的な生活習慣の向上を図ることを中心とした学習を行います。        |
| 職業学科を設置している学校<br>例：〇〇高等養護学校<br>〇〇高等支援学校    | 普通科  | 幅広く知識や技能を学ぶことで、卒業後の自立（職業自立、社会自立）に必要な知識や技能の習得を目指して、知的障がい特別支援学校の各教科別の指導や就業体験、ボランティア活動、社会体験活動等の体験的な学習を行います。 |
|                                            | 職業学科 | 卒業後の自立（職業自立、社会自立）に必要な知識、技能、態度などの能力を養い、その習慣形成を目指して、作業学習を中心に行います。                                          |

## (3) 対象となる生徒

知的障がい特別支援学校高等部は、知的障がいのある生徒に対する教育を行う特別支援学校です。出願に当たっては、北海道教育委員会が示す「募集要項」や各特別支援学校が示す「募集要領」で、出願資格や出願手続きをご確認ください。

|                    |                                                                                                                                                                               |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 右のいずれかに該当する生徒が対象です | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医師の診断がある、又は公的な専門機関において知能検査の結果や社会生活へ適応の困難性などから知的障がいと判断されている</li> <li>○ 知的障がい特別支援学級に在籍している</li> <li>○ 療育手帳を取得している（取得見込みを含む）</li> </ul> |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## (4) 入学者選考検査の変更点について

| これまでの入学者選考検査 | 普通科のみを設置している学校 | 職業学科を設置している学校                    |
|--------------|----------------|----------------------------------|
|              | 集団・行動検査        | 運動能力に関する検査<br>作業能力に関する検査<br>生徒面接 |
| 現在の入学者選考検査   | 学習状況検査・面接      |                                  |

「学習状況検査」では、社会生活に必要な基礎的な知識・技能を問う内容や、自分の考えを答えるなどの思考力・判断力・表現力を問う内容のほか、生徒の実態に応じて教材等を介したやり取りに関する内容が出題されます。

普通科のみを設置している学校では、面接の中で学習状況検査を行います。

## (5) 事前の教育相談について

教育相談は、授業や寄宿舎の様子など、学校生活を知る貴重な機会です。

障がいのある生徒や保護者は、進学先を検討する際、進路選択に悩んだり、不安を抱いたりすることが考えられるため、中学校等においては、生徒が自らの能力や可能性を伸ばし、将来の自立や社会参加を図るために必要な教育を受けられる学校を選択することができるよう、進路指導の充実を図りながら、生徒や保護者に進路選択に関わる情報等を適切に提供することが重要です。

特別支援学校は、設置している学科や通学の方法、寄宿舎の有無など、学校ごとに特色や条件が異なるため、できるだけ早い時期に、進学先として検討している特別支援学校の教育相談を受けることをお勧めします。

また、教育相談の際は、学びの経過や将来の希望等についての情報を共有するために、個別の教育支援計画などを持参しましょう。

|                 |                                     |                                         |
|-----------------|-------------------------------------|-----------------------------------------|
| 教育相談で<br>話をする内容 | <input type="checkbox"/> 授業内容について   | <input type="checkbox"/> 通学手段について       |
|                 | <input type="checkbox"/> 教育課程について   | <input type="checkbox"/> 寄宿舎について        |
|                 | <input type="checkbox"/> 指導体制について   | <input type="checkbox"/> てんかんやアレルギーについて |
|                 | <input type="checkbox"/> 卒業後の進路について | <input type="checkbox"/> 諸経費等について       |
|                 |                                     | など                                      |

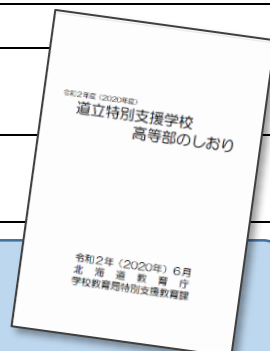
※疑問や不安に感じることは、各学校の担当者に確認してください。

※なお、教育相談の実施に当たり、中学校等の担当者の同行を一律に求めることはありません。

## (6) 入学者選考に係る主なスケジュール

| 時 期           | 内 容                                                                                                                                                                                                                                          |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 6月～11月        | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事前の教育相談の開始<br/>※教育内容や学校生活の理解、志望学科の選択など<br/>※学校見学や教育相談は、原則、在籍している学校から入学を志望する学校に申込みます。</li> <li>○ 「道立特別支援学校高等部のしおり」発行</li> <li>○ 全道14管内で「進路指導協議会」の実施（8月～9月）</li> <li>○ 公立特別支援学校配置計画の公表（9月）</li> </ul> |
| 11月下旬～        | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 北海道教育委員会公報で「募集要項」告示<br/>(道教委特別支援教育課Webページに掲載)</li> </ul>                                                                                                                                            |
| 12月           | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高等部を設置する特別支援学校のWebページにて、「募集要領」を公表</li> <li>○ 中学校から入学を希望する学校へ出願書類を請求</li> </ul>                                                                                                                      |
| 1月上旬          | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中学校から入学を希望する学校へ入学願書を提出</li> </ul>                                                                                                                                                                   |
| 1月下旬～<br>2月上旬 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 入学者選考検査</li> </ul>                                                                                                                                                                                  |
| 2月中旬          | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 合格者発表<br/>※第2次募集人員の発表</li> </ul>                                                                                                                                                                    |

特別支援教育課  
Web ページ



「道立特別支援学校高等部のしおり」をご活用ください。

(北海道立特別支援教育センターWeb ページ)



## IV-10

## 健康安全指導をしっかりと

## (1) 一人一人の健康状態の把握について

障がいのある児童生徒は、自分の気持ちや体調の変化を言葉でうまく表現できない場合があることから、保護者や養護教諭等との情報共有や、健康調査票の情報や定期健診の結果等を踏まえた健康状態の把握に努めるようにするとともに、児童生徒が自らの健康や衛生について意識し、健康の自己管理ができるように指導することが大切です。

## (2) 災害時等の安全指導・支援体制の整備について

障がいのある児童生徒は、災害時のリスクが大きいことから、日々の生活場面をとおして災害発生時に自分の命を守るための行動について考えさせ、防災への意識を高めることが大切です。また、学級担任は、災害発生時に想定される状況と具体的な配慮について事前に他の教職員に知らせ、どの職員がどのように対応するか考えておくようにします。

## 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮例

|              |                             |                                          |
|--------------|-----------------------------|------------------------------------------|
| 視覚障がい        | 見えにくさから、災害や避難の状況等について理解できない | ・避難経路に明確な目印や照明の設置                        |
| 聴覚障がい        | 放送等による避難指示を聞き取ることができない      | ・緊急情報を視覚的に受容できる設備の配置                     |
| 知的障がい        | 適切な避難等の行動の仕方が分からず、混乱した状況に陥る | ・簡潔な動線や分かりやすい目印、設備の配置<br>・明るさの確保         |
| 肢体不自由        | 緊急時の避難・移動に困難さがある            | ・避難経路の確保<br>・必要な物品の準備（車椅子、手動で使える機器等）     |
| 自閉症<br>情緒障がい | 環境の変化に適応できず、混乱した状況に陥る       | ・落ち着いて過ごしたり、外部からの刺激を制限したりすることができるスペースの確保 |

## (3) 食に関する安全指導について

嚥下障がい等、食べる機能に障がいのある児童生徒に摂食を伴う指導を行う際には、医師等専門家の診断や助言に基づき、摂食指導の方法等について、保護者と関係者間で十分な検討を行うとともに、複数の教職員で指導するなど、安全確保を徹底します。

食物アレルギーを有する児童生徒については、学校給食が原因となるアレルギー症状を発症させないことはもちろんのこと、食物・食材を扱う授業等、飲食や宿泊を伴う校外活動等は、一般的にアレルギー症状を引き起こしやすい原因と密接に関係するため、注意が必要です。

安心・安全な学校給食のための「摂食指導」に関する基本的な考え方や対応等についての要点は、当センターが令和2年に発行したリーフレット「[安心・安全な給食指導のための『摂食指導』](#)」を参照してください。



#### (4) 感染症対策に向けた取組

特別支援学級において、障がいのある児童生徒へ感染症対策を行いながら教育活動を行う際には、児童生徒の個別の状況に応じて対策を検討・実施していきます。

##### ア 消毒

手で教材や教具に触れて文字や形を確認したり、手すりを利用して廊下を歩いたりする児童生徒もいます。多くの児童生徒が触れるところは頻繁に消毒するとともに、触れた後には手洗いや手指消毒を行うよう指導することが必要です。

|     |                                                                                                                                              |                                                                                     |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 取組例 | <ul style="list-style-type: none"><li>消毒等の感染症対策を行うためにスクール・サポート・スタッフ等を活用する。</li><li>チェックリスト等、消毒の実施状況が確認しやすい様式の工夫や、教職員の役割分担を明確にしておく。</li></ul> |  |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|

##### イ 感染症予防のための指導

認知の特性により手洗い等の指導の徹底が難しい児童生徒や、感覚に過敏があり、マスクを着用できない児童生徒には、特性に応じた配慮を検討することが必要です。

|     |                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                      |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 取組例 | <ul style="list-style-type: none"><li>児童生徒が理解できるよう、手洗い等について視覚的な教材で示すことにより、感染症対策の必要性や行動様式の理解を促す。</li><li>感覚の過敏によりマスクが着用できない場合は、保護者と相談し、本人に合った素材のマスクを探す。</li><li>教室内の席配置の配慮など接触感染防止策を講じた上で、マスクを着用できないことについて、意思表示カード等を活用して周囲への理解を図る。</li></ul> |  |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|

##### ウ 感染のリスクの高い学習活動への対応

接触の避けられない自立活動等の指導や介助を行う際は、必要な対策を取った上で実施し、対策が取れない場合は、内容・方法・時期を見直す必要があります。

|     |                                                                                                                                                                                                             |                                                                                       |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 取組例 | <ul style="list-style-type: none"><li>手をつないだり触れたりするなど、児童生徒が密接・密集する活動を控える。</li><li>直接触れるような構音指導を避け、口や舌の動きなどの素地となる口の体操など代替の指導内容としたり、教師の師範を動画に替えて取り行ったりする。</li><li>教職員がマスクに加えて、アイシールドやフェイスシールドを併用する。</li></ul> |  |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|

##### エ 給食

手洗いやマスクの着用の徹底が難しい場合や、食事や歯磨きの際に介助が必要な場合があることから、配膳や食事の際の感染リスクを低減するための指導を行うとともに、教職員自身の感染を防止するための取組を行うことも必要です。

|     |                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                       |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 取組例 | <ul style="list-style-type: none"><li>配膳の際は、児童生徒に対し、石けんを使用した手洗い等の実施を徹底させる。</li><li>片付け等で配膳台に並ぶ際は、間隔を空けて並ぶよう指導する。</li><li>むせやせき込みのある児童生徒が他の児童生徒と対面にならないよう配席する。</li><li>食事をするときは、各教室で少人数で食べたり、一定の距離を保ち対面にならないような配席にしたりする。</li></ul> |  |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|

[「特別支援学校等における新型コロナウイルス感染症対策に関する考え方と取組」](#)（文部科学省 令和2年6月）



## IV-11

## 医療的ケアが必要な児童生徒への対応

## (1) 医療的ケアとは

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」では、医療的ケアとは、「人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為」とされています。

## (2) 学校における医療的ケアの意義

学校における医療的ケアの実施は、児童生徒の健康を支え、より良い状態で教育を受けられるようにするために必要なものです。医療的ケアが必要な児童生徒の通学日数が増加し、日々の授業の連続性が保たれることで、教育内容が深まったり、教員と医療的ケアが必要な児童生徒との関係性が深まったりするなどの教育的意義があります。

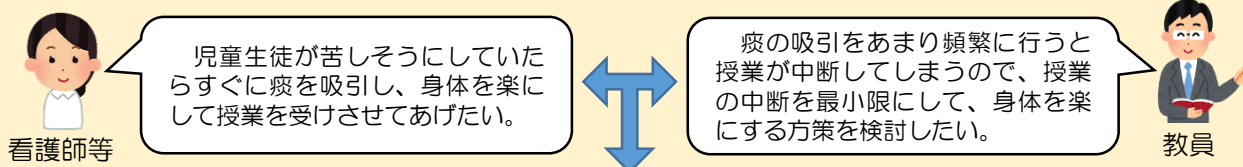
## (3) 市町村教育委員会の役割

市町村教育委員会は、小学校等が医療的ケア児を安全に受け入れることができるよう、看護師等を配置したり、医療的ケア運営協議会を設置し、医療的ケアへの対応の在り方などを示したガイドライン等を策定したりしています。各自治体における医療的ケアが必要な児童生徒への具体的な対応については、設置者である市町村教育委員会にお問合わせください。

## (4) 教員の役割と医療的ケア看護職員との連携

医療的ケアは、医行為であることから、小学校等において医療的ケアを実施する場合は、主として医療的ケア看護職員（以下、看護師等）が医療的ケアに当たります。教員は、看護師等の管理の下、医療器械や器具の装着時に衣服の着脱を手伝ったり、医療的ケアを受けやすい姿勢保持等の補助を行ったりと、医療的ケア以外の支援をすることが可能です。日常的な児童生徒の健康状態の把握を通じて、看護師等と必要な情報共有を行ったり、緊急時の役割分担を決めたりするなど、教員と看護師等が連携して児童生徒の支援に当たることが重要です。

異業種である教員と看護師等は、それぞれの受けてきた教育や積み重ねてきた専門性に違いがあります。



連携のためには、お互いの考えを話し合い、児童生徒にとって最も良い方法を考えることが大切です。

看護師等は、その専門性を活かして医療的ケアを進め、教員がその専門性を活かしてサポートする。

教員は、その専門性を活かして授業を進め、看護師等が、その専門性を活かしてサポートする。

教員と看護師等双方がその専門性を発揮して児童生徒等の成長・発達を最大限に促す。

（検討の例）

- ・「授業前に吸引しておく」等、今の体制でできることはないか。
- ・授業の展開の中で、吸引できるタイミングはないか。
- ・加湿や室温管理、姿勢管理等によって、吸引の頻度を下げることができないか。

#### (4) 保護者との連携

学校における医療的ケアの実施に当たっては、保護者の理解や協力が欠かせません。保護者に医療的ケアの仕組みを説明する際は、実施までの流れや役割分担を分かりやすく説明することが大切です。また、児童生徒の健康状態、医療的ケアの内容や頻度、想定される緊急時の対応などについて、あらかじめ保護者から説明を受け、学校で実施可能な医療的ケアの範囲について双方で共通理解を図ることも必要です。

#### ○ 保護者との連携協力に当たり話し合っておくことの例

- ・児童生徒の健康状態を十分把握できるよう、あらかじめ障がいの状態や病状について説明を受けておくこと。
- ・看護師等の役割は、児童生徒の健康状態が安定した状態で医療的ケアを実施することであるため、健康状態がすぐれない場合の無理な登校は控えること。
- ・登校後、健康状態に異常が見られた場合、速やかに保護者と連絡を取り、その状態に応じ必要な対応を求めることなどについてあらかじめ協議すること。
- ・健康状態がすぐれずに欠席していた児童生徒が回復し、再び登校する際には、連絡帳により、十分に連絡を取り合うこと。
- ・緊急時の連絡手段を確保すること。



#### (5) 災害時の対応について

医療的ケアを実施する際には、電源が必要な行為もあるなど、様々な状況を想定するとともに、適切に対応できるよう、検討し、準備しておくことが重要です。

#### 災害対応に関する検討項目の例

- 学校付近で想定される災害の状況の把握
- 避難場所・避難ルート・避難方法の検討
- 緊急時の医療的ケアの実施者、実施方法等の検討
- 緊急時の家庭との連絡方法や対応についての共通理解
- 緊急時の医療機関との連携体制についての共通理解
- 停電時への対応

「医療的ケア実施のためのハンドブック【改訂版】」北海道教育委員会

#### 【参考資料】

- [小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～](#)（文部科学省）



- [医療的ケア実施のためのハンドブック【改訂版】](#)（北海道教育委員会）

※本ハンドブックは、道立特別支援学校での活用を想定して作成されたものです。その他の学校においては、設置者が定めた手順が優先されますので、参考資料として御活用ください。



MEMO

## V 各障がい種の指導のポイント

V-1

## 視覚障がい教育

### (1) 弱視特別支援学級

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のものであり、小中学校等の通常の学級に在籍する児童生徒に比べて通常の文字等の認識に時間を要するとともに、通常の学級においては指導内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、学ぶことに困難がある児童生徒が対象です。

各教科等の他に、視知覚や視機能の向上を図る学習や、地図やグラフ等の資料を効率的に読み取るため視覚補助具の活用方法の学習などを行います。

### (2) 指導に当たっての考え方

視覚障がいのある児童生徒の場合は、その起因疾患による障がいの状態等が多様であるため、一人一人について把握した情報について十分な評価を行うことが必要です。特に、その児童生徒の見え方について把握するとともに、どのような条件や教材を整えれば最も見やすい環境になるかを把握することが必要です。こうした、見やすい環境の条件を把握するためにも、①5 mの距離から1個ずつ提示できる遠用ランドルト単独視標を用いた遠見視力検査、②30cmの距離から近見視力標を用いた近見視力検査、③最も見やすい距離まで目を近づけた場合、どれだけ小さな指標を見分けることができるか近見用ランドルト単独視標を用いた最小可読視標の検査、④視力以外の視機能評価を実施し、学習環境や指導上の留意点等を明らかにすることが大切です。

### (3) 教育課程の編成に当たって

弱視特別支援学級においては、当該学年の学習活動を障がいの状態に応じてきめ細かく行うことはもとより、児童生徒一人一人の見え方の状態に応じた自立活動の指導を系統的かつ継続的に行うことが必要です。

#### 指導のポイント

- 弱視レンズ等の効果的な活用方法や、他者へ積極的に関わる意欲や態度の育成、見えやすい環境を知り自ら整えることができるようにする等、児童生徒が主体的に見えにくさを補うことができるように支援します。
- 状況等の丁寧な説明、複雑な図の理解や読むことに時間がかかること等を踏まえた時間延長、観察では必要に応じて近づくことや触感覚の併用等、視覚による情報が受容しにくいことを考慮した学習内容の変更・調整を行います。
- 拡大コピー、拡大文字を用いた資料、触ることができないもの、遠くのものや動きの速いものを確認できる模型や写真等見えにくさに応じた教材及び情報の提供を行います。
- 画面拡大や色の調整、読み上げソフトウェア等、視覚障がいを補う視覚補助具やICT機器を活用した情報の保障を図ります。

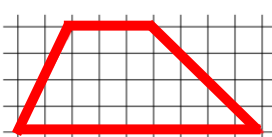
## 事例

## 弱視児の見え方に応じた授業改善の取組

### 児童の実態

- ・ 小学校第 5 学年（弱視特別支援学級在籍）
- ・ 視力 右（0.01）、左（0.3）遠視、乱視

### 「算数科」学習指導案

| 題材名    | 四角形と三角形の面積                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                |                                                                              |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 日 時    | 令和 3 年 6 月 18 日（月） 3 校時目                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                |                                                                              |
| 対象児童   | 小学校第 5 学年児童 1 名                                                                                                                                                                | 担                                                                                                                                                                                                                              |                                                                              |
| 時 間    | 学習内容                                                                                                                                                                           | 手立て                                                                                                                                                                                                                            |                                                                              |
| 10:30~ | <b>1 始業のあいさつ</b><br><br><b>前時の復習</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高さが三角形の外にある場合でも、三角形の面積の公式を適用できることを確認する。</li> </ul>                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学習の準備ができていのか確認する。</li> <li>・ 前時のノートを活用し、学習した内容を振り返らせる。</li> </ul>                                                                                                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>書見台、単眼鏡の準備を確認する。</u></li> </ul>  |
| 10:35~ | <b>2 問題場面を把握する。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 図のような台形の面積を求めましょう。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>図形の枠をペンで太く描いた教材を準備する。</u></li> <li>・ 厚紙を台形に切り抜き、<u>触覚を活用して形を把握させる。</u></li> <li>・ 面積の求め方を板書する。</li> <li>・ <u>単眼鏡を活用させるとともに、必要に応じてタブレット端末で黒板を撮影し、手元で拡大して黒板を確認するよう促す。</u></li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>単眼鏡や ICT 機器を活用する。</u></li> </ul> |
| 11:05~ | <b>3 発表・検討する</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 三角形と長方形に分けて面積を求める。</li> <li>・ 倍積変形して、平行四辺形に直す。</li> </ul>                                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多面的な考えに触れられるよう、別の角度から教師が考えを述べる。</li> </ul>                                                                                                                                            |                                                                              |

学習に必要な道具を主体的に準備できるようにします。

見え方の状態に応じた、適切な大きさで教材を作成します。

必要に応じて触覚を活用できるようにします。

意図的に視覚補助具や ICT 機器を活用する場面を設けます。

### 【取組のポイント】

- 見え方の状態に応じて、教材・教具を工夫する。
- 単眼鏡の使用については、自立活動の時間を中心に練習し、習得の状況に応じて、各教科の中で活用を図るようにする。

### 【成果と課題】

- 教材・教具を工夫することで、角度の違いに気付くことができた。
- 単眼鏡を活用する必要性を理解することができた。
- ▲ 児童が思考する時間を十分に確保することができなかった。

## V-2

## 聴覚障がい教育

## (1) 難聴特別支援学級

補聴器等を使用した状態で通常の会話における聞き取りが部分的にできにくく、通常の学級での一斉の学習活動において、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感をもつことが難しい児童生徒が対象です。小・中学校等における各教科等の内容に加えて、聴覚活用に関すること、音声（話し言葉）の受容（聞き取りや読話）と表出（話すこと）に関することを中心に指導します。

## (2) 指導に当たっての考え方

聴覚障がいの状態から、言語発達やコミュニケーション技能、学習内容の習得、社会参加等に種々の課題を生じる場合があるため、必要に応じて、学習や生活で用いる語句・文・文章の意味理解などの言語概念の形成や活用に関する指導、コミュニケーションを通じた人間関係の形成に関する指導、障がいの特性の理解やそれに応じた環境の整備に関する指導などを行うようにします。また、教室内の騒音の低減や補聴援助機器の活用、発音・発語指導に用いる鏡の用意など、教室環境を整備するようにします。

## (3) 教育課程の編成に当たって

難聴特別支援学級では、それぞれ小学校、中学校の教育課程の基、教育を行うとともに、聴覚障がいによる学習上又は生活上の困難の改善克服に向けて、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に示す自立活動を取り入れます。また、児童生徒の障がいの程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えるなど、実態に応じた教育課程を編成するようにします。

## 指導のポイント

- 補聴援助機器等の活用や、音声文字変換システム等による情報保障の実施など、聞こえにくさを補うことができるようにするための配慮を行います。
- 外国語のヒアリングにおける音質・音量等の調整や文字による代替問題の用意等、音声による情報が受容しにくいことを考慮した学習内容の変更・調整を行います。
- 教科書の音読箇所的位置を示すなど、聞こえにくさに応じた視覚的な情報の提供や、テニスボールを利用した机・椅子のノイズ軽減対策等、聞こえにくさに応じた環境構成を行います。
- 体験したことを話したり書いたりすることにより言葉と結び付けるなど、言語概念が形成されるよう配慮して指導するとともに、日常生活の出来事の因果関係や必要なルール等を理解するために、視覚的な手掛かりを活用したり、実際の場面を想定して考える機会を確保したりします。
- 周囲の話し声や音などの情報が入らないことによる孤立感を感じさせないような学級の雰囲気作りを行います。

## 事例

# 児童が環境に合わせた適切な音環境を自ら整えようとする力を身に付けるための自立活動の取組

### 児童の実態

- ・補聴援助機器を使用することで、話の内容をおおよそ聞き取ることができる。
- ・日頃から、他の児童と同じ環境で学びたいと希望しており、交流及び共同学習の際に、補聴援助機器を使用しないことがある。

### 「自立活動」学習指導案

|       |                                                                          |                                              |     |
|-------|--------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|-----|
| 題材名   | 「暗号を解読しよう」                                                               |                                              |     |
| 日 時   | 令和2年10月18日（月） 4校時目                                                       |                                              |     |
| 対象児童  | 小学校第6学年児童1名                                                              | 担 当                                          | ○ ○ |
| 時 間   | 学習内容                                                                     | 手立て                                          |     |
| 導 入   | 1 言葉の仲間集めをしよう。<br>・動物の名前が入った言葉集めや同じ部首の漢字集めなどの言葉遊びを行う。                    | ・語いの拡充を図るため、教師と一緒に言葉遊びの活動に取り組む。              |     |
| 展 開   | 語音を聞き取って、暗号を解読しよう                                                        |                                              |     |
|       | 2 CDから聞こえてくる言葉を聞き取り、暗号を解読しよう。<br>・CDから聞こえる語音を聞き取るとともに、聞き取った語音を並べて、言葉を作る。 | ・児童が、課題に意欲的に取り組むことができるよう、学習の中にゲーム的な要素を取り入れる。 |     |
| ま と め | 3 自らの聞き取りの状況について、振り返る。                                                   | ・児童の心情に配慮しながら、聞き取りの状況について確認する。               |     |
|       | 4 授業等で補聴援助機器を使用する意味について考える。                                              | ・交流学习等の具体的な場面を想起させ、補聴援助機器の必要性について、考えさせる。     |     |

聞き取ることができる音とできない音があることに、児童が自ら気付くことができるようにします。

補聴援助機器の必要性について、児童自身の考えをもたせるようにします。

### 【取組のポイント】

- 言葉や語音の聴取に関する学習等、児童が苦手さを感じやすい活動には、ゲーム的な要素を取り入れるようにすることで、楽しんで活動に取り組めるようにする。
- 学習を通して、自分自身の聞こえにくさによって、人と関わる際にどのような困難が生じるかを考えたり、補聴援助機器の使用等、自ら音環境を整えようとしたりするなど、積極的に問題を解決しようとする意欲を育てるようにする。

### 【成果と課題】

- 児童が補聴援助機器の大切さについて実感することにより、必要なときに、自ら補聴援助機器を使いたいと周囲に伝えることができるようになった。
- ▲ 語音の聴取に関する学習では、児童が聞こえにくいことで自信を失うことがないよう、回数や頻度、実施の時期について検討した上で指導を行う必要がある。

## V-3

## 知的障がい教育

## (1) 知的障がい特別支援学級

知的発達の遅滞があり、日常生活を営むのに一部支援が必要で、他人との日常会話はほぼ可能ですが、他人との意思疎通に軽度の困難さがある児童生徒が対象です。

コミュニケーションの基礎的な能力の活用を促す学習などを通して、自分の意図を伝えたり相手の意図を理解できるようにすることや、基本的な生活習慣の確立、日常生活に必要な言語や数量などの指導を行います。

## (2) 指導に当たっての考え方

知的障がいのある児童生徒は、学習によって得た知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活の場で応用されにくいことや、成功経験が少ないことなどにより、主体的に活動に取り組む意欲が十分に育っていないことがあります。

また、実際的な生活経験が不足しがちであることから、実際の・具体的な内容の指導が必要であり、抽象的な内容の指導よりも効果的です。コミュニケーションが苦手、人と関わることに消極的になることがあるため、自分の考えや要求が伝わったり、相手の意図を受け止めたりする双方向のコミュニケーションが成立する成功体験を積み重ねることができるよう指導することが必要です。

## (3) 教育課程の編成に当たって

小・中学校等の教育課程に準ずることが原則となりますが、学級の実態や児童生徒の障がいの状態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、対象となる児童生徒の知的障がいの状態等によっては、各教科を知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成することができます。

児童生徒の学校での生活を基盤として、学習や生活の流れに即して学んでいく、日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習などの「各教科等を合わせた指導」が、効果的な場合があります。

## 指導のポイント

- 生活に結び付いた具体的な活動を学習活動の中心に据え、実際的な状況下で指導するとともに、できる限り児童生徒の成功体験を豊富にすることが大切です。
- 児童生徒一人一人が集団において役割が得られるよう工夫し、その活動を遂行できるようにするとともに、活動後には充実感や達成感、自己肯定感が得られるように指導をすると効果的です。
- 児童生徒の興味や関心、得意な面に着目し、教材・教具、補助用具やジグ等を工夫するとともに、目的が達成しやすいように、段階的な指導を行うなどして、児童生徒の学習活動への意欲が育つよう指導します。

## 事例

# 知的障がい特別支援学級における児童の実態の差に配慮した各教科等を合わせた指導の取組

### 児童の実態

小学校第4学年、第5学年の5名の学級である。簡単な言葉によるコミュニケーションができ、自分の気持ちを文字で表現できる児童や、発語が難しい児童もいる。初めての活動では、場所や活動内容等を事前に示すことにより、落ち着いて参加することができるようになってきている。

### 「生活単元学習」学習指導案

| 題材名   | 「遠足に行こう」                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                         |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ねらい   | <ul style="list-style-type: none"> <li>身近な社会の仕組みや、遠足で行く公共施設の使い方などを知る。</li> <li>教師の話を理解し、簡単な事柄と語句などを結び付けたり、語句などから事柄を思い浮かべたりする。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                         |
| 時間    | 学習内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 手立て                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 各教科との関連                                                                                                 |
| 10:30 | <b>1 はじめのあいさつ</b><br><b>2 読み取りクイズ</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>「おはなし できるかな」を見て答える。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>生活の場面を表した絵カードから、何をしているか問う。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | <b>視覚的な支援を活用</b><br> |
| 10:35 | <b>3 遠足について</b> <p>(1) 遠足すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校と目的地を結ぶ道順を示した拡大地図を見て、行き先を考える。</li> <li>行き先までの時間や、出発時刻及び到着予定時刻について確認する。</li> <li>遠足の行き先での活動を絵カードから選択して貼ったり、文字で書いたりして予定表を作成する。</li> </ul> <p>(2) 気を付けること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>移動時や施設利用時の安全やマナーについて、動画と静止画を見て確認する。</li> <li>約束を読み上げ、確認する。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>拡大した地図を示し、行き先や活動を確認させる。</li> <li>（児童A、D：前面の電子黒板に注目するように言葉掛けする。</li> <li>児童B、C：注目すべき点を強調して示す。</li> <li>（児童E：選択肢を示し、指差して選択させる。）</li> <li>実態別の予定表の見本を示す。</li> <li>（児童A、D：写真を見て文字を書き込む。</li> <li>児童B：写真と台紙の空欄の形をマッチングして貼る。</li> <li>（児童C、E：写真カードをホワイトボードに貼る。）</li> <li>施設利用時のマナーについて発問し、言葉を引き出したり、良い行動のイラストを選択させたりする。</li> <li>約束を書いて掲示する。</li> </ul> | 生活、算数<br><b>それぞれの児童が自己選択できる支援</b><br>国語<br><b>モデルの提示</b><br><b>個別の指導計画を基に、個別の支援を記載</b><br>国語            |
| 11:15 | <b>4 まとめ</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>持ち物リストの配付</li> <li>本時のまとめ、振り返り</li> <li>終わりのあいさつ</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>配付物を入れる箱を色分けして示す。</li> <li>作成した予定表を確認する。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                               | <b>言語活動の充実</b>                                                                                          |

### 【取組のポイント】

- 各教科等とのつながりを意識して、学習内容や手立てを検討する。
- 視覚的な支援、モデルの提示、言語活動の充実など、一人一人の知的障がいの特性や児童の実態に応じて手立てを設定する。

### 【成果と課題】

- 個に応じた支援を設定することにより、実態に差がある児童の集団でも学習内容を共有することができた。
- ▲ 各教科等を合わせた指導においては、児童に身に付けさせたい資質・能力と、合わせている各教科等のねらいを明確にする必要がある。

V-4

## 肢体不自由教育

### (1) 肢体不自由特別支援学級

補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難があり、通常の学級での授業の内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、学ぶことが難しい程度の肢体不自由のある児童生徒が対象です。

各教科等の他に、健康状態、姿勢や運動・動作、保有する感覚の活用、コミュニケーション等の改善・克服を図る指導を行います。

### (2) 指導に当たっての考え方

肢体不自由のある児童生徒の運動・姿勢の困難の状態は、一人一人異なっているため、学習上又は生活上においてどのような困難があるのか、それは補助的手段の活用によってどの程度軽減されるのかといった点から、教育的ニーズを具体的に把握していくことが必要です。

道具の操作の困難や移動上の制約等を改善できるように配慮したり、上肢の不自由により時間がかかることや活動が困難な場合の学習内容の変更・調整を行ったりしながら、自分でできること、支援によってできること、他者への依頼が必要なことへの児童生徒自身の認識を育て、自立と社会参加へ向けての支援につなげていくことが重要です。

### (3) 教育課程の編成に当たって

各教科等の指導に当たっては、児童生徒一人一人の障がいの状態等を考慮し、個別指導やグループ指導といった授業形態を積極的に取り入れたり、教材・教具の開発・工夫を行ったりすることが必要です。さらに、障がいの状態等や学習状況等に応じて、通常の学級の児童生徒と交流及び共同学習を行い、教科学習を効果的に進めたり、社会性や集団への参加能力を高めたりするための指導を適切に行うことが大切です。

#### 指導のポイント

- 児童生徒が学校生活を送る上での移動方法を把握することが大切です。移動の目的やその日の体調によって、複数の移動方法の組み合わせを検討することも必要です。
- 運動・動作の基礎となる姿勢づくりに取り組ませることにより、学習に対する興味や関心、意欲を高め、児童生徒の集中力や活動力をより引き出すようにします。
- 身体の動きに困難さがある児童生徒は、様々なことを体験する機会が不足したまま言葉や知識を習得していることがあるため、体験的な活動を取り入れ、言葉の意味付けや言語概念、数量などの基礎的な概念の形成を的確に図る指導内容が必要です。
- 上肢に障がいがあり、書字動作やコンピュータ等の操作に困難が伴う場合は、自助具の利用やICTやAT（アシスティブ・テクノロジー）などを用いた入出力装置の活用を進めるなど、補助具や補助的手段を工夫します。

## 事例

# 肢体不自由特別支援学級の児童が学ぶ意欲を高めるための交流及び共同学習の工夫

### 児童の実態

- ・脳性麻痺による両下肢の障がいがある小学校第6学年の男児で、肢体不自由特別支援学級に在籍している。(身体障害者手帳第2種3級)
- ・短下肢装具を付けて歩行できるが、体を動かすことには消極的である。



肢体不自由特別支援学級在籍は、本児童1名である。本児童にとって、体育科は、身体の状態に応じた配慮や学習内容の変更・調整が必要となるが、運動する楽しさを実感し、進んで学ぶ姿勢を高めるためには、他の児童との学び合いの機会が重要である。

### 「体育科」学習指導案（高跳び）

#### 本時の目標

強く踏み切って跳ぶために、自分の課題に合わせて練習方法を選び、取り組むことができる。

| 学習の展開                  | 本児童の活動                                                   |
|------------------------|----------------------------------------------------------|
| 1 道具の準備                |                                                          |
| 2 学習内容の確認              |                                                          |
| 3 準備運動                 |                                                          |
| 4 個別の練習                | ・タイミング良く片足を交互に上げ、10cmの高さのゴム紐をまたぐ練習に取り組む。                 |
| ・自分の動きの課題を見付け、練習に取り組む。 |                                                          |
| 5 高跳びゲーム               |                                                          |
| 6 チーム練習                | ・他の児童と互いに撮影し合った動画で動きを確認し、気付いたことを伝え合いながら、個々の課題解決に向けて取り組む。 |
| ・課題解決に向け、協力して練習に取り組む。  |                                                          |
| 7 学習の振り返り              |                                                          |
| 8 片付け                  |                                                          |

交流及び共同学習のねらいと、本児童の学習目標を明確にしながらか参加の仕方について検討する。



#### 本児童の学習目標

- 足を交互に上げてゴム紐をまたぐ運動に意欲的に取り組むことができる。



#### 自立活動の目標

- 自分の身体の動きを意識し、継続して体操に取り組むことができる。
- 友達との関わりを通して、意思を言葉ではっきりと伝えることができるようになる。



外部機関との連携  
(医療機関、特別支援学校等)



### 【取組のポイント】

- 外部専門家等と連携し、身体の状態に適した運動の方法について検討し、必要な学習内容の変更・調整について教師間の共通理解を図る。
- 同学年の児童と共に活動する機会のねらいを明確にし、自立活動の時間における指導と関連付けて学習効果を高めるようにする。

### 【成果と課題】

- 本児童が自分の身体の動きに意識を向けながら積極的に活動するようになった。
- 児童同士が互いの学びの姿や頑張りを認め合いながら取り組むことができた。
- ▲ 本児童の学習や活動の状況、他の児童との関わりの様子等を把握し、円滑に交流及び共同学習が進むよう今後も教師間で話し合いを継続していく必要がある。

V-5

## 病弱・身体虚弱教育

### (1) 病弱・身体虚弱特別支援学級

病気等のため医師の診断を受け、持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度の児童生徒や、病弱ではないものの、安全面や生活上について配慮が必要で、日常生活において持続的に生活の管理を必要とする程度の児童生徒が対象です。各教科の指導のほかに、健康状態の維持、回復・改善や体力の回復・向上を図るための指導を行います。

### (2) 指導に当たっての考え方

病弱教育においては、病気等の種類や状態などが多様であり、身体の病気等であっても心理面にも影響を及ぼすことがあるため、教育を行う上で必要とされる病気等に関する知識を得るとともに、治療への不安や学習の不安など、病気等の児童生徒の気持ちを理解した上で指導に当たる必要があります。

病気等の児童生徒は、家族や職員に対し、心配を掛けることは悪いことだと思ったり、病気の回復が思わしくなかったりすることで強い自己不全感をもちやすいため、良いところや頑張っていることなどを見つけて適切に「褒める」、「認める」ことで自尊感情を高め、頑張る力を引き出すことが大切です。

### (3) 教育課程の編成に当たって

病弱・身体虚弱の児童生徒は、医療や生活の管理が必要なため、学習時間の制約があったり一斉の学習活動に困難が生じたりする場合があります。入院や治療のために学習空白となっている実態を把握し、必要に応じて指導内容を精選したり、指導の効果を高めるために教材・教具を工夫したりすることが大切です。

また、病気等の状態を考慮しながら、可能な範囲で通常の学級の児童生徒と、直接的・間接的に活動を共にする機会を積極的に設けることが重要です。

#### 指導のポイント

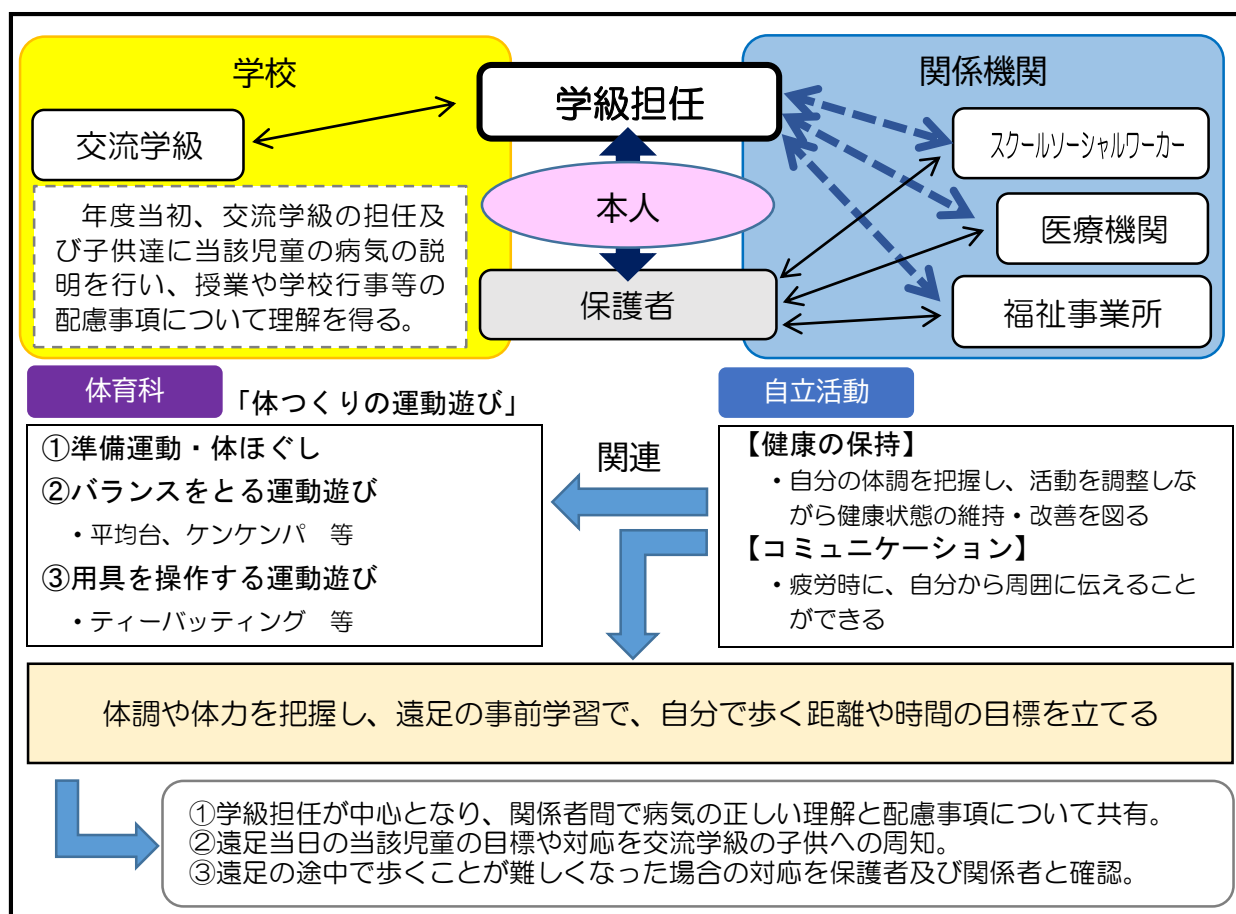
- 必要な服薬を守る力や心身の状態に応じて参加可能な活動を判断する力、必要な時に支援を求める力など、病気等の自己管理能力を育成することが重要です。
- 入院や自宅療養等で通学することが困難な児童生徒に対し、Web会議システムを活用した同時双方向型の授業配信や遠隔地の友達との交流、VR動画等の活用などICTを活用して学習の機会を確保したり体験不足を補ったりするようにします。
- 指導上の配慮事項を把握するために、本人や保護者の許可を得た上で、主治医等から病気の状態について必要な情報を得るようにします。

## 事例

# 遠足に向けた、運動制限等のある児童の自己管理能力を高める指導と交流及び共同学習の充実

### 児童の実態

- ・ 小学校第2学年の女児で病弱・身体虚弱特別支援学級に在籍している。
- ・ 先天性ミオパチーの診断を受けている。
- ・ 体幹が弱く、転倒に注意を要する。また、疲労しやすいため、普段は独歩で移動可能だが、かつては長距離移動時に車いす等を利用していた。



### 【取組のポイント】

- 各教科等の指導と自立活動の指導との関連を図る。
- 関係機関と日常的に連携を図り、当該児童の病気に対する配慮事項を関係者間で共通理解するとともに、周囲の子供にも分かりやすく伝える。

### 【成果と課題】

- 保護者や関係機関との連携によって、遠足の当日に友達と一緒に歩いたり遊んだりできた経験が自信となり、以前よりも、体育や自立活動に前向きに取り組むようになった。
- 主体的に活動する意欲が高まり、困った時に自分から周囲に援助を求める場面が増えた。
- ▲ 今後も、当該児童が自分の病気に対する対応について理解を深め、適切に対応することができるよう、指導を継続する必要がある。

## V-6

## 言語障がい教育

## (1) 言語障がい特別支援学級

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障がいのある児童生徒や、吃音等のある児童生徒、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがあり、学習活動における言葉の理解や表出などに困難が見られ、かなりの時間特別な指導を要する児童生徒が対象です。言語障がいによる学習上又は困難さに対する不安が大きい状態であることから、心理的な安定を図る配慮や指導を系統的かつ継続的に行う必要があります。

## (2) 指導に当たっての考え方

言語障がいのある児童生徒は、話し言葉によるコミュニケーションが円滑に進まず、本人が引け目を感じるなど社会生活上不都合な状態である場合があります。そのため、指導に当たっては、小・中学校等における各教科等の目標を達成するよう、言語障害の状態等に応じた変更・調整を行うとともに、子供の言語障がいの状態に応じて、構音の改善に関する指導、話し言葉の流暢性を改善する指導、言語機能の基礎的事項に関する指導等を行います。また、いずれの場合においても、話したり読んだりするなどの言語活動やコミュニケーションに対する自信や意欲を高める指導、カウンセリング等を行うことが必要です。

## (3) 教育課程の編成に当たって

言語障がい特別支援学級では、それぞれ小学校、中学校の教育課程の基、教育を行うとともに、言語障がいによる学習上又は生活上の困難の改善克服に向けて、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に示す自立活動を取り入れます。また、児童生徒の障がいの程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えるなど、実態に応じた教育課程を編成するようにします。

## 指導のポイント

- 一斉指導における発音の個別的な対応や個別指導による音読、九九の発音等、話すことに自信をもち、積極的に学習等に取り組むことができるようにします。
- 教科書の音読や音楽の合唱を個別的に行ったり、構音障がいの状態に応じた音読箇所や分量を調整したりするなど、発音のしにくさ等を考慮した学習内容の変更・調整を行います。
- 発表する際は、話す内容を文字で書いたり、文字入力等に代替したりして示すようにするとともに、発話が不明瞭な場合は、ICT機器等の代替手段によるコミュニケーション手段を活用するようにします。(筆談、ICT機器の活用等)
- 音読や九九の発音等の個別指導の時間を確保することにより、発音等の不明瞭さによる自信の喪失を軽減します。
- 言語障がいのある児童生徒が集まる交流の機会の情報提供を行います。

## 事例

# 言葉の理解を促すとともに、話すことや読むことに対する意欲や自信をもたせるための授業改善の取組

### 児童の実態

- ・ 学習活動の中で出てくる言葉を適切に理解したり表現したりすることが難しい。
- ・ 吃音があり、語頭音の繰り返しや引き延ばしが見られる。
- ・ 話すことに対して自信がなく、自ら他者に話し掛けようとする場面は少ない。

### 「国語科」学習指導案

|      |                                            |                                                                                                                     |                                              |
|------|--------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 題材名  | 六 場面や人物の様子をくわしく読もう 「かさこじぞう」                |                                                                                                                     |                                              |
| 日 時  | 令和3年9月17日（金） 2校時目                          |                                                                                                                     |                                              |
| 対象児童 | 小学校第2学年児童1名                                |                                                                                                                     |                                              |
| 時 間  | 学 習 内 容                                    | 手 立 て                                                                                                               |                                              |
| 導 入  | 1 はじめのあいさつをする。                             | ・ 笑顔であいさつをするなど、<br>楽な雰囲気授業に臨むことができるようにする。                                                                           | 自由な雰囲気で楽に<br>話すことができる環境<br>を作ります。            |
|      | 2 言葉あそびをする。<br>・ しりとりをする。<br>・ 3ヒントクイズをする。 | ・ 児童が、言葉が詰まっても最後まで話すことができるよう、話す内容に着目しながら話を聞くようにする。<br>・ 学習活動等で新たに習得したと思われる言語を題材として用いる。<br>・ 3つのヒントを考え、説明する文を紙に記述する。 |                                              |
| 展 開  | 3 本時の目標を確認する。                              |                                                                                                                     | 話す内容を明確に<br>することにより、スミーズに話すことができる<br>ようにします。 |
|      | じいさまとばあさまは、どんな人物か考えよう                      |                                                                                                                     |                                              |
|      | 4 本文を音読する。                                 | ・ 教師と一緒に声を合わせて音読したり、当該児童が読みたい読み方で音読したりするようにする。                                                                      | 読むことに対する意<br>欲を高め、自信をもて<br>るようにします。          |

### 【取組のポイント】

- 言葉あそびの活動を取り入れ、教師と児童が活発にやり取りを行うことにより、語彙の拡充を図るとともに、楽に話せたと実感できる経験を重ねていく。
- 教師と一緒に音読したり、児童が読みたい読み方で音読したりすることにより、児童が意欲的に自信をもって読むことができるようにする。

### 【成果と課題】

- 個別的な関わりを通して、児童のコミュニケーションに対する意欲や自信が高まり、教師に対して、思いや考えを伝えようとする場面が見られるようになった。
- ▲ 楽に話せたと実感できる経験を積み重ね、学級担任だけでなく、他の教職員や児童等、より多くの人とやり取りしようとする態度を育てていく必要がある。

V-7

## 自閉症・情緒障がい教育

### (1) 自閉症・情緒障がい特別支援学級

自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難な児童生徒や、主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難な児童生徒が対象です。

各教科等の他に、自他の気持ちを理解したり共有を図ったりする指導や自分の気持ちを落ち着かせる指導、状況を理解したり場に応じた行動の仕方を身に付けたりする指導を行います。

### (2) 指導に当たっての考え方

自閉症の児童生徒は、「適切な対人関係形成の困難さ」、「言語発達の遅れや一般的に用いられるときとは異なる意味での言葉の理解」、「手順や方法に関する独特のこだわり」等が見られることから、視覚的な情報の活用や動作等を利用して意味を理解したり、繰り返し練習をして道具の使い方を正確に覚えたりするなど、学習内容の習得の困難さを補完するための配慮が必要です。

情緒障がいの児童生徒は、心理面での不安定さから学習の積み上げが難しかったり、治療等により学習の空白期間が生じたりする場合もあることから、理解の状況を考慮した基礎的・基本的な内容の確実な習得するための配慮が必要です。

### (3) 教育課程の編成に当たって

児童生徒一人一人の障がいの状態等に応じて、学習や社会生活への適応の状態の改善を目指し、自立活動を取り入れます。また、各教科に示されている目標及び内容については、①当該学年の目標及び内容が適しているか、②当該学年より前の各学年の目標及び内容が適しているか、①②の学習が困難または不可能な場合、知的障がい者である児童生徒を教育する特別支援学校の目標及び内容について取り扱うことが適しているかを検討することが大切です。

#### 指導のポイント

- 特定の動作や行動等を無理にやめさせるのではなく、本人が納得して次の活動に移ることができるように段階的に意識を切り替えていくよう指導することが大切です。
- 視覚、聴覚、触覚、味覚、嗅覚などの様々な感覚の過敏性や鈍感性から、パニックや突然情緒が不安定な状態になることが見られることから、子供一人一人の状態を観察し、実態把握することが必要です。
- 不登校については、生活リズムの安定や自我、自主性の発達を促しつつ、家族間の人間関係の調整を図りながら、登校することのみにこだわるのではなく、本人のペースで学校と関わりがもてるように学校側が柔軟な支援体制をとることが重要です。

## 事例

# 視覚的な情報を活用しながら、コミュニケーションの力を高めるための取組

### 生徒の実態

- ・注意が散漫になったり、ストレスをためてイライラしてしまうことも見られるが、授業中は私語を慎み、集中して取り組もうとしたり、積極的に発言したりする様子が見られる。
- ・「その服似合っていないね」と言って、相手を泣かせることがあり、その場では謝るが、相手を傷つけるような自身の言動を振り返ることが難しく「本当のことを言っただけ」と日記に書く様子が見られる。

### 「社会科」学習指導案

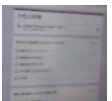
|       |                                                                                                     |                                                                                                                                                       |                                                               |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 題材名   | 大化の改新                                                                                               |                                                                                                                                                       |                                                               |
| 日 時   | 令和 3 年（2021年）10月22日（金） 4 校時目 11:35～12:25                                                            |                                                                                                                                                       |                                                               |
| 対 象   | 中学校第 1 学年生徒 4 名                                                                                     |                                                                                                                                                       |                                                               |
| 時 間   | 学習内容                                                                                                | 手立て                                                                                                                                                   |                                                               |
| 11：35 | <b>1 はじめのあいさつ</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・日直があいさつをする。</li><li>・本時の学習内容を知る。</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・<u>学習の流れを視覚的に示す。</u></li><li>・<u>質問シートで、困ったときの質問の仕方を確認する。</u></li></ul>                                        | <ul style="list-style-type: none"><li>・<u>質問シート</u></li></ul> |
| 11：50 | <b>3 大化の改新</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・画像や映像を視聴する。</li><li>・ワークシートの穴埋めをする。</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・漫画やNHK for Schoolを用いて視覚的に理解しやすい教材を用意する。</li><li>・同じワークシートの画面を大型TVに映しながら説明する。</li></ul> <p>※質問できない様子があれば促す。</p> |                                                               |
| 12：15 | <b>4 定着問題</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・Googleフォームを開き、小テストに取り組む。</li></ul>             | <ul style="list-style-type: none"><li>・Google Chromeを準備させ、生徒自身に教材にアクセスするよう促す。</li></ul>                                                               |                                                               |
| 12：20 | <b>5 振り返り</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・本時の振り返りをする。</li></ul>                          | <ul style="list-style-type: none"><li>・<u>本時で分かったことや分からなかったこと、説明したり質問したりしたときに困ったことなどについてワークシートに記入させたり、聞き取ったりする。</u></li></ul>                         |                                                               |

学習内容や課題に取り組む手順、時間の経過等を視覚的に示したり、分からないときの対応例を示したりします。

「分かっているはず」と片付けずに、丁寧に説明する場面を設けます。



【GoogleClassroom】



【Google フォーム】

聞き取る際に、シンボルや簡単な絵などによって視覚的に示したり、分からなかったときの対応例を示したりします。

学習内容や課題に取り組む手順、時間の経過等を視覚的に示したり、分からないときの対応例を示したりします。

「分かっているはず」と片付けずに、丁寧に説明する場面を設けます。



【GoogleClassroom】

聞き取る際に、シンボルや簡単な絵などによって視覚化しながら聞き取ります。

### 【取組のポイント】

- 授業中の出来事をシンボルや簡単な絵などで視覚化しながら聞き取り、気持ちや状況を整理しながら言語化するよう工夫する。
- 授業の終末で、振り返りの時間を設定することにより、説明したり質問したりする等人と関わるために必要なコミュニケーションの仕方を指導する。

### 【成果と課題】

- 視覚的な情報を活用した一斉指示及び説明等の教材を活用することにより、生徒が主体性を発揮し、課題に取り組む意欲を喚起することができた。
- ▲ 授業の振り返りで言語化した内容について、自立活動の時間で取り扱い、気持ちや状況を整理しながら適切な言葉で伝えるなどの指導内容を設定する必要がある。

MEMO

## VI 理解と協力を得るために

Ⅵ-1

## 校内支援体制づくりのために

### (1) 校内での理解・協力の工夫

特別支援学級の児童生徒が、学校生活の中で、一人一人の個性を発揮し、健やかな成長・発達を遂げるためには、校内において温かく理解される中で安心して学習に取り組めるような状況づくりが求められます。そのためには、学級担任を含む全ての教師間において、個々の児童生徒に対する配慮等の必要性を共通理解するとともに、教師間の連携に努める必要があります。

特別支援教育の校内支援体制を推進するためには、校内委員会の実質的な機能の発揮のための全校的体制の構築、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用、教職員の専門性の向上などが求められます。

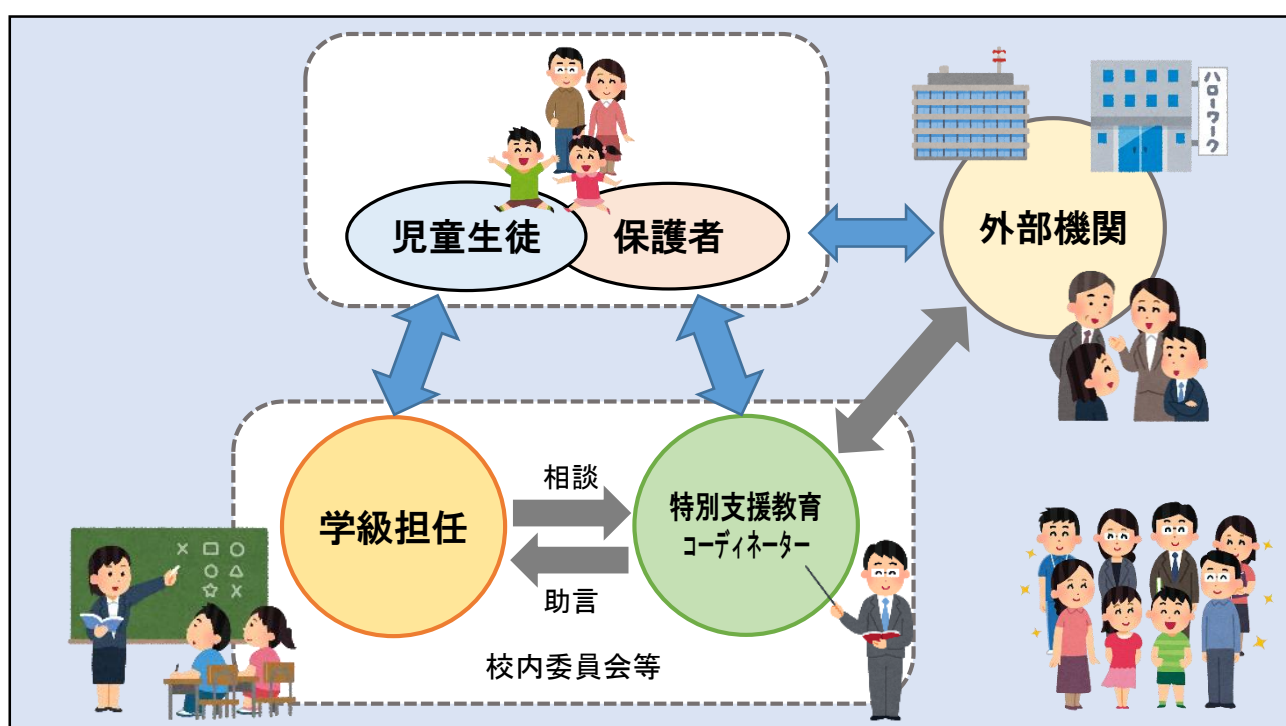
特に、特別支援教育の校内支援体制については、校長のリーダーシップの下、学校経営の柱の一つに位置付けて取り組むことが大切です。

### (2) 特別支援教育コーディネーターの役割

特別支援教育コーディネーターには、校内委員会やケース会議の企画・運営を行い、関係者をつなぐ役割があります。また、計画的に全校の教職員の気付きや理解を促したり、学級担任や保護者等からの特別支援教育に関する問合せの窓口となったり、関係者等との連絡調整を行ったりする役割もあります。

更に、通常の学級担任への支援機能も求められます。学級担任から相談を受けたり、教育支援体制についての相談を受けたりもします。

《特別支援教育コーディネーターの役割図》



### (3) 個別の教育支援計画や個別の指導計画の活用

特別支援学級に在籍している児童生徒の実態は多種多様です。一人一人の障がいの状態等に応じた指導や支援を行うためには、全ての教師の理解と協力が必要です。

そのため、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用しながら、対象となる児童生徒の実態や指導目標等について共通理解を図るとともに、校内で誰がどのような役割を果たすのかを明確にし、障がいの状態等に応じたきめ細やかな指導や支援を組織的かつ計画的に行うことが大切です。

#### 【参考となる資料】

① 秋田県総合教育センター

[「特別支援教育のための校内支援体制ケースブック」](#)

② 山梨県教育委員会

[「特別支援教育コーディネーターハンドブック」](#)



①



②

詳しくは

個別の教育支援計画及び個別の指導計画は 31～32 ページをご覧ください。

### (4) 校内研修

障がいのある児童生徒を理解する上では、校内研修の中で全ての教師が、特別支援学級や通級指導教室の授業を見学したり、意見交換する機会などを校内研修計画に位置付けて推進したりすることが効果的です。

なお、北海道立特別支援教育センターでは、特別支援教育に関する基礎的・基本的な内容の研修用動画を配信しています。一つの動画は20分程度で、いつでもどこでも視聴することができますので、校内研修等にご活用ください。



研修用動画はこちら

### (5) 管理職の役割

#### ア 校長の役割

- ・リーダーシップを発揮し、特別支援教育に関する方針を明確にする。
- ・適任者を特別支援教育コーディネーターに指名し、学校組織に位置付ける。
- ・校内委員会等が実質的に機能するように的確に助言する。
- ・特別支援教育の研修会等に教職員を計画的に参加させる。
- ・校長も研修会等に積極的に参加し、特別支援教育に関する情報を教職員に発信する。

#### イ 副校長・教頭の役割

- ・支援対象の児童生徒を把握し、必要な校内支援体制を整備する。
- ・学級担任と保護者の面談やケース会議に同席し、必要な情報提供や助言等を行う。
- ・特別支援教育支援員等と定期的に情報交換を行い、支援内容を把握する。
- ・療育機関や相談機関、特別支援学校等の関係機関と連絡調整を行う。
- ・保護者や教職員に対して、校内支援体制について周知する。

#### 【参考となる資料】

秋田県総合教育センター

[「第3章校内組織の効果的活用による特別支援教育へのアプローチ」](#)



VI-2

# 交流及び共同学習をしよう

## (1) 交流及び共同学習の意義・目的

障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が触れ合い、共に活動する交流及び共同学習は、障がいのある児童生徒にとっても、障がいのない児童生徒にとっても、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となるなど、共生社会の実現に向けて大きな意義を有するものです。

小・中学校や特別支援学校の学習指導要領等では、交流及び共同学習の機会を積極的に設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすることとされています。

### 障がいのある児童生徒にとってのねらい

- ・ 集団生活の経験を通して、社会性を育む
- ・ より大きい集団の中で学ぶことによって、幅広い人間関係を学ぶ
- ・ 同年代の児童生徒の中で対人関係のスキルや言葉を学ぶ
- ・ 集団の関わり合いの中で認められたり、成就感が得られたりする経験を通し、意欲と自信をもつ
- ・ 特別支援学級で身に付けた力をどのように使うかを実践的に学ぶ

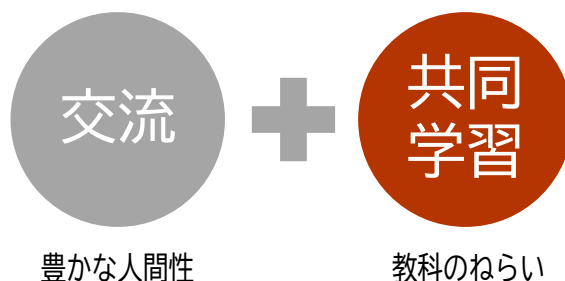
### 障がいのない児童生徒にとってのねらい

- ・ 障がいのある児童生徒を正しく理解する
- ・ 一人一人の違いを認め、それぞれが精一杯努力することの尊さを知る
- ・ 仲間として、互いに認め合う



## 共生社会を担う児童生徒を育てること！

交流及び共同学習は、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があり、この二つの側面を分かちがたいものとして捉え、推進していく必要があります。



① [交流及び共同学習ガイド](#)（文部科学省 平成31年）

② [交流及び共同学習「合理的配慮」事例集](#)

[～一人一人の教育的ニーズに応じた支援のために～](#)

（小松市インクルーシブ教育システム構築モデル事業（交流及び共同学習）推進委員会）



①



②

## (2) 交流及び共同学習に係るQ & A

### ア 交流及び共同学習の留意事項について



交流及び共同学習を行う際に、どのようなことに留意する必要がありますか？

単発の交流機会を設けるのみにとどまらず、年間を通じて計画的に取り組むことが大切です。学校行事や学習など、直接的に活動を共にするだけでなく、作文や作品の交流、インターネットを活用した遠隔による学習といった間接的な交流を含む幅広い体験を通して、豊かな人間形成を図っていくようにしましょう。

さらに、交流及び共同学習を行う授業中の活動だけで終わらせず、双方の児童生徒等に対する十分な事前学習及び事後学習を実施することが大切です。



### イ 学級担任の付き添いについて



特別支援学級に在籍している児童生徒が交流及び共同学習をしている時に、特別支援学級担任は付き添う必要がありますか？

特別支援学級に在籍する児童生徒数によっては、同時に複数の交流及び共同学習が行われる場合があり、学級担任が指導に入ることが難しい状況が生じることから、通常の学級との交流及び共同学習に必ず付いて指導に入らなければならないわけではありません。

ただし、通常の学級で行われる交流及び共同学習は、特別支援学級の教育課程に基づく個別の指導計画の目標を達成するための学習であることから、あらかじめ通常の学級の担任と連携を図り、ねらいや配慮点などについて共通理解をしたり、事前に評価に関わる情報交換を行ったりしておくことが大切です。



### ウ 交流及び共同学習の実施の程度について



特別支援学級に在籍している児童生徒の授業形態について、全ての時間を交流学級で学習させたいという保護者の要望があった時に、どのように対応する必要がありますか？

特別支援学級に在籍しているにもかかわらず、特別支援学級の担当教員等の協力による指導などの必要な指導体制を整えないまま、通常の学級における「交流及び共同学習」として指導を受けることが継続するような状況は、実質的には、通常の学級に在籍して「通級による指導」を受ける状況と変わらず、当該児童生徒が必要な支援を受けていない不適切な状況となります。

交流及び共同学習を実施する目的やねらいを明確にするとともに、保護者に対して丁寧な説明をすることが必要です。



VI-3

# ティーム・ティーチングをしよう

## (1) ティーム・ティーチングとは

ティーム・ティーチングとは、複数の教師が役割を分担し、協力し合いながら指導計画を立て、指導する方式のことです。

### 【ティーム・ティーチングの有効性】

- |                        |                           |
|------------------------|---------------------------|
| ① 個々に即した対応／集団運営が可能になる。 | ⑤ 多面的な視点での児童生徒理解が高められる。   |
| ② 集団での多様な活動を用意しやすい。    | ⑥ 互いの発想・方法が刺激となり実践が高められる。 |
| ③ 集団での活動を組みやすい。        |                           |
| ④ 児童生徒への幅のある対応が可能になる。  | ⑦ 効率的で手厚い事前準備が可能になる。      |

## (2) ティーム・ティーチングを効果的に進めるには

ティーム・ティーチングを機能させるためには、授業づくりの各段階（1. 指導計画の立案、2. 必要な教材・教具の準備、3. 指導の実施、4. 評価と反省）において、教師が協同で進めることや、各段階で教師同士が授業に対する十分な共通理解を図ることが必要です。

### 【ティーム・ティーチングで共通理解する内容】

- ① 児童生徒の個別目標
- ② 授業展開
- ③ 役割分担
- ④ 展開や活動内容、個別目標を考えたティーム・ティーチングの指導・支援内容の確認
- ⑤ 評価（児童生徒の姿、教師の手立て）



ティーム・ティーチングによる授業には、次のような効果があるとともに、不適切に運用された場合、陥りやすい問題点が指摘されています。

|                        |                                                                                                                                          |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>効果</b></p>       | <p>① 児童生徒の実態を、多くの視点から理解することができる。</p> <p>② 個々の教師の専門性や特性を生かし創造的な授業を実施することができる。</p> <p>③ 学習グループを多様に編制することができ、一人一人の能力や特性に応じた指導が可能になる。 など</p> |
| <p><b>陥りやすい問題点</b></p> | <p>① 教師が他者に依存的になり、児童生徒への働きかけが滞る。</p> <p>② サブとなる教師の働きかけが児童生徒の補助や管理だけに終始する。</p> <p>③ その場限りの対応となる。 など</p>                                   |

これらの問題に陥らないようにするためには、事前の打合せの時間を取り、授業や児童生徒についての意思疎通、意見交換を通じて、共通理解を図っておくことが重要です。



### (3) ティーム・ティーチングの指導のパターン

授業においては、チーフとなる教師が授業をリードし、サブとなる教師がチーフとなる教師の指導を補充するなどの役割を担うことが必要です。

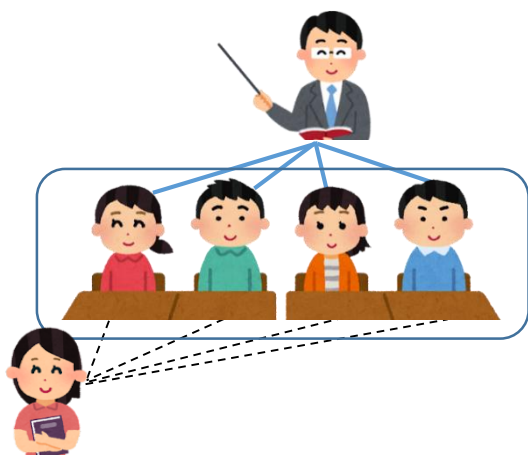
#### 【チーフの役割】

挨拶、進行、  
学習説明、合図、  
手本を示す  
など



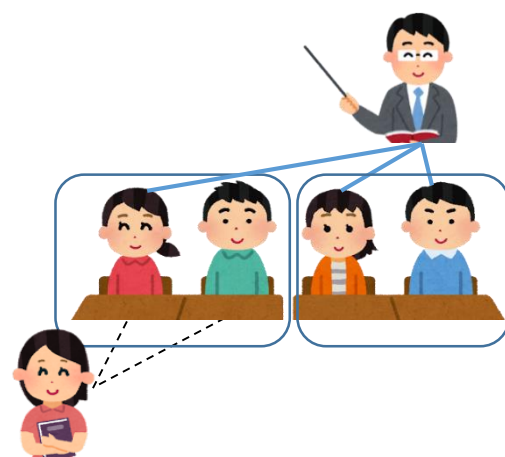
#### 【サブの役割】

学習の援助  
意欲付け、教材・教具の準備、  
機器の操作、雰囲気の高上げ  
など



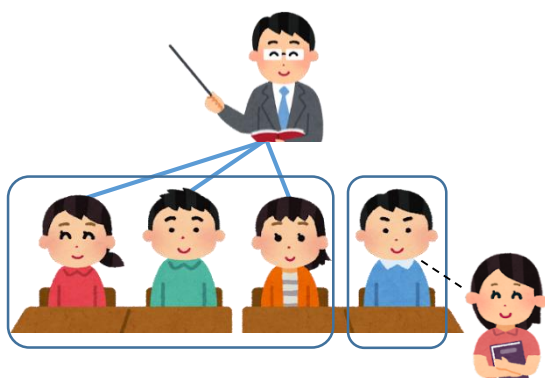
#### ○ 全体支援型

- ・チーフが全体を進める。サブは集団全体を見ながら、支援が必要な児童生徒を支援する。
- ・サブは、学習課題の理解を助ける、活動を補助するなど、課題や場面に応じた支援を行う。



#### ○ 小グループ支援型

- ・チーフが授業を進め、サブは支援が必要な複数の児童生徒の支援を担当する。
- ・全体の授業のねらいに沿って、同じ学習課題でなく、特別な課題や実態に応じた課題を設けて学習する。



#### ○ 個別支援型

- ・チーフが全体を進める。サブは、特定の児童生徒の支援を担当する。
- ・全体の授業のねらいに沿って、担当の児童生徒が同じ学習活動を行えるよう支援する。

## VI-4

## 合同学習を進めるために

特別支援学級においては、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するため、一人一人の障がいの状態に応じた教育を受けることが前提となっています。その一方で、指導目標を達成する上で効果的な場合などに、障がいの種類や程度が異なる児童生徒が合同で学習を行ったり、学年別・能力別にグループを編制して学習を行ったりする際は、次の点について留意しながら取り組む必要があります。



特別支援学級に在籍する児童が、必要に応じて合同学習や学年別・能力別のグループで学習を行う際に、学級担任はどんなことを留意すべきですか？

合同学習や学年別・能力別のグループで学習を行う際に大切なことは、その学習のねらいを明確にすることです。

また、それぞれの特別支援学級担任は、児童一人一人の障がいの状態に応じて、指導目標や指導内容を個別に設定する必要があります。



合同学習や学年別・能力別のグループで学習を行う際に、児童生徒に配慮すべきことは、どのようなことですか？

合同学習や学年別・能力別のグループで学習を行う際は、一緒に学習する児童生徒の人間関係に配慮する必要があります。また、児童生徒のグループ編制を検討する際には、児童生徒が一緒に学習することで、学習効果が高まるようなグループ編制を心掛ける必要があります。



## 計画例

## 同じ教材を使用し、個々の実態に応じて指導目標や指導内容等を工夫した例

|        | 自閉症・情緒障がい特別支援学級（児童A～C：3名）                                                                                                                                          | 知的障がい特別支援学級（児童D：1名）                                                                            |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 単元名    | 買い物をしよう                                                                                                                                                            |                                                                                                |
| 学年・教科等 | 第4学年・算数科                                                                                                                                                           | 第6学年・生活単元学習<br>※知的的生活科及び算数科（3段階）                                                               |
| 目 標    | ・買い物に必要な代金を概算し、見積もることができる。                                                                                                                                         | ・100円玉、10円玉と1円玉を使って、代金を用意することができる。                                                             |
| 過 程    | 学習内容                                                                                                                                                               |                                                                                                |
| 導 入    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ はじめのあいさつをする。</li> <li>○ 前時の学習内容を確認する。</li> <li>・お楽しみ会の時に食べたいおやつや飲み物について、話し合った内容を振り返る。</li> <li>○ 本時の学習課題を確認する。</li> </ul> |                                                                                                |
| 展 開    | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">おやつやの金額を調べて、代金を用意しよう。</div>                                                                |                                                                                                |
|        | （自閉症・情緒障がい特別支援学級）<br>○ 調べた金額の端数を四捨五入して、代金の概算を行う。<br>※197+128+173のような加法を200+100+200とみて概算する場合があることを知る。                                                               | （知的障がい特別支援学級）<br>○ チラシを見て、買いたいおやつや飲み物の金額を調べる。<br>○ 概算した代金の見積結果を基に、実際の硬貨を使い、買い物に行く際に必要な代金を用意する。 |

それぞれの学級の教育課程を基に、各教科及び指導形態の年間指導計画に、本単元を位置付けます。

本時の目標は、それぞれの学級ごとに設定します。

児童同士で関わり合いながら、同じ学習課題に取り組むなど、集団を形成し、学習効果を高めるようにします。

学級ごとに設定した本時の目標の達成に向けた学習内容を設定します。

VI-5

## 保護者との連携が重要です

### (1) 保護者との関係づくり

児童生徒への指導を効果的に行うには、保護者との信頼関係を築くことが大切です。そのため、保護者の心情を受け止めつつ、児童生徒への指導内容や方法について共通理解を図ることが大切です。

#### 信頼関係を築くポイント（例）

##### ① 保護者との日頃のつながりと肯定的な姿勢

保護者は、教師が自分の子供をよく理解し、よいところを伝えてくれる、自分の子供の成長を願って声を掛けてくれる姿を見えています。

##### ② 保護者支援から協働へ

誰かに助けてもらいたくても、一人で悩み、頑張っている保護者もいます。教師は、保護者の子育ての不安や苦労を分かろうとする姿勢が大切です。

##### ③ 保護者の人生を大切にする

この先生には何を言っても大丈夫という存在となるよう、誰にも言えなかった「我が子の育てにくさ」や自責の念など、今までの子育てや、一人の人間としての思いをしっかりと聴き、受け止めることが大切です。

### (2) 保護者との協働

保護者と信頼関係を築き、学校と家庭が特別な教育的支援を必要とする児童生徒を協働で支援することは、教育的な効果の高まりにつながります。

#### ○ 保護者との協働のポイント

- ・学校での状況や取組、変容等を丁寧に、誠意をもって伝えます。
- ・児童生徒の成長を中心に伝えながら、更なる成長に向けて、家庭での様子も参考にしつつ、保護者とともに今後の対応を考え、学校と家庭が同じ目標で取り組めるようにします。

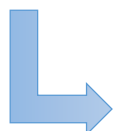


### (3) 個別の教育支援計画等の保護者との共有

就学先の決定に向けて、市町村教育委員会が保護者と合意形成を図った支援の内容や合理的配慮を踏まえるとともに、保護者との情報交換や話し合いで確認された支援内容等に関しては、保護者の同意を得つつ、個別の教育支援計画等に整理して記載していくことが重要です。また、学校や家庭、関係機関における支援内容や役割分担を明確にし、長期的な視点で教育的支援を行うために、個別の教育支援計画等を保護者とも共有しておくことが大切です。

### (4) 保護者を含むチームでの話し合い

学級担任と保護者だけで情報交換を行っても、課題の解決への支援内容が見つけにくいことがあります。



特別支援教育コーディネーターをはじめとする校内の他の教職員、校外の専門家等にも相談し、保護者と共にケース会議を開催することが有効です。



VI-6

## 関係機関と連携しよう

### (1) 関係機関との連携の必要性

障がいのある児童生徒の教育的ニーズやその保護者の願いなどに対して適切な相談・支援を行うためには、多分野・多職種によるライフステージを見通した総合的な評価と多様な支援が一体的かつ継続的に用意されていなければなりません。

そのためには、単独の機関による取組では限界があるため、地域に多分野・多職種による支援ネットワークを構築し、ネットワークにより障がいのある児童生徒やその保護者を支援することが必要です。

### (2) 家庭・教育・福祉等との連携

障がいのある児童生徒が主体的に社会参加できるようにするためには、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目なく支援が受けられるようにすることが大切です。そのため、個別の教育支援計画を活用しながら家庭・教育・福祉が連携し、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援の充実を図ることが大切です。



#### 【関係する機関として】

- ・市町村教育委員会
- ・幼稚園、保育所、認定こども園
- ・発達障がい者支援センター
- ・市町村子育て支援課
- ・児童相談所
- ・福祉事務所
- ・公共職業安定所
- ・企業等
- ・北海道立特別支援教育センター

### (3) 連携を進める際の留意事項

障がいのある児童生徒の教育を行う際、学校（学級担任）は一人一人の障がいに応じて様々な配慮をしなければなりません。一人一人の配慮を考える際、保護者の同意を得た上で、関係機関から児童生徒に関する情報を得ることが大切です。

- 関係機関との連携に当たっては、対象となる児童生徒の個人情報の扱いに十分留意しましょう。
- 情報を提供したり、情報を得たりする場合は、保護者の許可を得る必要があります。

VI-7

## 通常の学級に在籍している 特別な教育的支援が必要な児童生徒の理解と対応

特別支援学級担任は、校内の教育支援体制の整備に当たって、担当する障がい種に関する教育について最も知識のある専門家として助言を行うことが期待されます。通常の学級の担任や特別支援教育コーディネーター、通級指導担当者から障がいの理解等に関する相談を受ける場合があり、専門的な見地から具体的な支援の方法を助言することも大切な役割となります。

### (1) 特別な配慮が必要な児童生徒

通常の学級に在籍している特別な配慮が必要な児童生徒について、主な発達障がいに関する特徴を以下に紹介します。

#### 自閉症

①他者との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする発達の障がいである。その特徴は、3歳くらいまでに現れることが多いが、成人期に症状が顕在化することもある。中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されている。

なお、高機能自閉症とは、知的発達の遅れを伴わない自閉症を指す。同様に、アスペルガー症候群（アスペルガー障がい）は、自閉症の上位概念である広汎性発達障がいの一つに分類され、知的発達と言語発達に遅れはなく、上記三つの自閉症の特性のうち、②の言葉の発達の遅れが比較的目立たない。

#### 学習障がい（LD）

基本的には、全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。学習障がいは、その原因として、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されるが、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、情緒障がいなどの障がいや、環境的な要因が直接的な原因となるものではない。

#### 注意欠陥多動性障がい（ADHD）

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力又は衝動性・多動性を特徴とする障がいであり、社会的な活動や学校生活を営む上で著しい困難を示す状態である。通常12歳になる前に現れ、その状態が継続するものであるとされている。注意欠陥多動性障がいの原因としては、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されている。

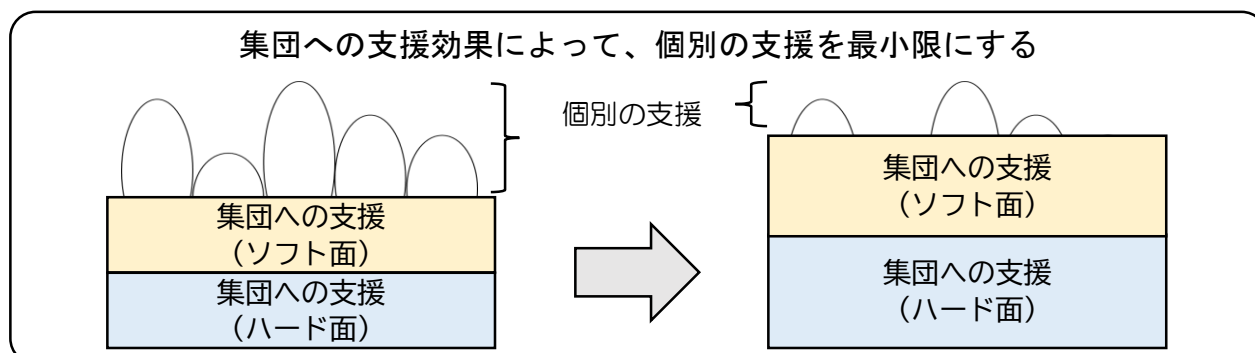
【参考】各障がいについての情報はこちら→

[障がいのある子どもの教育の広場「特別支援教育を学ぶ方・教育者の方へ」](#) [国立特別支援教育総合研究所 Web ページ](#)



## (2) 集団への支援

集団への支援（ソフト面・ハード面）が充実すると、どの児童生徒にも分かりやすい授業の効果が高まります。それによって全体の主体的な活動が促され、特別な支援が必要な児童生徒への個別の支援が減少することとなります。



### ア 集団への支援（ソフト面）の例

- 指導者の話し方
- 指示・注意の仕方
- 児童生徒への接し方や信頼関係 等

#### 【例1】指示は簡潔に、分かりやすく伝える

「教科書〇ページを開きます。」、「〇〇の絵を指さしてごらん。」、「その下の文を読みます。」など、一度に一つの指示を基本としながら、実態に応じて複数の指示を意図的に使います。

##### 《ポイント》

児童生徒の理解力や注意力等の実態に応じ、短い言葉でテンポよく話す、動作を伴わせるなど、意図的な工夫が大切です。



#### 【例2】ほめ方を工夫する

すぐにほめる、具体的にほめる、分かるようにほめる、色々な方法でほめるなど、児童生徒によく伝わるほめ方をします。

##### 《ポイント》

効果的にほめることで、児童生徒の満足感や望ましい行動への意欲が高まり、学級全体に支持的な風土が広がります。



### イ 集団への支援（ハード面）の例

- 学級全体にとって分かりやすい授業の基礎となる教室環境
- 周囲の児童生徒たちの相互理解や学級ルール
- 視覚支援、スケジュールの提示などを取り入れた授業づくり 等

#### 【例1】トークンの活用

「漢字テストで全員100点」、「ごみに気付いて拾った」など全体の目標の達成や好ましい行為にポイント（ビー玉）を加算します。定量に達すると、全員で楽しめるイベントなどを共有します。

##### 《ポイント》

児童生徒の努力や心掛けを見える形で価値付けることにより、学習や集団生活における好ましい行動の意欲を高めます。



#### 【例2】リーディングトラッカー（スリット）の活用

教室に常備し、誰でも使ってよいルールを決めます。児童生徒の使いやすさに応じて色なし、色付きから選ぶことができます。

##### 《ポイント》

児童生徒自身で、困難さに応じた工夫を選択できるようにします。



### (3) 個別の支援

集団への支援を行った上で、さらに個別の支援が必要な児童生徒には、次のような困難さに応じた工夫や手立てが考えられます。

| 障がいによる困難さ                        | 指導上の工夫や個に応じた手立ての例                                                                                                                                                                        |
|----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 複数の指示や口頭による指示を理解することが苦手          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・板書で指示を視覚的に示す。</li> </ul>                                                                                                                         |
| 文章を目で追いながら音読することが苦手              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自分がどこを読むのかが分かるように拡大コピーを用意する。</li> <li>・読む部分だけが見える自助具（スリット等）を活用する。</li> <li>・読んでいる部分を指で押さえることを認める。</li> </ul>                                     |
| 資料の中から必要な情報を見つけ出したり読み取ったりすることが苦手 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な部分を拡大する。</li> <li>・見る範囲を限定して注目する部分を示す。</li> </ul>                                                                                             |
| 読み書きが苦手                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・板書だけで説明するのではなく、必ず読み上げて分かりやすく説明する。</li> <li>・ノートに写すべき部分を色分けする。</li> <li>・タブレット端末等のＩＣＴ機器を使用し、音声教材を活用したり板書されたものを写したり、パソコン入力による板書を行ったりする。</li> </ul> |
| 聞いて理解することが苦手                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・図やモデルなど視覚的な情報を活用する。</li> </ul>                                                                                                                   |
| 空間図形のもつ性質を理解することが苦手              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・空間における直線や平面の位置関係をイメージできるように、立体模型を準備し言葉で特徴を説明する。</li> <li>・見取り図や展開図と見比べて位置関係を把握させる。</li> </ul>                                                    |
| 計算が苦手                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・練習問題の量を調節する。</li> <li>・計算の意味を図や絵を提示して分かりやすく説明する。</li> </ul>                                                                                      |
| 注意が苦手                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・余分な刺激を減らすことができるように、黒板の周囲の掲示物を減らす。</li> <li>・座席の位置を前方にする。</li> </ul>                                                                              |
| 集中が苦手                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・短い時間で活動を区切って、メリハリをつける。</li> </ul>                                                                                                                |
| じっとしていることが苦手                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・意図的に役割を与え動くことが許容される場面を設定する。</li> </ul>                                                                                                           |
| その他                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚的な情報を活用して行動目標を示しておき、できているときにはその行動に対して肯定的評価を即時に行う。</li> <li>・困っていることや言いたいことがあるときに、意思表示カードを使用してもよいなど、学級のルールを明確にする。</li> </ul>                    |

#### 【参考】

[「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」](#)

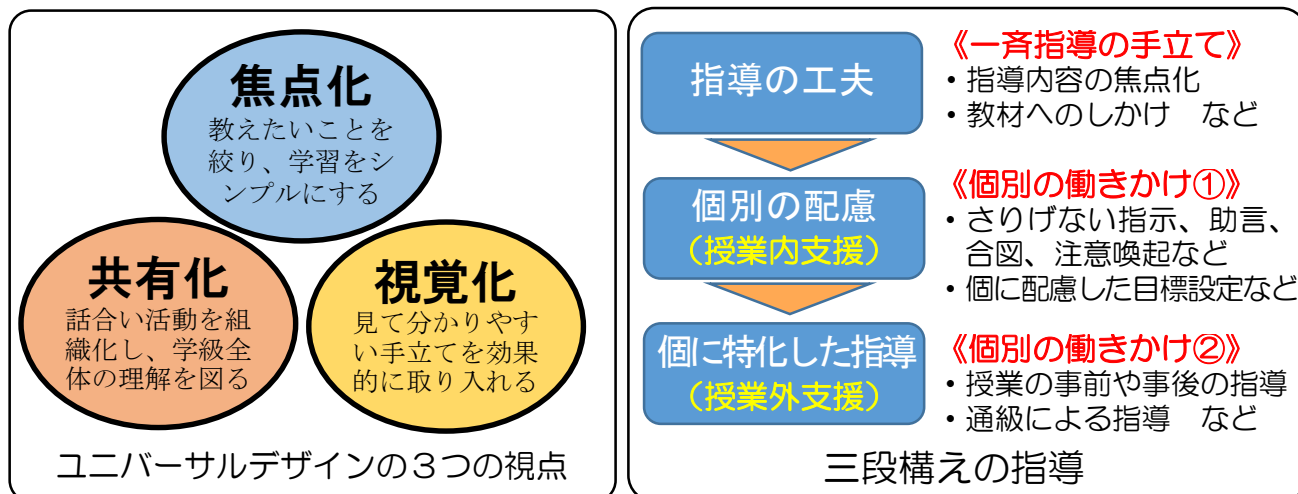


#### (4) 授業のユニバーサルデザイン

特別な支援が必要な児童生徒を含む、通常の学級の全員が楽しく学び合い「分かる・できる」を目指す授業の考え方に「授業のユニバーサルデザイン」があります。

授業のUD化モデルでは、授業の4つの階層「参加（活動する）」、「理解（分かる）」、「習得（身に付ける）」、「活用（使う）」で、各階層ごとの授業のバリアを生じさせる「発達障がいのある児童生徒の特徴」と、「バリアを除く工夫」としての支援の方策を示しています。また、以下に示すように、一斉授業を工夫しつつ、個別の対応も必要に応じて行う取組も紹介されています。

【参考】「授業のユニバーサルデザイン Vol.1.8」日本授業UD学会（2016年）



【参考】「UDL（Universal Design for Learning：学びのユニバーサルデザイン）」  
NPO法人CAST（Center for Applied Special Technology）

単に知識やスキルを身に付けるのではなく、学ぶこと自体を習得する学習者の姿を目指す考え方は、効果的に学ぶための多様な選択肢を用意し、誰でも達成可能な学習環境を調整する方法を紹介しています。



[UDLガイドライン2.0表](#)



[UDLガイドライン2.0全文](#)

#### (5) 通級指導教室との連携について

児童生徒が通級による指導を実施している場合は、通常の学級の担任と通級指導担当者が学習の進捗状況について情報交換を行うとともに、通級による指導の効果が、在籍学級においても波及することを目指していくことが重要です。教師間の連携において、個別の指導計画に基づく評価や情報交換が円滑に行われるようにします。

##### ○ 在籍学級と通級指導教室の連携の例



##### 【ICT機器の効果的な活用例】

場面緘黙のAさんは、通級指導教室で、タブレット端末で短文を作成し、読み上げ機能を活用して自分の考えを発信することができるようになりました。

学級担任は、個別の指導計画により通級指導担当者と情報を共有し、Aさんの得意な理科の授業で、タブレット端末でペア交流への参加を促しました。それ以来Aさんは、少しずつペアや小グループで自分の考えを意欲的に発信するようになってきました。

## VII 資料編

## 参考となる資料を活用しよう

北海道教育委員会及び北海道立特別支援教育センターでは、小・中学校や高等学校において、特別な教育的支援を必要とする児童生徒への適切な指導を行うことができるよう、様々な参考資料を作成しています。なお、各資料は、資料名のクリック又はQRコードの読み込みで閲覧することができますので、ご活用ください。

### ●特別支援学級を支えるために

「教育課程の編成」や「個別の指導計画の作成と活用」など、指導の参考となる事例や資料がまとめられています。



北海道教育委員会（平成27～29年度）



【特別支援学級に関するQ&A】 【教材等活用事例集】 【実践事例編】

### ●特別な教育支援を必要とする児童生徒への指導に関するインデックス

特別支援学級等において、特別な教育的支援を必要とする児童生徒への適切な指導及び必要な支援を行う際に、参考となる資料がまとめられています。

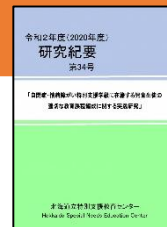
北海道立特別支援教育センター（平成29年度）



### ●自閉症・情緒障がい特別支援学級に在籍する児童生徒の適切な教育課程編成に関する実践研究

適切な教育課程を編成・実施する際に参考となる資料として、研究紀要の他に、①チェックリスト、②Q&A集、③ガイドブック一覧を作成しています。

北海道立特別支援教育センター（令和2年度）



### ●支援体制づくり取組事例集〔推進校編〕

学校全体で特別支援教育を推進するための校内研修の工夫や、通常の学級における、学級づくり、授業づくりの事例が掲載されています。

北海道教育委員会（平成30年度）



### 北海道立特別支援教育センターのWebページをご活用ください！

特センのWebページでは、**特別支援教育に関する最新情報**をはじめ、授業で使える**オンデマンド教材**や各障がい種の**指導に役立つ資料**を掲載しています。

また、特別支援教育に関する研修用動画の視聴など、**「学べる・使える」コンテンツが充実**していますので、ぜひ、ご活用ください。



本ハンドブックの改訂に当たり、以下のニーズ調査協力校に御協力をいただきながらまとめることができました。心からお礼申し上げます。

1 弱視特別支援学級

小樽市立潮見台小学校 教諭 村井 陽子

2 難聴特別支援学級

倶知安町立東小学校 教諭 近藤 直人  
教諭 高岸 智美

3 知的障がい特別支援学級

千歳市立北進小学校 教諭 赤塚 邦彦

4 肢体不自由特別支援学級

恵庭市立島松小学校 教諭 沢田 秀史

5 病弱・身体虚弱特別支援学級

江別市立江別第二小学校 教諭 林 基次

6 言語障がい特別支援学級

鷹栖町立北野小学校 教諭 山川 昌子

7 自閉症・情緒障がい特別支援学級

恵庭市立恵庭中学校 教諭 藤代 裕

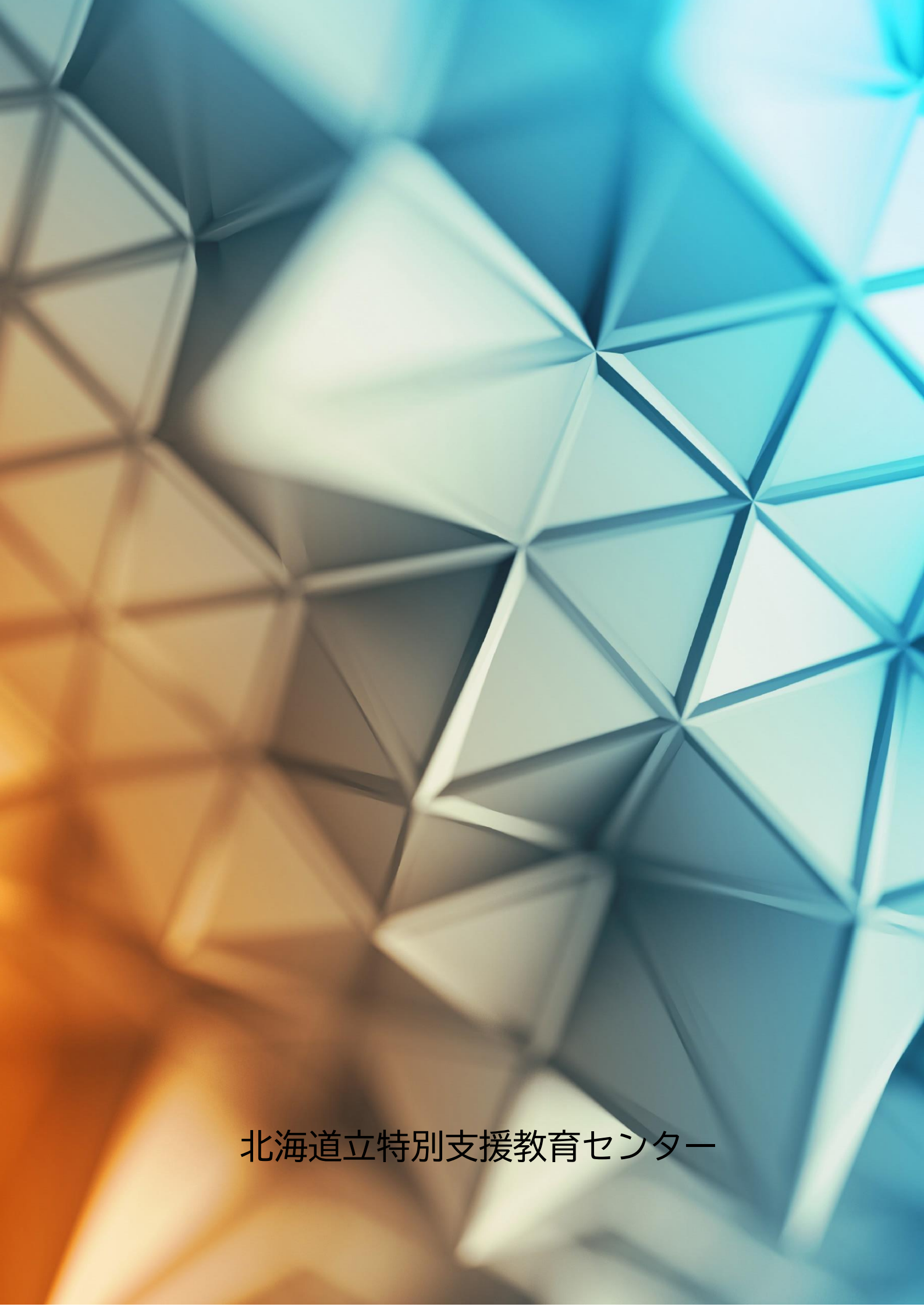
8 通常の学級

江別市立大麻小学校 教諭 高杉 祐之

## 引用・参考文献

- ・ 文部科学省 (2010.3) 「生徒指導提要」  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1404008.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1404008.htm) (最終閲覧日、令和4年3月18日)
- ・ 文部科学省 (2012.7) 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進 (報告)」
- ・ 文部科学省 (2017.3) 「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」
- ・ 文部科学省 (2017.4) 「特別支援学校幼稚部教育要領 小学部・中学部学習指導要領」
- ・ 文部科学省 (2017.7) 「小学校学習指導要領解説 総則編」、「生活編」、「体育編」、「総合的な学習の時間編」
- ・ 文部科学省 (2018.3) 「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則編 (幼稚部・小学部・中学部)」
- ・ 文部科学省 (2018.3) 「特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編 (小学部・中学部)」
- ・ 文部科学省 (2018.3) 「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編 (幼稚部・小学部・中学部)」
- ・ 文部科学省 (2019.3) 「学習者用デジタル教科書実践事例集」
- ・ 文部科学省 (2019.3) 「交流及び共同学習ガイド」
- ・ 文部科学省 (2019.3) 「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について (通知)」
- ・ 文部科学省 (2020.3) 「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」
- ・ 文部科学省 (2020.4) 「特別支援学校小学部・中学部 学習評価参考資料」
- ・ 文部科学省 (2020.6) 「教育の情報化に関する手引 (追補版)」
- ・ 文部科学省 (2021.1) 「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告」
- ・ 文部科学省 (2021.10) 「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」有識者会議参考資料
- ・ 文部科学省 (2021.3) 「学習指導要領の趣旨の実現に向けた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に関する参考資料」
- ・ 文部科学省 (2021.6) 「小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～」
- ・ 文部科学省 (2021.6) 「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向け～」
- ・ 文部科学省 国立教育政策研究所 (2020.3) 「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」
- ・ 文部科学省 国立教育政策研究所 (2020.6) 「主体的・対話的で深い学びを実現する授業改善の視点について」
- ・ 中央教育審議会 (2019.1) 「児童生徒の学習評価の在り方について (報告)」
- ・ 国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 (2020.6) 「生徒指導リーフ 発達障害と生徒指導～自尊感情への配慮 Leaf. 3S」
- ・ 国立教育政策研究所 (2019.6) 「学習評価の在り方ハンドブック 小・中学校編」
- ・ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 (学びラボ) 「インクルーシブ教育システムにおける交流及び共同学習」
- ・ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 (学びラボ) 「幼児期の子どもをもつ保護者とのかわり」
- ・ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 (2021.3) 「知的障害特別支援学級担任のための授業づくりサポートキット (小学校編) すけっと」
- ・ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 (2021.3) 「発達障害のある子供の教育に関わる全ての教員の皆様へもしかして、それ…二次的な障害を生んでいるかも…? (リーフレット)」
- ・ 家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトチーム (2018.3) 「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト報告～障害のある子と家族をもっと元気に～」
- ・ 北海道教育庁 (2019.11) 「令和元年度特別支援教育教育課程編成の手引」
- ・ 北海道教育庁 (2020.3) 「令和2年度小学校教育課程編成の手引」
- ・ 北海道教育庁 (2021.7) 「『キャリア・パスポート』の効果的な活用に向けて」
- ・ 北海道教育委員会 (2014.11) 「学校における食物アレルギー対応の進め方」
- ・ 北海道教育委員会 (2015.3) 「安全な学校給食の提供のために～窒息事故防止に関する資料～」
- ・ 北海道教育委員会 (2015.3) 「特別支援学級を担当する方のための4ステップ (プラス1) ガイドブック」
- ・ 北海道教育委員会 (2015.12) 「指導資料『特別支援学級を支えるために』～特別支援学級に関するQ&A～」
- ・ 北海道教育委員会 (2017.12) 「北海道における教員育成指標」
- ・ 北海道教育委員会 (2017.3) 「『合理的配慮の提供』に至るプロセス」
- ・ 北海道教育委員会 (2018.3) 「『特別支援学級を支えるために』～教材等活用事例集～」
- ・ 北海道教育委員会 (2018.3) 「特別支援教育に関する基本方針 [平成30～34年度]」
- ・ 北海道教育委員会 (2020.3) 「医療的ケア実施のためのハンドブック (改訂版)」
- ・ 北海道教育委員会 (2021.5) 「令和3年度 (2021年度) 学校教育の手引」
- ・ 北海道立特別支援教育センター (2010.3) 「特別支援学級担任のハンドブック (改訂版)」
- ・ 学研 (2008.10) 「家庭で無理なく楽しくできる生活・学習課題46 自閉症の子どものためのABA基本プログラム」
- ・ 学研 (2013.8) 「実践 キャリア教育の教科書特別支援教育をキャリア発達の視点で捉え直す」
- ・ 学研 (2019.8) 「知的障害教育ならではの主体的・対話的で深い学びができる本 PDC Aチェックシートで授業改善！」
- ・ かもがわ出版 (2015.3) 「知的障害・発達障害のある人への合理的配慮 自立のためのコミュニケーション支援」
- ・ 慶應義塾大学出版会 (2016.9) 「五訂版 視覚障害教育に携わる方のために」
- ・ 講談社 (2013.12) 「発達障害の子どもの伸ばす魔法の言葉かけ」
- ・ 金剛出版 (2018.4) 「特別支援教育の理論と実践 [第3版] II 指導」
- ・ 教育出版 (2011) 「知的障害特別支援学校用 文部科学省著作教科書『こくご☆☆☆』」

- ・ ジアース教育出版（2021.3）「小学部から組織的に取り組む『キャリア発達支援』の実践」
- ・ ジアース教育新社（2016.7）「知的障害・発達障害の教材・教具117（いいな）」
- ・ ジアース教育新社（2016.9）「『育成を目指す資質・能力』をはぐくむための 知的障害教育における学習評価の実践ガイド」
- ・ ジアース教育新社（2018.11）「特別支援学級担任のための学級経営サポートQ&Aー特別支援学級の達人になろう！ー」
- ・ ジアース教育新社（2020.6）「特別支援教育の基礎・基本2020」
- ・ ジアース教育新社（2021.3）「特別支援学級での自閉症のある子どもの自立活動」
- ・ 東洋館出版社（2013.3）「特別支援教育 学級経営12か月 特別支援学級」
- ・ 東洋館出版社（2016.1）「授業のユニバーサルデザイン vol. 8」
- ・ 東洋館出版社（2019.7）「新版『特別支援学級』と『通級による指導』ハンドブック」
- ・ 東洋館出版社（2020.4）「特別支援教育研究 第752号／4月号」
- ・ 東洋館出版社（2020.7）「特別支援教育研究 第755号／7月号」
- ・ ミネルヴァ書房（2015.3）「特別支援教育がわかる本②通常学級でできる発達障害のある子の学習支援」
- ・ 明治図書（2019.12）「発達障害のある子の学びを深める教材・教具・ICTの教室活用アイデア」
- ・ 明治図書（2019.7）「平成31年度版 学習指導要領改訂のポイント 高等部・高等学校 特別支援教育」
- ・ 明治図書（2020.7）「特別支援教育の実践情報 No.196」
- ・ 一般社団法人日本図書教材協会 授業と教材に関する調査研究委員会（2018.6）「授業と教材ー教材の正しい理解と活用のために」
- ・ 岡山県総合教育センター（2018.4）「特別支援学級担任のためのハンドブック（改訂版）」
- ・ 岡山県特別支援学校長会 岡山県教育庁特別支援教育課（2018.3）「『授業づくりハンドブック』～学習指導案と学習評価の考え方について～」
- ・ 宮崎県教育研修センター（2015.3）「特別支援学級担任のための『ハンドブック』」
- ・ 京都府スーパーサポートセンター（2018.3）「これでスッキリ！ユニバーサルデザイン授業」
- ・ 熊本県教育委員会（2017.3）「特別支援学級担任及び通級による指導担当教員のためのハンドブック～一人一人の子供の確かな学びと自立の実現のために～」
- ・ 国立大学法人 兵庫教育大学（2014.3）「発達障害のある子供たちのためのICT活用ハンドブック 特別支援学級編」
- ・ 山梨県教育委員会（2021.7）「特別支援教育コーディネーターハンドブック～教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～」
- ・ 秋田県総合教育センター（2016.3）「特別支援教育のための校内支援体制ケースブックー校内組織を活用したチームアプローチー」
- ・ 秋田県総合教育センター（2017.4）「特別支援学級新担任の手引【改訂版】」
- ・ 秋田県総合教育センター（2020.4）「特別支援学級担任の手引～全校で支え合うために～」
- ・ 小松市インクルーシブ教育システム構築モデル事業（交流及び共同学習）推進委員会（2018.11）「交流及び共同学習『合理的配慮』事例集ー一人一人の教育的ニーズに応じた支援のためにー」
- ・ 神奈川県立鶴見高等学校（2019.3）「ルーブリックを活用した学習評価ハンドブック」
- ・ 静岡県総合教育センター（2011.5）「特別支援学校の魅力ある授業づくり」
- ・ 静岡県総合教育センター（2017.3）「特別支援学級スタートブック」
- ・ 全国社会福祉協議会（2018.4）「障害福祉サービスの利用について」
- ・ 長崎県教育委員会（2019.4）「特別支援学校の教育の手引きー第6集ー特別支援学校の教育活動全般編」
- ・ 長野県教育委員会（2010.1）「特別支援教育 教育課程 学習指導手引書ー特別な支援を必要とする子どもの教育課程編成のためにー共通・連携編」
- ・ 鳥取県教育委員会事務局 東部教育局（2019.3）「元気いっぱい 園・学校づくりのポイント集Ⅱ～子どもたちの学びの更なる充実をめざして～」
- ・ 東京都教育委員会（2021.3）「自分らしい生き方の実現を目指して 都立特別支援学校におけるキャリア・パスポートの活用とキャリア発達支援」
- ・ 道徳教育に係る評価等の在り方に関する専門家会議（2016.7）「『特別の教科 道徳』の指導方法・評価等について（報告）」
- ・ 徳島県立総合教育センター（2010.3）「特別支援学級ハンドブック」
- ・ 栃木県総合教育センター（2018.3）「『主体的・対話的で深い学び』の実現に向けた授業改善【理論編】」
- ・ Webページ（文部科学省）「『キャリア・パスポート』例示資料等について」
- ・ Webページ（文部科学省）「言語障害教育」、「聴覚障害教育」
- ・ Webページ（厚生労働省）「障害者手帳について」、「特別児童扶養手当について」
- ・ Webページ（北海道保健福祉部）「療育手帳について」
- ・ Webページ（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所）「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」
- ・ Webページ（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 発達障害教育センター）「教材・教具データベース」
- ・ Webページ（北海道教育委員会）「ICTポータルサイト 授業モデル【デザイン編】」
- ・ Webページ（やまぐち総合教育支援センター）「特別支援教育Q&A ティーム・ティーチング」、「授業の工夫 教材・教具の開発と活用」
- ・ Webページ（秋田県総合教育センター）「平成27年度 研究紀要第3章 校内組織の効果的活用による特別支援教育へのチームアプローチ」
- ・ Webページ（静岡県総合教育センター）「授業を支える「ティーム・ティーチング」（T・T）」
- ・ Webページ（徳島県立総合教育センター）「ポジティブな行動支援（PBS）について」
- ・ Webページ（株式会社ぎょうせい）「資質・能力の育成と総合的な学習の時間の見直し」

The background is an abstract composition of numerous triangles of varying sizes and orientations. The color palette is split: the right side and top are dominated by shades of blue, ranging from light cyan to deep navy, while the left side and bottom are dominated by shades of orange and brown, ranging from light tan to dark chocolate. The triangles are arranged in a way that creates a sense of depth and movement, with some appearing to recede into the distance and others coming forward.

北海道立特別支援教育センター